池田町地域防災計画

新旧対照表

（令和７年 10 月修正）

目　次

総則編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
風水害対策編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
　第１章・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
　第２章・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
　第３章・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・48
震災対策編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・49
　第１章・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・50
　第２章・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・54
その他の災害対策編
道路災害対策編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・59
　第２章・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・60.
大規模な火事災害対策編・・・・・・・・・・・・・・・・・61
　第１章・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・62
火山災害対策編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・63
　第１章・第２章・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・64

資料編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・65

池田町地域防災計画

総則編

（令和７年 10 月修正）

新旧対照表

新	旧	修正理由・備考
第１章　計画の策定方針	第１章　計画の策定方針	
５　長野県強靭化計画の総合目標、基本目標を踏まえた防災計画の作成等 （略）	５　長野県強靭化計画の総合目標、基本目標を踏まえた防災計画の作成等 （略）	
６　長野県地震防災対策強化アクションプランを踏まえた計画の作成等 長野県地震防災対策強化アクションプラン（以下、「アクションプラン」という。）は、令和６年能登半島地震で顕在化した課題を教訓に、ハード・ソフトの両面から地震災害対策の充実・強化を目的に策定している。 このため、県民、県、町及び関係機関は、アクションプランの基本目標である「耐震化の促進、避難所環境の改善等により、「地震災害ゼロ」に挑戦」を念頭に、５つの重点項目である。 （１）２つの孤立（情報の孤立、物資の孤立）の発生を防ぐとともに、発生時には早期解消を図る。 （２）自助・共助・公助、全ての面で初動対応のレベルアップを図る。 （３）全ての避難者の健康が維持されるよう、目標期限を定めて避難所 TKB を実践する等、避難生活の〝質〟の更なる改善を図る。 （４）平時から耐震化の促進に努めるとともに、地震が発生した際の住家の被害認定調査の実施体制づくりを進める。 （５）プラン全体を通して、高齢者・障がい者・女性・子ども・外国人などの皆様への配慮に務める。 を踏まえ、10 の具体的なアクションを中心に地震防災対策の推進を図るものとする。	（新規）	長野県地震防災対策強化アクションプランを踏まえた地震防災対策を実施する旨を追記
７　長野県広域受援計画及び池田町受援計画を踏まえた防災計画の作成等 （略）	６　長野県広域受援計画及び池田町受援計画を踏まえた防災計画の作成等 （略）	
第２章　防災の基本理念及び施策の概要	第２章　防災の基本理念及び施策の概要	
1 （２）　迅速かつ円滑な災害応急対策 ア　災害応急段階における基本理念は以下のとおりである。 （イ）　被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、女性、子ども、性的マイノリティのほか、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生ずる多様なニーズに適切に対応する。	1 （２）　迅速かつ円滑な災害応急対策 ア　災害応急段階における基本理念は以下のとおりである。 （イ）　被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生ずる多様なニーズに適切に対応する。	多様なニーズに適切に対応するよう文言を追記

<table>
<tr>
<td>
イ
（ク）　指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動や福祉的な支援を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体対策を行う。
（ケ）　新型インフルエンザ等感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

第３章　防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第２　処理すべき事務又は業務の大綱
５　指定行政機関
<table>
<tr><th>機関の名称</th><th>処理すべき事務又は業務の大綱</th></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>(12)東京管区気象台
（長野地方気象台）</td><td>ア　気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表
イ　気象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
ウ　気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
エ　地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
オ　防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発</td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
</table>
８　指定地方公共機関
<table>
<tr><th>機関の名称</th><th>処理すべき事務又は業務の大綱</th></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>(6)放送事業者</td><td>（信越放送㈱、㈱長野放送、㈱テレビ信州、長野朝日放送㈱、長野エフエム放送㈱、あづみ野エフエム放送㈱、あづみ野テレビ㈱）
天気予報及び警報、災害情報等広報に関すること。</td></tr>
<tr><td>(7)長野県情報ネットワーク協会</td><td>天気予報及び警報、災害情報等広報に関すること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
</table>
</td>
<td>
イ
（ク）　指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体対策を行う。
（ケ）　新型インフルエンザ等感染症の発生を考慮し、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型インフルエンザ等感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

第３章　防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第２　処理すべき事務又は業務の大綱
５　指定行政機関
<table>
<tr><th>機関の名称</th><th>処理すべき事務又は業務の大綱</th></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>(12)東京管区気象台
（長野地方気象台）</td><td>ア　気象等の観測及びその成果の収集、発表
イ　気象等の予報・警報等の発表、伝達及び解説
ウ　気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
エ　地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
オ　防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発</td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
</table>
８　指定地方公共機関
<table>
<tr><th>機関の名称</th><th>処理すべき事務又は業務の大綱</th></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>(6) 放送事業者</td><td>（信越放送㈱、㈱長野放送、㈱テレビ信州、長野朝日放送㈱、長野エフエム放送㈱、あづみ野エフエム放送㈱、あづみ野テレビ㈱）
気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。</td></tr>
<tr><td>(7) 長野県情報ネットワーク協会</td><td>気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
</table>
</td>
<td>
県の地域防災計画に合わせて修正

業務内容の具体化

文言の修正
</td>
</tr>
</table>

第４章　池田町の概況	**第４章　池田町の概況**	
第１　自然的条件 １　地勢 池田町は北安曇郡の南部に位置し、西は日本アルプスの峻峰槍ヶ岳に源を発する高瀬川によって松川村と接し、東は中山山地の東部において東筑摩郡生坂村に接している。 北は大町市、南は安曇野市に接し、東西 6.2 ㎞、南北 12.8 ㎞、総面積は 40.16 ㎢の範囲を占めている。 町の地形は松本盆地北部の平野部とその東側を南北に延びる山地部の二つに分かれ、両者は松本盆地東縁断層によって境されている。 断層の西側は高瀬川扇状地の広大な水田の広がる平地となっているが、勾配が百分の一とやや急である。 東側は中山山地と呼ばれる山地で、その中央を南北に中山断層が走り、断層の東は地すべりの多い丘陵地であるが、粘土質の肥沃な地盤により陸郷、広津の集落が形成されている。また松本盆地東縁断層沿いには断層によって形成された段丘が発達していて、段丘上には古くからの集落が形成されている。	第１　自然的条件 １　地勢 池田町は北安曇郡の南部に位置し、西は日本アルプスの峻峰槍ヶ岳に源を発する高瀬川によって松川村と接し、東は中山山地の東部において東筑摩郡生坂村に接している。 北は大町市、南は安曇野市に接し、東西 6.2 ㎞、南北 12.8 ㎞、総面積は 40.16 ㎢の範囲を占めている。 東部山地は第三紀犀川累層、西部は新沖積層の平坦部で、その間の段丘地は旧沖積層に属し、なお一部に青木層の露出があり、北には特殊火成層の大峰累層が南北に連なっている。 地味は一般的に肥沃で、西部平坦地域は砂質土壌で、ここに中心地、大字池田、会染、中鵜地区がひらけ、東部山間地帯は粘質壌土で、ここには大字広津、陸郷の集落が散在している。	国際地質科学連合（IUGS）が第四紀の始まりを 180 万年前から 258 万年前に変更したことに伴う見直し
４　地質・地盤 町の東部の中山山地には、中央を中山断層が南北に走り、その東側の平畑・足沼・日影山地域には新第三紀中新世の砂岩泥岩互層（青木層）が、中山断層の西側には大峰帯の小谷・大峰の両累層が分布する。大峰累層は、小谷から安曇野の各市町村にまたがる小谷・中山山地に広く分布する第四紀更新世の地層で、このうち大峰累層は、池田町では大峰牧場から半在家にかけて分布している。大峰累層の中部層は、礫岩・砂岩・凝灰岩などからなり、上部層は凝灰岩質で部分的に緻密な溶結凝灰岩を挟む。 一方、小谷累層は日野から大穴山・鵜山に至る山地に連続して分布するが、その大部分は礫岩である。中山山地と平地の境界付近には、東傾斜の松本盆地東縁断層（活断層）により、中島や瀧沢地区などの段丘が形成されている。 山麓から平地にかけては、第四紀更新世（1.2 万年～現在）の高瀬川扇状地堆積物が覆っている。	４　地質・地盤 町の北部を、中山断層が南北に走り、その東側の平畑・足沼・日影山地域には中新世の砂岩泥岩互層（青木層）が、中山断層の西側には小谷・大峰の両累層が分布する。このうち、大峰累層は、大町・池田・安曇野の各市町にまたがる中山山地に広く分布する更新世の地層で、池田町では大峰牧場から半在家にかけて分布している。大峰累層の中部層は、礫岩・砂岩・凝灰岩などからなり、上部層は凝灰岩質で部分的に緻密な溶結凝灰岩を挟む。 一方、小谷累層は日野から大穴山・鵜山に至る山地に連続して分布するが、その大部分は礫岩である。中山山地と平地の境界付近には、落差はそれほど大きくはないが盆地側に落ち込む傾向で新しい段丘礫層（活断層）が見つかっている。 山麓から平地にかけては、更新世以降の崩積土、段丘堆積物、氾濫原堆積物などが、新第三紀層の上部を不整合におおって堆積している。	
５　自然要因にみる災害の要因 （２）　土砂災害	５　自然要因にみる災害の要因 （２）　土砂災害	

東山（中山山地）中央の中山断層より西側は固結度の小さい大峰帯の堆積土層で構成され、東側は青木層の脆弱な泥岩地域となっている。勾配も急峻であり、長年、地すべり、土砂流出、山崩れに悩まされてきた。 近年、山間部の過疎化による農地の荒廃化が進んでおり、集中豪雨時の危険性が高い。	東山（中山山地）一帯は、第三紀層の堆積土層で構成され、また、勾配も急峻であり、長年、地すべり、土砂流出、山崩れに悩まされてきた。 近年、山間部の過疎化による農地の荒廃化が進んでおり、集中豪雨時の危険性が高い。	

池田町地域防災計画

風水害対策編

（令和７年 10 月修正）

新旧対照表

新	旧	修正理由・備考
第１節　風水害に強いまちづくり **第３　計画の内容** ２　風水害に強いまちづくり （２）　実施計画 ア　風水害に強いまちの形成 （ク）住宅造成及び特定盛土等規則法に基づく既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察を行う。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、災害を防止するために必要な措置を行う。さらに、その内容について、県と情報共有を行うとともに、必要に応じて住民への周知を図るものとする。	**第１節　風水害に強いまちづくり** **第３　計画の内容** ２　風水害に強いまちづくり （２）　実施計画 ア　風水害に強いまちの形成 （ク）危険な盛土が確認された場合は、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。また、その内容について、市町村と情報共有を行うとともに、必要に応じて住民への周知を図るものとする。	県の地域防災計画に合わせて修正
ウ　ライフライン施設の機能の確保 （オ）　災害拠点病院は、通常時の６割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し、３日分程度の燃料を確保しておくものとする。 　また、平時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から電源の確保が行われていることや、非常時に使用可能なことを検証しておくものとする。 　なお、浸水想定区域（洪水、雨水出水）に所在する場合は、風水害が生じた際の被災を軽減するため、止水板等の設置による止水対策や自家発電機等の高所移設、排水ポンプ設置等による浸水対策を講じるものとする。	ウ　ライフライン施設の機能の確保 （オ）　災害拠点病院は、通常時の６割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し、３日分程度の燃料を確保しておくものとする。 　また、平時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から電源の確保が行われていることや、非常時に使用可能なことを検証しておくものとする。 　なお、自家発電機等の設置場所については、地域のハザードマップ等を参考にして検討することが望ましい。	災害拠点病院の指定要件の変更に伴う修正
第３節　情報の収集・連絡体制計画 **第３　計画の内容** １　情報の収集、連絡体制の整備 （２）　実施計画 カ　国関係機関、県及び公共機関等と情報の共有化を図るため、横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム（ＳＯＢＯ－ＷＥＢ）に集約できるよう努めるとともに、必要に応じて活用するものとする。	**第３節　情報の収集・連絡体制計画** **第３　計画の内容** １　情報の収集、連絡体制の整備 （２）　実施計画 （新設）	県の地域防災計画に合わせて修正
キ　雨量情報及び長野県河川砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度などの情報収集に努め、また、県、住民と連携し、土砂災害に関わる異常	カ　雨量情報及び長野県河川砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度などの情報収集に努め、また、県、住民と連携し、土砂災害に関わる	

な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努めるものとする。 ク　災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。 ３　通信手段の確保 （２）　実施計画 エ　通信が途絶している地域で、職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めるとともに、風水害時を想定した非常通信訓練を行うものとする。 オ　衛星携帯電話、ＭＣＡ移動無線、公共安全モバイルシステム等の移動系の応急対策機器の整備を図るものとする。	異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努めるものとする。 キ　災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。 ３　通信手段の確保 （２）　実施計画 エ　風水害時を想定した非常通信訓練を行うものとする。 オ　衛星携帯電話、ＭＣＡ移動無線、公共安全ＬＴＥ（ＰＳ－ＬＴＥ）等の移動系の応急対策機器の整備を図るものとする。	
第５節　広域相互応援計画 **第３　計画の内容** １　防災関係機関相互の連携体制整備 （２）　実施計画 オ　応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、協定等を活用し、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として利用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。 カ　緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）等が迅速に活動できるよう、人員の派遣及び資機材の提供を行う体制の整備を図るものとする。 キ　町は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。 ク　訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟，発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。 ３　県内外消防本部間の消防相互応援体制 （２）　実施計画 ウ　県と連携し、デジタル技術の活用による情報収集、分析など指揮支援体制の強化や迅速な進出と効果的な活動に向けた体制整備などにより、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、緊急消防援助隊の実践的な教育訓練等に努めるものとする。	**第５節　広域相互応援計画** **第３　計画の内容** １　防災関係機関相互の連携体制整備 （２）　実施計画 （新設） オ　緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）等が迅速に活動できるよう、人員の派遣及び資機材の提供を行う体制の整備を図るものとする。 カ　町は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。 キ　訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟，発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。 ３　県内外消防本部間の消防相互応援体制 （２）　実施計画 ウ　県と連携し、緊急消防援助隊の実践的な教育訓練等に努めるものとする。	県の地域防災計画に合わせて修正

６　県と市町村が一体となった他都道府県の被災地への応援体制整備 （２）　実施計画 協定により実施する応援の内容については、その内容ごとに応援に要する職員の選定、職員が自活できるような資機材や物資等の確保及び活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努めるものとする。 また共同で訓練等を行うなど、平常時より連携を強化し、円滑な応援活動を行う体制を整備するものとする。	６　県と市町村が一体となった他都道府県の被災地への応援体制整備 （２）　実施計画 協定により実施する応援の内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努めるものとする。 また共同で訓練等を行うなど、平常時より連携を強化し、円滑な応援活動を行う体制を整備するものとする。	
第６節　救助・救急・医療計画	**第６節　救助・救急・医療計画**	
第１　基本方針 救助・救急用資機材の整備、医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達体制の整備を図る。また、災害時に医療活動の拠点となる災害拠点病院として指定した、県１か所の基幹災害拠点病院及び二次医療圏に１か所以上の地域災害拠点病院を中心とした、災害医療体制の整備を図るとともに、施設の災害対応機能の強化を図る。 このほか医療機関の被災状況、患者受入状況及び活動体制、災害発生、交通規制の状況等について、関係機関が相互に把握できるよう情報共有、連絡体制を整備する。	**第１　基本方針** 救助・救急用資機材の整備、医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達体制の整備を図る。また、災害時に医療活動の拠点となる災害拠点病院として指定した、県１箇所の基幹災害拠点病院及び二次医療圏に１箇所以上の、地域災害拠点病院を中心とした、災害医療体制の整備を図るとともに、施設の災害対応機能の強化を図る。 このほか医療機関の被災状況、患者受入状況及び活動体制、災害発生、交通規制の状況等について、関係機関が相互に把握できるよう情報共有、連絡体制を整備する。	字句の修正
第３　計画の内容 １　救助・救急用資機材の整備 （１）　現状及び課題 令和７年４月１日現在、北アルプス広域消防本部が保有する救助救急車両の保有台数は、救助工作車１台、高規格救急自動車５台であり、令和２年 10 月にははしご付消防自動車を更新した。北アルプス広域消防計画の消防力整備計画に基づき増強、更新されている。なお、消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の増強整備、分散配置及び平常時からの訓練の実施も必要である。 また、災害時に備え救助・救出用資機材の整備を図るとともに、災害時に借受けが必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ借受け先を定めておく必要がある。 （２）　実施計画 イ　消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図る。 また、平常時から町民に対し、これらを使用して、救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に防災訓練等を実施する。	**第３　計画の内容** １　救助・救急用資機材の整備 （１）　現状及び課題 令和６年４月１日現在、北アルプス広域消防本部が保有する救助救急車両の保有台数は、救助工作車１台、高規格救急自動車５台であり、令和２年 10 月にははしご付消防自動車を更新した。北アルプス広域消防計画の消防力整備計画に基づき増強、更新されている。なお、消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の増強整備、分散配置及び平常時からの訓練の実施も必要である。 また、災害時に備え救助・救出用資機材の整備を図るとともに、災害時に借受けが必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ借受け先を定めておく必要がある。 （２）　実施計画 イ　消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図る。 また、平常時から町民に対し、これらを使用して、救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に防災訓練等を実施する。	時点修正

ウ　大規模地震など、多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。	ウ　（新設）	県の地域防災計画に合わせて修正
第７節　消防・水防活動計画	**第７節　消防・水防活動計画**	
第３　計画の内容 １　消防計画 （１）　現状及び課題 令和７年４月 11 日現在の本町の消防体制は、消防署数１、消防職員数 17 人、消防団数１、消防団員数 209 人である。 大規模災害に対しては、消防力の強化のほか、初動体制等の活動体制の整備、相互応援体制の整備及び町民等に対する火災予防の徹底等が重要であることから、これらに留意した北アルプス広域消防計画の策定、修正及び計画の実施が必要である。	**第３　計画の内容** １　消防計画 （１）　現状及び課題 令和６年４月１日現在の本町の消防体制は、消防署数１、消防職員数 16 人、消防団数１、消防団員数 201 人である。 大規模災害に対しては、消防力の強化のほか、初動体制等の活動体制の整備、相互応援体制の整備及び町民等に対する火災予防の徹底等が重要であることから、これらに留意した北アルプス広域消防計画の策定、修正及び計画の実施が必要である。	時点修正
（２）　実施計画 ア　消防力の強化 「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進するものとする。 （ア）消防団員等の人員の確保 発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は減少の傾向にあるので、以下の対策を実施し、人員の確保を図るものとする。 a 消防団総合整備事業等を活用した消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両、資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層をはじめとした団員の入団促進を図るものとする。 b 地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいをもって活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。 c 消防・水防団活性化の推進を図るとともに、ＮＰＯ、民間企業、自治会等多様な主体を消防・水防協力団体として指定することで消防・水防活動の担い手を確保し、その育成強化を図るものとする。 （イ）広域消防体制の推進 消防の広域化及び連携協力等による、広域消防体制の推進を図るものとする。	（２）　実施計画 ア　消防力の強化 「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進するものとする。 特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は減少の傾向にあるので、消防団総合整備事業等を活用した消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層をはじめとした団員の入団促進を図るものとする。また、消防・水防団活性化の推進を図るとともに、ＮＰＯ、民間企業、自治会等多様な主体を消防・水防協力団体として指定することで消防・水防活動の担い手を確保し、その育成強化を図るものとする。 また、消防の広域化及び連携協力等による、広域消防体制の推進を図るものとする。	県の地域防災計画に合わせて修正

第８節　要配慮者支援計画	第８節　要配慮者支援計画	
第３　計画の内容 ２　在宅者対策 （２）　実施計画 カ　避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握 民生児童委員、社会福祉協議会、自治会、ＮＰＯ・ボランティア等の協力や、地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外の要配慮者についても所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握に努めるものとする。 なお、状況把握にあたっては、本人の意思に反してプライバシーに関わる事項の申出を強制しないよう十分注意するものとする。	**第３　計画の内容** ２　在宅者対策 （２）　実施計画 カ　避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握 町は、民生児童委員、社会福祉協議会、自治会、ＮＰＯ・ボランティア等の協力や、地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外の要配慮者についても所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握に努めるものとする。	重複する文言の削除 プライバシーの保護に注意する旨を追記
キ　避難行動要支援者以外の要配慮者名簿の整備 プライバシーの保護に十分配慮しつつ、必要に応じて、災害の発生に備え、避難行動要支援者以外の要配慮者についても名簿を整備し、災害時に効果的に利用することで、要配慮者に対する援護が適切におこなわれるように努めるものとする。 なお、当該名簿は、閲覧できる者を限定するなどして、プライバシー情報が漏洩しないよう十分注意するものとする。	キ　避難行動要支援者以外の要配慮者名簿の整備 町は必要に応じて、災害の発生に備え、避難行動要支援者以外の要配慮者についても名簿を整備し、災害時に効果的に利用することで、要配慮者に対する援護が適切におこなわれるように努めるものとする。	重複する文言の削除 プライバシーの保護に注意する旨を追記
３　要配慮者利用施設対策 （２）　実施計画 ケ　要配慮者利用施設が実施する計画 （ア）　非常災害時の体制整備 町、県及び北アルプス広域連合(以下「広域連合」という。)は、社会福祉施設の管理者に対し、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するように指導するものとする。	３　要配慮者利用施設対策 （２）　実施計画 ケ　要配慮者利用施設が実施する計画 （ア）　非常災害時の体制整備 社会福祉施設等においては、町、県及び北アルプス広域連合(以下「広域連合」という。)の指導の下に、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。	県の地域防災計画に合わせて修正
（イ）　防災設備等の整備 県及び町は、要配慮者利用施設の管理者に対し、施設そのもの　の災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備えて、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄（最低でも３日分、可能な限り１週間分程度）を行うように指導するものとする。	（イ）　防災設備等の整備 要配慮者利用施設においては、町及び県の指導の下に、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備えて、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄（最低でも３日分、可能な限り１週間分程度）を行うものとする。	
（ウ）　組織体制の整備 県及び町は、要配慮者利用施設の管理者に対し、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者	（ウ）　組織体制の整備 要配慮者利用施設においては、町及び県の指導の下に、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りなが	

の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるよう指導するものとする。 （エ）　防災教育・防災訓練の実施 県及び町は、要配慮者利用施設の管理者に対し、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るよう指導するものとする。 （オ）　応援体制及び受援体制の整備 県及び町は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、他の要配慮者利用施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるよう指導するものとする。 また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、自主防災会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定及び県内や近隣県における同種の施設と施設利用者の受入に関する協定を締結するよう働きかけるものとする。 **第９節　緊急輸送計画** **第３　計画の内容** ２　緊急用ヘリポート及び物資輸送拠点の確保計画 （２）　実施計画 ア　災害対策用ヘリポートを最低１か所以上指定する。（資料編参照） このヘリポートは、指定避難所と競合しない場所を選定するとともに、支援物資を集積・分類して各避難所等に輸送できるような施設や、支援部隊の活動拠点となりうるスペースが隣接又は近距離にある場所とし、総合的な支援拠点となりうる場所を選定するものとする。 イ　地域内物資輸送拠点を最低１か所以上指定し、緊急輸送ネットワークの形成を図る。（資料編参照） なお、選定に際しては、自らが被災した場合は勿論、隣接市町村が被災した場合の輸送拠点ともなり得る「物資輸送拠点」を指定するものとする。また、ヘリコプターによる空輸と陸上輸送の両面の利便性を考慮するものとする。 ３　輸送体制の整備計画	ら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるものとする。 （エ）　防災教育・防災訓練の実施 要配慮者利用施設においては、町及び県の指導の下に、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。 （オ）　応援体制及び受援体制の整備 町は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、他の要配慮者利用施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるよう指導するものとする。また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、自主防災会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定及び県内や近隣県における同種の施設と施設利用者の受入に関する協定を締結するよう働きかけるものとする。 **第９節　緊急輸送計画** **第３　計画の内容** ２　緊急用ヘリポート及び物資輸送拠点の確保計画 （２）　実施計画 ア　町は最低１か所以上の「物資輸送拠点及び災害対策用ヘリポート」を確保、指定するものとする。 このヘリポートは、指定避難所と競合しない場所を選定するとともに、支援物資を集積・分類して各避難所等に輸送できるような施設や、支援部隊の活動拠点となりうるスペースが隣接又は近距離にある場所とし、総合的な支援拠点となりうる場所を選定するものとする。 イ　自らが被災した場合は勿論、隣接市町村が被災した場合の輸送拠点ともなり得る「物資輸送拠点」を指定する。選定に際しては、ヘリコプターによる空輸と陸上輸送の両面の利便性を考慮する。 ３　輸送体制の整備計画 （２）　実施計画	県の地域防災計画に合わせて修正 記載内容を整理

（２）　実施計画 オ　輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。	オ　輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両等標章交付のため、従前の事前届出制度が適用される規制除外車両を除き、災害発生より前に災害対策基本法施行令等に基づく緊急通行車両であることの確認を行うことができることから、民間事業者等に対して周知するとともに、町においても災害発生前 の確認を受ける。	県の地域防災計画に合わせて修正
第１１節　避難の受入活動計画	**第１１節　避難の受入活動計画**	
第１　基本方針 災害の発生時には、行政、町民及び防災関係機関が一体となり被害軽減のための措置を講ずることが重要であるが、崖崩れや火災の延焼等により、被害が拡大する恐れがあり、生命に危険が及ぶ場合には、居住者や滞在者等は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。 このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を実施するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅行者（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保等を図るものとする。 また、気候変動に伴い自然災害が頻発する中、避難所の感染症対策や生活環境改善が求められている。そのため、衛生、食事、睡眠（Ｔ：トイレ（衛生）、Ｋ：キッチン（食事）、Ｂ：ベッド等（睡眠））に関する環境の重点的な向上が必要であり、備蓄や関係団体との協定締結等により発災に備えるものとする。	**第１　基本方針** 災害の発生時には、行政、町民及び防災関係機関が一体となり被害軽減のための措置を講ずることが重要であるが、崖崩れや火災の延焼等により、被害が拡大する恐れがあり、生命に危険が及ぶ場合には、居住者や滞在者等は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。 このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を実施するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅行者（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保等を図るものとする。 また、避難所における感染症対策については「ウィズコロナ・アフターコロナ時代」に向けて大きな課題となっており、かつ、気候変動に伴い自然災害が頻発する中、避難所の生活環境改善が求められている。そのため、衛生、食事、睡眠（Ｔ：トイレ（衛生）、Ｋ：キッチン（食事）、Ｂ：ベッド等（睡眠））に関する環境の重点的な向上が必要であり、備蓄や関係団体との協定締結等により発災に備えるものとする。	県の地域防災計画に合わせて修正
第３　計画の内容 ２　避難場所の確保 （２）　実施計画 ア　町は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、町民への周知徹底を図るものとする。 また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。 なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、町地域防災計画に掲載するものとする。	**第３　計画の内容** ２　避難場所の確保 （２）　実施計画 ア　町は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、町民への周知徹底を図るものとする。 また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。 なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、町地域防災計画に掲載するものとする。	

３　避難所の確保 （２）　実施計画 ケ　指定避難所に指定した施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、必要に応じ、換気、照明、冷暖房等施設の整備に努めるものとする。 　なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努めるものとする。 サ　指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮するものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。 ス　指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、エアベッド等の簡易ベッド（以下「エアベッド等」という。）、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、灯油、ＬＰガスなどの常設に努めるものとする。なお、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。 ６　避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援 （１）　現状及び課題 　近年の災害における避難生活では、住宅の被害や電気や水道等のインフラの途絶など支障がある中で、避難所に居場所を確保できな、家族や自分の健康状態により自宅から出られない等、様々な事情により、避難所への避難ではなく、在宅や車中泊で避難生活を送る避難者及び被災者が少なからず発生した。 　また、新型コロナウイルス感染症拡大を受けて分散避難の取組が進み、旅館・ホテルの活用や親戚・知人への避難といった形態が推奨されるなど、避難者等の避難生活の状況は多様化している。 　このような避難生活を取り巻く状況の変化を踏まえ、避難者等が一人ひとりの事情や状況に応じて適切な場所で避難生活を送ることができるよう、多様な避難生活の場所を想定して支援を検討する必要がある。	３　避難所の確保 （２）　実施計画 ケ　指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明、冷暖房等施設の整備に努めるものとする。 　なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努めるものとする。 サ　指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮するものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。 ス　指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、エアベッド等の簡易ベッド（以下「エアベッド等」という。）、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、灯油、ＬＰガスなどの常設に努めるものとする。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。 ６　在宅避難者等の支援 （１）　現状及び課題 　以下の者については、支援に関する情報が届きにくくなり、生活再建に遅れが生じる恐れがあるため、速やかに避難先を把握する必要がある。 ア　在宅避難者（被災者の中で避難所に居場所を確保できず、やむを得ず被災した自宅に戻って避難生活を送っている者又はライフライン等が途絶した中で不自由な生活を送っている者をいう。以下同じ。） イ　親戚宅等避難者（親戚・知人宅等避難所以外の多様な避難先へ避難した者をいう。以下同じ。)加えて在宅避難者は不自由な生活が長期化すれば、健康を害する恐れが高まるため、住まいの状況を把握し適切な支援につなげる必要がある。	文言の削除 県の地域防災計画に合わせて修正

（２） 実施計画

ア　保健師、福祉関係者、NPO 等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ検討するよう努めるものとする。

イ　在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

ウ　やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

第１２節　孤立防止対策

第１　基本方針

孤立が予想される地区

（令和7年7月1日現在）

地　区	集　落	世帯数	人　員
大字広津	広津法道、平出、坂森、桃の木神出、北栂の尾、南栂の尾、実業、足崎、日野、水堀、平畑、北足沼、南足沼、菅の田、堀越、日影栗本	39	68
大字陸郷	宮の平、有明、小実平、日向、八代、三郷、田の入	14	24

第３　計画の内容

６　備蓄

（２） 実施計画

孤立化が予想される集落単位での食料品等の配置に留意するものとする。

（３） 町民等が実施する計画

ア　孤立が予想される地区の町民は、平常時から最低１週間分の備蓄を行うものとする。

イ　観光・宿泊施設等においては、孤立した滞在者の生活が確保できるよう、その規模に応じた備蓄を行うものとする。

（２） 実施計画

住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、関係機関で共有できるよう、体制整備に努めるものとする。

第１２節　孤立防止対策

第１　基本方針

孤立が予想される地区

（令和6年7月1日現在）

地　区	集　落	世帯数	人　員
大字広津	広津法道、平出、坂森、桃の木神出、北栂の尾、南栂の尾、実業、足崎、日野、水堀、平畑、北足沼、南足沼、菅の田、堀越、日影栗本	37	67
大字陸郷	宮の平、有明、小実平、日向、八代、三郷、田の入	15	25

第３　計画の内容

６　備蓄

（２） 実施計画

食料品等の分散配置に留意する。

（３） 町民等が実施する計画

ア　孤立が予想される地区の町民は、平常時から備蓄について留意する。

イ　観光・宿泊施設等においては、孤立した観光客等の滞在者の生活が確保できるよう、その規模に応じた備蓄を行う。

時点修正

県の地域防災計画に合わせて修正

県通知に基づく修正

第１３節　食料品等の備蓄・調達計画 **第１　基本方針** 大規模な災害が発生した場合、被災直後の町民の生活を確保する上で、食料の備蓄・供給は重要であり、町民は、一般流通が十分機能しないと考えられる発災直後から最低でも３日間、可能な限り１週間（孤立予想地区にあっては最低１週間。以下同じ。）は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。 （略） また、県及び町は、具体的な備蓄体制を検討する上で、「県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性」（令和６年１０月 11 日付け６危第 168 号）に示している被害想定・避難者数や対応期間、標準品目等の必要数などを踏まえて行うものとする。 **第２　主な取組み** ３　初期の対応に必要な量の食料品等を備蓄するほか、食料品等の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。また、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。 ４　交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。 ５　平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。	**第１３節　食料品等の備蓄・調達計画** **第１　基本方針** 大規模な災害が発生した場合、被災直後の町民の生活を確保する上で、食料の備蓄・供給は重要であり、町民は、一般流通が十分機能しないと考えられる発災直後から最低でも３日間、可能な限り１週間は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。 **第２　主な取組み** ３　初期の対応に必要な量の食料品等を備蓄するほか、食料品等の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。また、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。 （新設） ４　平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。	県の地域防災計画に合わせて修正
第１４節　給水計画 **第１　基本方針** 災害時の被災を最小限にくい止めるため、災害に強い水道施設の整備を進め、災害に対する安全性の確保を図るとともに、給水車、給水タンク等の資機材の整備推進に努め、安定的な飲料水の供給に備えるものとする。 このほか、必要に応じ、被災していない他市町村や応援協定に基づく事業者による応急給水活動により飲料水の確保を図る。 また、県及び町は、水の備蓄において、「県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性」（令和６年１０月 11 日付け６危第 168 号）に示し	**第１４節　給水計画** **第１　基本方針** 災害時の被災を最小限にくい止めるため、災害に強い水道施設の整備を進め、災害に対する安全性の確保を図るとともに、給水車、給水タンク等の資機材の整備推進に努め、安定的な飲料水の供給に備える。 また、必要に応じ、被災していない他市町村や応援協定に基づく事業者による応急給水活動により飲料水の確保を図る。	県が策定した基本的な方向性を明記

ている被害想定・避難者数や対応期間、標準品目等の必要量などを踏まえて行うものとする。 第３　計画の内容 １　飲料水等の備蓄・調達体制の整備 （２）　実施計画 ア　配水池等容量の増強、緊急遮断弁の設置、施設の災害に対する安全性の確保等の整備を行うものとする。 イ　予備水源、予備電源の確保を行うものとする。 ウ　プール等の飲料水以外の貯水状況の把握を行うものとする。 エ　災害時における飲料水の供給に関する協定に基づき連携を強化するものとする。 オ　県が実施する事項に対する協力を行うものとする。 カ　町民が実施する事項への支援を行うものとする。 キ　住民が実施する自家用井戸等の維持確保への支援や災害時の提供協力の促進に努めるものとする。	第３　計画の内容 １　飲料水等の備蓄・調達体制の整備 （２）　実施計画 ア　配水池等の容量の増強や、緊急遮断弁の設置等、施設の災害に対する安全性の確保等の整備を行うものとする。 (ア)　予備水源、予備電源の確保を図る。 (イ)　プール等の飲料水以外の貯水状況を把握する。 (ウ)　株式会社安曇野ミネラルウォーターとの災害時における応急生活支援物資供給等の協力に関する協定に基づき連携を強化する。 (エ)　県が実施する事項に対する協力を行う。 (オ)　町民が実施する事項への支援を行う。 （新設）	県の地域防災計画に合わせて修正 井戸の活用の検討を促すために追記
第１５節　生活必需品の備蓄・調達計画 第１　基本方針 災害時には、生活物資の喪失や流通機能の麻痺等により生活必需品に著しい不足が生じる。このため、災害に備え次に掲げる品目については、備蓄・調達体制の整備を図る必要がある。 （災害時の主な生活必需品） ○寝具（タオルケット、毛布、エアーベッド、段ボールベッド等） ○衣類（下着、靴下、作業着等） ○炊事道具（なべ、包丁、卓上コンロ等） ○身の回り品（タオル、生理用品、紙おむつ等） ○食器等（はし、茶わん、ほ乳びん等） ○日用品（石鹸、ティッシュペーパー、携帯トイレ、簡易トイレ、組立式トイレ、トイレットペーパー等） ○暖房機材（マッチ、ガスボンベ、ストーブ、灯油等） （必要量） 最大の避難所避難者数の発生が想定される災害など、町の被害想定を踏まえて、備蓄・調達体制を整備するよう努める。 また、県及び町は、上記品目（特に、紙おむつや携帯トイレ等、トイレットペーパー、生理用品、毛布）の備蓄を検討する上で、「県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性」（令和６年 10 月 11 日付け６危第 168	第１５節　生活必需品の備蓄・調達計画 第１　基本方針 災害時には、生活物資の喪失や流通機能の麻痺等により生活必需品に著しい不足が生じる。このため、災害に備え次に掲げる品目については、備蓄・調達体制の整備を図る必要がある。 （災害時の主な生活必需品） ○寝具（毛布、タオルケット等） ○衣類（作業着、下着、靴下等） ○炊事道具（なべ、卓上コンロ、包丁等） ○身の回り品（タオル、生理用品、紙おむつ等） ○食器等（茶わん、はし、ほ乳びん等） ○日用品（石鹸、ティッシュペーパー、携帯トイレ、トイレットペーパー等） ○暖房機材（ストーブ、灯油、ガスボンベ、マッチ等） ○その他（テント、懐中電灯、携帯ラジオ等） （必要量） 人口の５％程度（県防災計画による）が、生活必需品等を自力で確保できない状況を想定して、備蓄・調達体制を整備するよう努める。	避難所ＴＫＢの推進を図るため品目を追記 県通知を踏まえた修正 県通知を踏まえた備蓄を検討する旨を追記

号）に示している被害想定・避難者数や対応期間、標準品目等の必要量などを踏まえて行うものとする。		
第１９節　下水道施設災害予防計画 **第３　計画の内容** １　下水道施設等の風水害に対する安全性の確保 （１）　現状及び課題 風水害により、管渠等への雨水の異常流入、処理場の冠水等の浸水被害が予想される。 この対策として、浸水想定区域の設定等のソフト対策と老朽化した管渠等の改築更新、処理場の耐水化等のハード整備により浸水対策を進める必要がある。 ５　下水道施設台帳、農業集落排水処理施設台帳等の整備・充実 （１）　現状及び課題 下水道施設台帳は、下水道の諸施設を適切に管理するため、下水道法においてその調製・保管が義務付けられている。下水道施設等が風水害等により被災した場合、その被害状況を的確に把握するためには、下水道施設台帳等の整備が不可欠であり、また、台帳のデータベース化を図り、被災時には、確実かつ迅速に、データの調査、検索等ができるようにしておく必要がある。 （２）　実施計画 下水道施設台帳等を適切に調製・保管する。 また、台帳のデータベース化を図り、確実かつ迅速なデータの調査、検索等が実施できるシステムを構築する。	**第１９節　下水道施設災害予防計画** **第３　計画の内容** １　下水道施設等の風水害に対する安全性の確保 （１）　現状及び課題 風水害により、管渠等への雨水の異常流入、処理場の冠水等の浸水被害が予想される。 この対策として、浸水想定区域の設定等のソフト対策と異常な豪雨等に対処するためのハード整備により浸水対策を進める必要がある。 ５　下水道施設台帳、農業集落排水処理施設台帳等の整備・充実 （１）　現状及び課題 下水道施設台帳は、下水道の諸施設を適切に管理するため、下水道法においてその調製・保管が義務付けられている。下水道施設等が風水害等により被災した場合、その被害状況を的確に把握するためには、下水道施設台帳等の整備が不可欠であり、また、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、被災時には、確実かつ迅速に、データの調査、検索等ができるようにしておく必要がある。 （２）　実施計画 下水道施設台帳等を適切に調製・保管する。また、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、確実かつ迅速なデータの調査、検索等が実施できるシステムを構築する。	対策を具体的に記載 文言の削除
第２０節　通信・放送施設災害予防計画 **第３　計画の内容** ３　電気通信施設の災害予防 （削除）	**第２０節　通信・放送施設災害予防計画** **第３　計画の内容** ３　電気通信施設の災害予防 （３）　東日本電信電話㈱、㈱ＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ㈱、ソフトバンクモバイル㈱、楽天モバイル㈱が実施する計画 非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策の推進など、電気通信設備の安全信頼性強化に向けた取り組みを推進することに努めるものとする。	通信施設のみの計画のため削除

（削除）	また、災害に強い通信サービスの実現に向けて下記の施策を逐次実施するものとする。 ア　被災状況の早期把握 県及び町防災機関等との情報連絡の強化を図るものとする。 イ　通信システムの高信頼化 (ア)　主要な伝送路を多ルート構成、若しくはループ構成とするものとする。 (イ)　主要な交換機を分散設置するものとする。 (ウ)　通信ケーブルの地中化を推進するものとする。 (エ)　主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置するものとする。 ウ　災害時用公衆電話（特設公衆電話）の早期設置による通信確保 指定避難所に合わせた災害時用公衆電話（特設公衆電話）設置台数等のマニュアル化を行い、緊急時における早期通信を確保するものとする。 ４　放送施設の災害予防 （１）　現状及び課題 ア　日本放送協会（長野放送局） 非常災害に際して放送の送出および受信を確保するため、災害対策を確立して、対策措置を円滑に実施し、公共放送としての協会の使命を達成するため平常時から風水害に備えた放送所や機器等の整備に努めている。 イ　信越放送(株) 非常災害に備えてラジオ・テレビ放送の送信・受信を確保するために、「地震・災害緊急放送マニュアル」を作り、また、災害対策体制を確立して平常時から対策の円滑な実施が図れるよう心掛け、放送局としての使命を果たすべく努力している。 (ア)　放送施設、局舎の補強 高圧受電設備、自家用発電設備、送信設備の風水害対策は完了している。 (イ)　自家用発電装置は、放送用、一般用と別に備えてあり、放送用は110時間連続運転可能であり、また無停電装置もラジオ、テレビと別に設置ている。 (ウ)　衛星を使った移動中継設備ＳＮＧ車を長野と松本に配備している。 ウ　(株)長野放送 災害に際し放送を確保するため、「非常災害時の基本マニュアル」を策定以下の項目について放送施設を整備し有事に備えている。 (ア)　演奏所、送信所、各中継所については、できるだけ予備系統を設ける。（放送装置の現用予備２台化等）	放送施設のみの計画のため削除

	（イ）　上記の放送施設内には、予備電源を設置し、商用電力の停電に備える。 （ウ）　毎年、冬季前に無線設備の総点検を実施し、劣化機器の洗い出しを行うものとする。 エ　(株)テレビ信州 台風などの災害の発生に際し、放送を確保するため、「非常災害対策要綱」を策定し放送設備等の被害を最小限にとどめるよう以下の措置をとっている。 （ア）　局舎の風水害対策について 演奏所、送信所、中継局の建物は、十分な風水害対策が取られているが、更新時には見直しをして万全を期すようにしている。 （イ）　電源設備について 演奏所、送信所、中継局には、自家発電設備等非常用電源設備を設置している。 （ウ）　非常災害対策訓練の実施 災害時に迅速適切な措置がとれるよう全社規模の訓練を実施している。 オ　長野朝日放送㈱ 台風や集中豪雨などにより非常災害が発生または発生する可能性がある場合は、当社の「非常災害対策要領」に基づき、放送の送出および受信を確保し、防災および取材体制の充実を図る。また、放送設備等については、以下の措置をとっている。 （ア）　社屋の風水害対策について 社屋は平成３年竣工であり風水害に対する対策は十分なされている。 （イ）　電源設備について 自家発電および無停電設備により停電時に備えている。 （ウ）　放送設備について 災害時に必要な情報を早急に最小限の人員で放送できるようにテロップ・スーパーは準備している。 （２）　実施計画 ア　平常時から実施している災害予防対策に加えて、施設の補強、放送機器の落下・転倒防止等の対策に努める。 イ　定期的な放送施設の補修、点検、補強を図る。 ウ　予備電源の燃料、バッテリーの定期的な補充や点検・更新を図る。	
４　道路埋設通信施設の災害予防 （１）　現状及び課題	５　道路埋設通信施設の災害予防 （１）　現状及び課題	

架線の通信ケーブルは、地震や台風等による強風により倒壊する恐れがあり、倒壊した場合には、交通を遮断し緊急車両の通行や資材の輸送に支障をきたすことから、架線から地中化への移行を検討する必要がある。 （２） 実施計画 道路管理者は、通信事業者と調整のついた箇所より、電線共同溝又は共同溝を整備し、通信ケーブルの地中化を推進する。	架線の通信ケーブルは、地震や台風等による強風により倒壊する恐れがあり、倒壊した場合には、交通を遮断し緊急車両の通行や資材の輸送に支障をきたすことから、架線から地中化への移行を検討する必要がある。 （２） 実施計画 道路管理者は、通信事業者と調整のついた箇所より、電線共同溝又は共同溝を整備し、通信ケーブルの地中化を推進する。	
第２９節　防災知識普及計画 **第３　計画の内容** １　町民等に対する防災知識の普及活動 （２） 実施計画 ア　町民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、町ホームページ、町民向け講座及び各種広報資料等により、次の事項の啓発活動を行う。 なお、啓発活動を行う際には、女性、子ども、性的マイノリティのほか、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の性別によるニーズの違い等に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼育の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。 (ニ)　平常時から住民が実施し得る、家具の固定、消火器、ガスのマイコンメーター及び感震ブレーカーの設置等の出火防止措置等の等の平素からの対策及び災害時における応急措置の内容や実施方法 ケ　防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、火山防災の日、雪崩防止週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止・大規模広域避難等に関する総合的な知識の普及に努める。 また、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え、マイ・タイムラインの作成方法等について、普及啓発を図るものとする。	**第２９節　防災知識普及計画** **第３　計画の内容** １　町民等に対する防災知識の普及活動 （２） 実施計画 ア　町民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、町ホームページ、町民向け講座及び各種広報資料等により、次の事項の啓発活動を行う。 (ニ)　平常時から住民が実施し得る、最低でも３日分、可能な限り１週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害時における応急措置の内容や実施方法 ケ　防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防止週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止・大規模広域避難等に関する総合的な知識の普及に努める。 また、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え、マイ・タイムラインの作成方法等について、普及啓発を図るものとする。	県の地域防災計画に合わせて修正

第３０節　防災訓練計画 **第１　基本方針** 災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、災害時に適切な行動をとれるよう、過去の災害から得られた教訓に学ぶことが必要である。 そこで、その教訓を学び、災害時の具体的な状況を想定した日頃からの訓練が重要である。 また、発災時を想定した訓練は、町民に対する防災計画の周知・検証、防災知識の普及、防災関係機関相互及び町民との協力体制の面からも効果が期待できる。 町、県、防災関係機関は、災害時における行動の確認、関係機関及び町民、企業等との連携体制の強化を目的として、各種の災害を想定した防災訓練を実施する。 なお、防災訓練を実施する際には、女性、子ども、性的マイノリティのほか、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の性別によるニーズの違い等に十分配慮するするよう努めることに加え、家庭動物の飼育の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。	**第３０節　防災訓練計画** **第１　基本方針** 災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、災害時に適切に行動することが必要であるが、災害時における行動を経験から学ぶことは困難である。そこで、災害時の具体的な状況を想定した日頃からの訓練が重要である。 また、発災時を想定した訓練は、町民に対する防災計画の周知・検証、防災知識の普及、防災関係機関相互及び町民との協力体制の面からも効果が期待できる。 町、県、防災関係機関は、災害時における行動の確認、関係機関及び町民、企業等との連携体制の強化を目的として、各種の災害を想定した防災訓練を実施する。	過去の災害から学ぶよう文言を修正 県の地域防災計画に合わせて修正

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th><th>修正理由・備考</th></tr>
<tr>
<td>

第１節　災害直前活動

第３　活動の内容

４　警報等の種類及び発表基準

（1）　気象業務法に基づく警報等

①　特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速等の予測値が時間帯ごとに示され、市町村ごとに発表される。長野地方気象台では、気象特性に基づき 79 の区域に分け発表している。

なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。

（略）

特別警報・警報・注意報の種類と概要（長野地方気象台が発表するもの）

<table>
<tr><th colspan="2">特別警報・警報・
注意報の種類</th><th>概　　要</th></tr>
<tr><td>特別警報</td><td>大雨特別警報</td><td>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生または切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。</td></tr>
<tr><td colspan="3">（以下略）</td></tr>
</table>

（略）

②　雨を要因とする特別警報の指標

イ　大雨特別警報（土砂災害）

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる 1km 格子が概ね 10 個以上まとまって出現すると予想される状況におい て、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（1 時間に概ね 30mm 以上の雨）がさらに降り続くと予想される市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表。

③　台風等を要因とする特別警報の指標

伊勢湾台風級（中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。

</td>
<td>

第１節　災害直前活動

第３　活動の内容

４　警報等の種類及び発表基準

（1）　気象業務法に基づく警報等

①　特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速等の予測値が時間帯ごとに示され、市町村ごとに発表される。長野地方気象台では、気象特性に基づき 79 の区域に分け発表している。

（新設）

（略）

特別警報・警報・注意報の種類と概要（長野地方気象台が発表するもの）

<table>
<tr><th colspan="2">特別警報・警報・
注意報の種類</th><th>概　　要</th></tr>
<tr><td>特別警報</td><td>大雨特別警報</td><td>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生または切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。</td></tr>
<tr><td colspan="3">（以下略）</td></tr>
</table>

（略）

②　雨を要因とする特別警報の指標

イ　大雨特別警報（土砂災害）

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる 1km 格子が概ね 10 個以上まとまって出現すると予想される状況におい て、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（1 時間に概ね 30mm 以上の雨）がさらに降り続くと予想される場合、その格子が出現している市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表。

③　台風等を要因とする特別警報の指標

伊勢湾台風級（中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。

</td>
<td>文言の追記

表記の統一</td>
</tr>
</table>

台風については、指標（発表条件）の中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における、暴風の警報を、特別警報として発表する。

温帯低気圧については、指標（発表条件）の最大風速と同程度の風速が予想される地域における、暴風（雪を伴う場合には暴風雪）の警報を、特別警報として発表する。

④　雪を要因とする特別警報の指標

府県程度の広がりを持って 50 年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度続くと予想される場合に、大雪特別警報を発表する。

（２）　水防法に基づくもの

①　洪水予報

水防法に基づき、重要河川で国土交通大臣又は知事が定めた河川について、国土交通大臣又は知事と気象庁長官が共同してその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

種　類	情報名	概　要
洪水警報	氾濫発生情報	洪水予区間内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり、直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当。
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫する可能性のある水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。
	氾濫警戒情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状態が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)に発表される。

台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における、暴風の警報を、特別警報として発表する。

温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、暴風（雪を伴う場合には暴風雪）の警報を、特別警報として発表する。

④　雪を要因とする特別警報の指標

府県予報区程度の広がりを持って 50 年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度続くと予想される場合に、大雪特別警報を発表する。

（２）　水防法に基づくもの

①　洪水予報

水防法に基づき、重要河川で国土交通大臣又は知事が定めた河川について、国土交通大臣又は知事と気象庁長官が共同してその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

種　類	情報名	概　要
洪水警報	氾濫発生情報	洪水予区間内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、または水位が急激に上昇し３時間以 内に氾濫する可能性のある水位に到達する見通しとなったときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難情報の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。
	氾濫警戒情報	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状態が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)に発表される。

表記の統一

誤記の修正

誤記の修正と表記の統一

		高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
（略）		

（４） その他の情報

① 大雨警報・洪水警報の危険度分布（キキクル）等

警報の危険度分布（キキクル）等の概要

種類	概要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布 （土砂キキクル）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km 四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。２時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
大雨警報（浸水害）の危険度分布 （浸水キキクル）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km 四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。１時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分毎に更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水警報の危険度分布 （洪水キキクル）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね１km ごとに５段階に色分けして示す情報。３時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分毎に更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
（略）	
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と６時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時 10 分毎に更新している。

③ 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼び掛けられる場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

		高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
（略）		

（４） その他の情報

① 大雨警報・洪水警報の危険度分布（キキクル）等

警報の危険度分布（キキクル）等の概要

種類	概要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布 （土砂キキクル）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km 四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。２時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）により、どこで危険度が高まっているかを把握することができる。
大雨警報（浸水害）の危険度分布 （浸水キキクル）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km 四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。１時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分毎に更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水警報の危険度分布 （洪水キキクル）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね１km ごとに５段階に色分けして示す情報。３時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分毎に更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
（略）	
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。６時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時 10 分毎に更新している。

③ 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

表記の統一

<table>
<tr>
<td>
大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する長野県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼び掛ける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼び掛けるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの全般・関東甲信地方・長野県気象情報が発表される場合がある。

④　土砂災害警戒情報
大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、長野県と長野地方気象台が共同で発表する。なお、これを補足する情報として、実際に危険度が高まっている場所は、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。

警報等伝達系統図
１　注意報・警報および情報
（２）　通信途絶時の代替経路
<table>
<tr><th>機関名</th><th>加入電話ＦＡＸ</th></tr>
<tr><td>（削除）</td><td>（削除）</td></tr>
</table>
</td>
<td>
大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する長野県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

④　土砂災害警戒情報
大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度がさらに高まった時、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、長野県と長野地方気象台が共同で発表する。なお、これを補足する情報として、実際に危険度が高まっている場所は、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。

報等伝達系統図
１　注意報・警報および情報
（２）　通信途絶時の代替経路
<table>
<tr><th>機関名</th><th>加入電話ＦＡＸ</th></tr>
<tr><td>東日本電信電話株式会社</td><td>電話番号：03-6713-3834
(平日 9:30－17:30)
FAX 番号：03-6716-1041</td></tr>
</table>
</td>
<td>
気象情報の開設を追記

表記の統一

現状に合わせた修正
</td>
</tr>
</table>

２　水防警報等

（１）　伝達系統

ア　水防警報（千曲川・犀川）

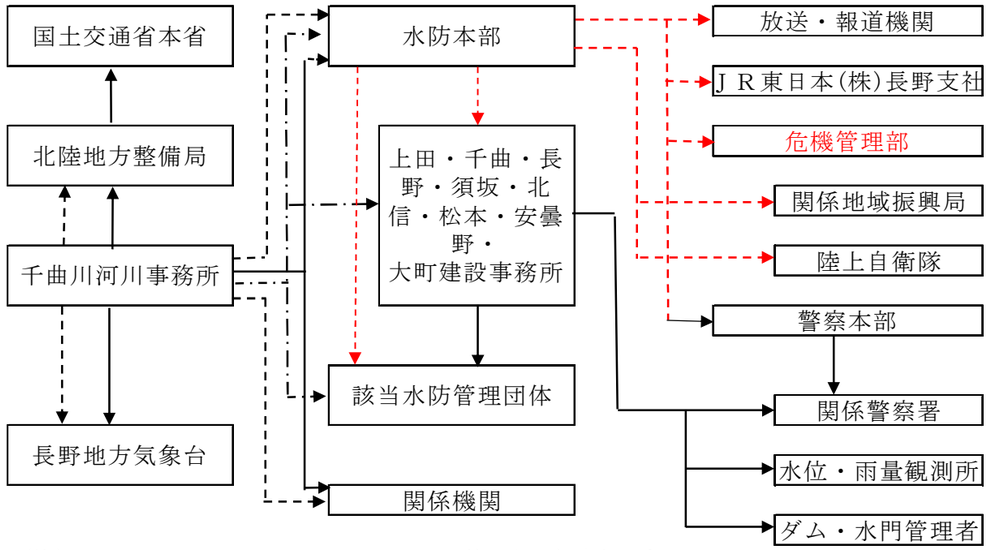

（注）――――　は、ＮＴＴファクシミリ等による伝達を示す。

-・-・-・-　は、HP「川の防災情報」（統一河川情報システム）による補助的伝達系統等を示す。

- - - - - -　は、電子メールよる伝達を示す。

イ　水防警報（知事が行うもの）

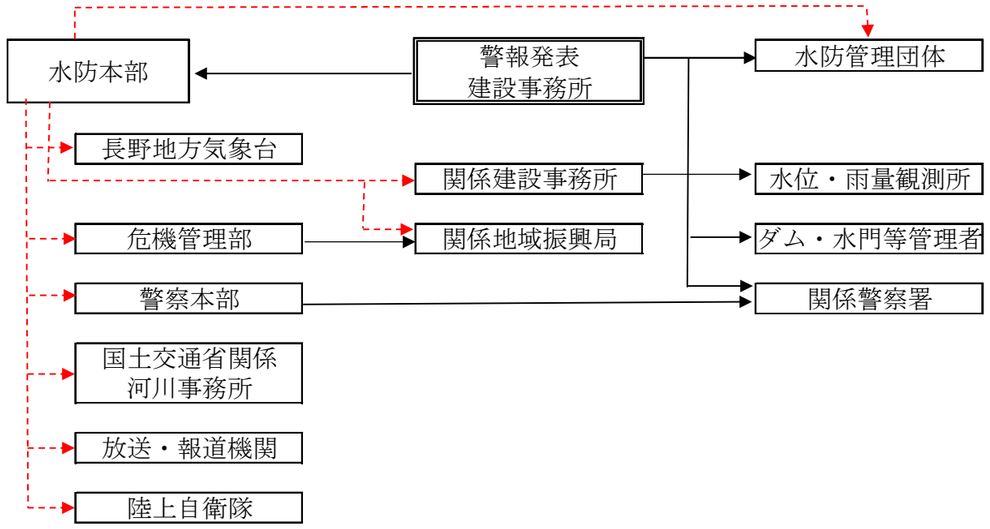

（注）――――　は、ＮＴＴファクシミリ等による伝達を示す。

- - - - - -　は、電子メールによる伝達を示す。

２　水防警報等

（１）　伝達系統

ア　水防警報（千曲川・犀川）

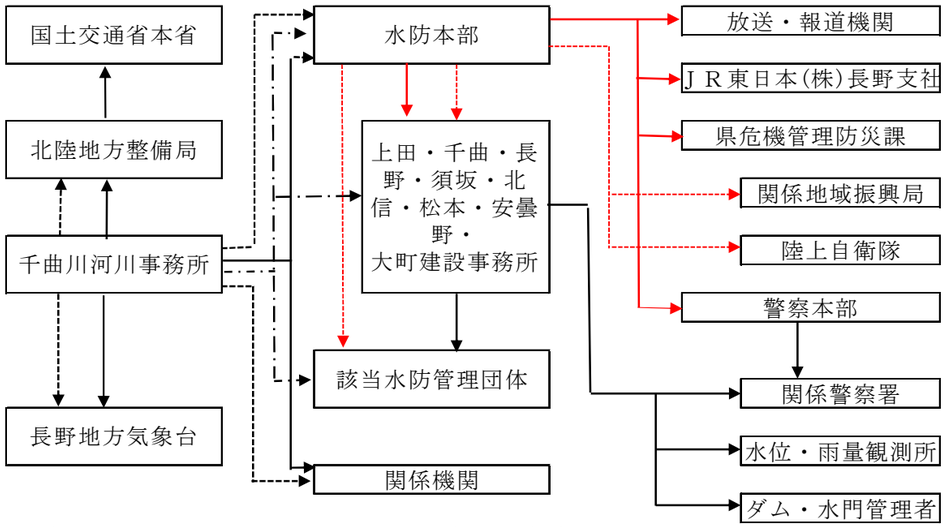

（注）――――　は、ＮＴＴファクシミリ等による伝達を示す。

- - - - - -　は、防災行政無線による伝達を示す。

-・-・-・-　は、HP「川の防災情報」（統一河川情報システム）による補助的伝達系

- - - - - -　は、電子メールよる伝達を示す。

イ　水防警報（知事が行うもの）

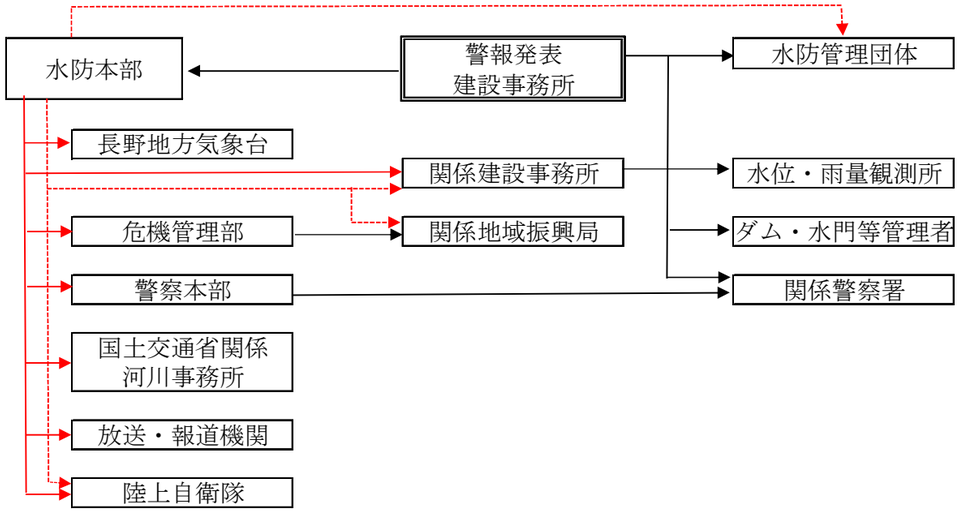

（注）――――　は、ＮＴＴファクシミリ等による伝達を示す。

- - - - - -　は、水防本部からの防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。

情報伝達手段の変更に伴う修正

ウ　水位情報の通知(国土交通大臣が行うもの　犀川) 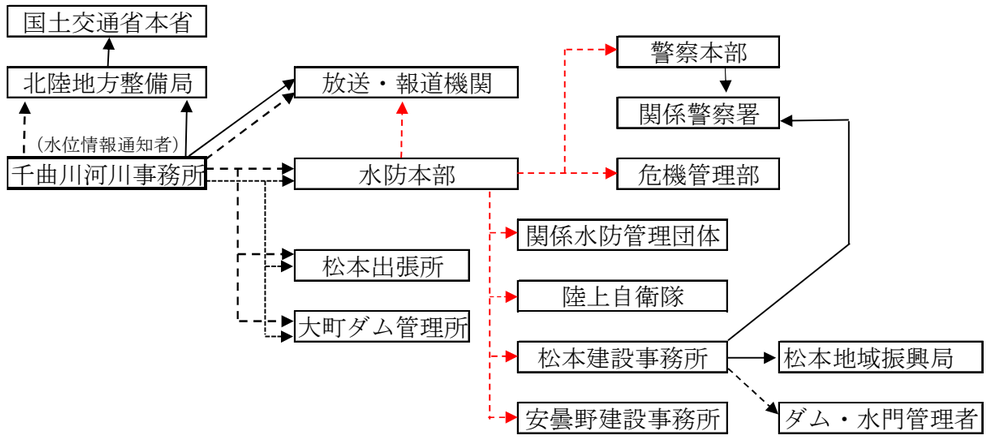 注）　――――― は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。 　　--------- は、電子メールによる伝達を示す。 エ　水位情報の通知(知事が行うもの) 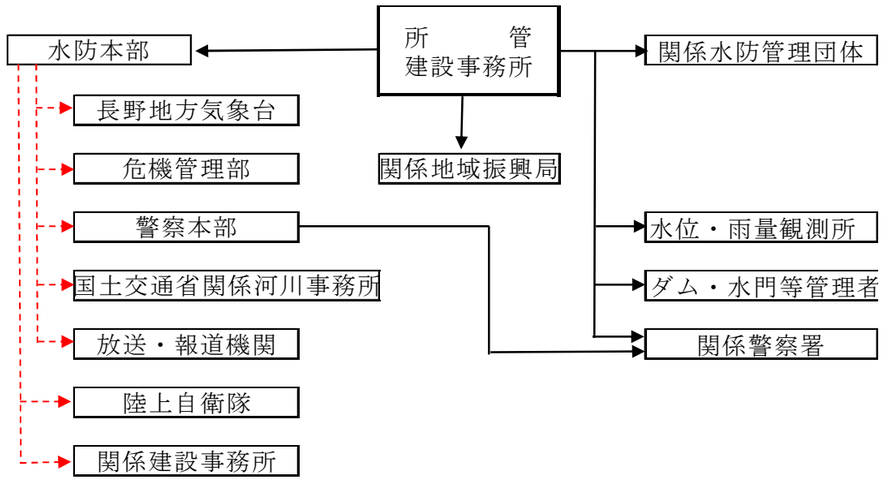 （注）------- は、電子メールによる伝達を示す。 　　――――― は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。	ウ　水位情報の通知(国土交通大臣が行うもの　犀川) 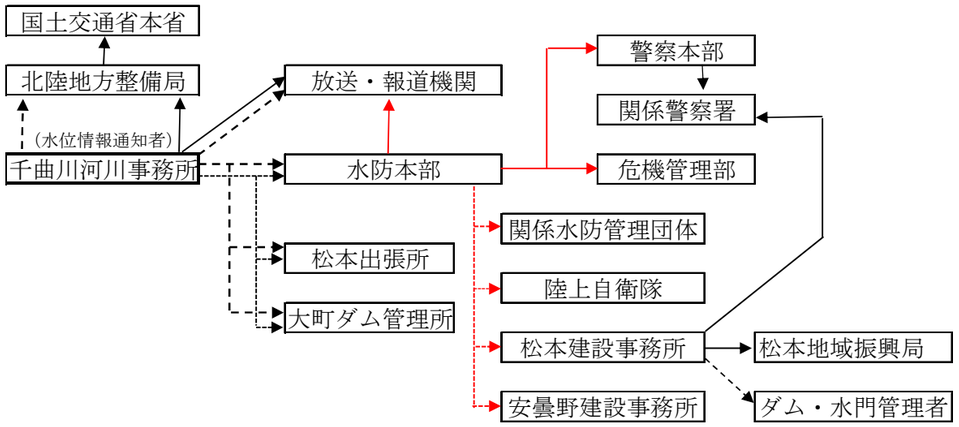 注）---------- は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。 　　――――― は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。 　　--------- は、電子メールよる伝達を示す。 エ　水位情報の通知(知事が行うもの) 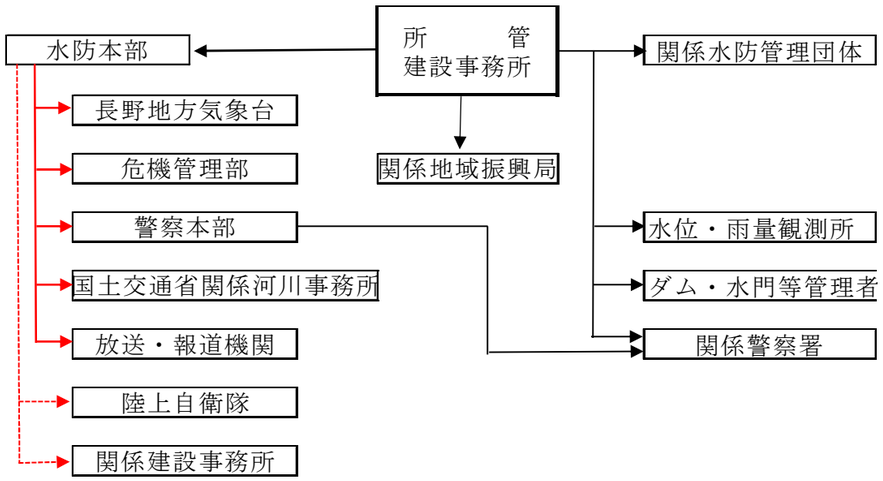 （注）--------- は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。 　　――――― は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。	情報伝達手段の変更に伴う修正

第２節　災害情報の収集・連絡活動

第２　活動の内容

２　被害状況等の調査と調査責任機関

（２）　町は、被害が甚大である等により、町において被害調査が実施できない、又は困難であるときは、次表の協力機関に定める県現地機関等に応援を求めるものとし、県現地機関等は速やかに必要な応援を行い、被害情報等の把握に努めるものとする。

なお、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。

５　通信手段の確保

防災関係機関は、災害発生後、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を速やかに行うものとする。また、支障が生じた施設が復旧されるまでの間は、防災行政無線、又は航空機、無人航空機、高所監視カメラ等による目視・撮影、衛星携帯電話、トランシーバー等の各種移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。

別記　災害情報収集連絡系統

ウ　社会福祉施設の被害状況報告（様式第３号）

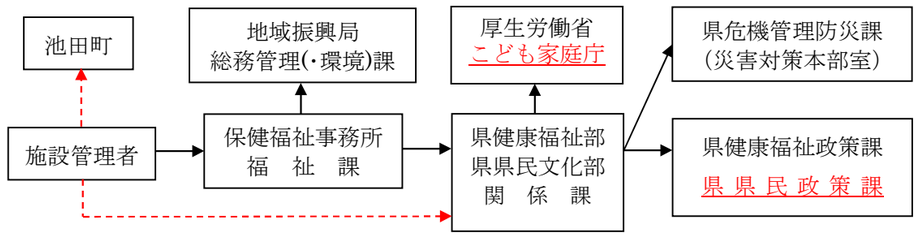

エ　農業関係被害状況報告（様式第５号）

（ウ）　農業集落排水施設被害状況報告

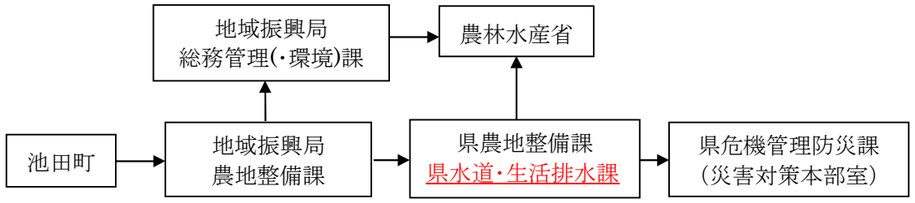

第２節　災害情報の収集・連絡活動

第２　活動の内容

２　被害状況等の調査と調査責任機関

（２）　町は、被害が甚大である等により、町において被害調査が実施できない、又は困難であるときは、次表の協力機関に定める県現地機関等に応援を求めるものとし、県現地機関等は速やかに必要な応援を行い、被害情報等の把握に努めるものとする。

なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。

県の地域防災計画に合わせて修正

５　通信手段の確保

防災関係機関は、災害発生後、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を速やかに行うものとする。また、支障が生じた施設が復旧されるまでの間は、防災行政無線、又は航空機、無人航空機等による目視・撮影、衛星携帯電話、トランシーバー等の各種移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。

別記　災害情報収集連絡系統

ウ　社会福祉施設の被害状況報告（様式第３号）

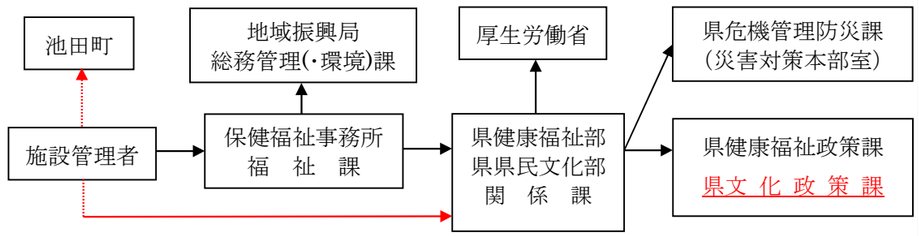

事務移管等による修正

エ　農業関係被害状況報告（様式第５号）

（ウ）　農業集落排水施設被害状況報告

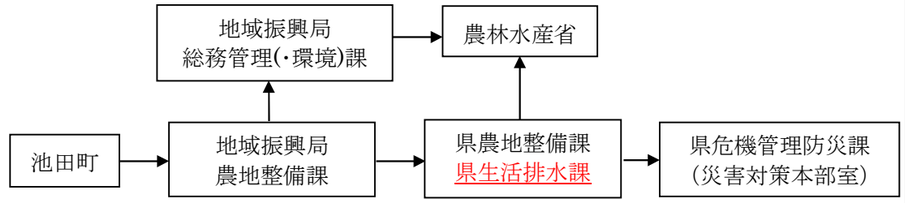

キ　都市施設被害状況報告（様式第８号）

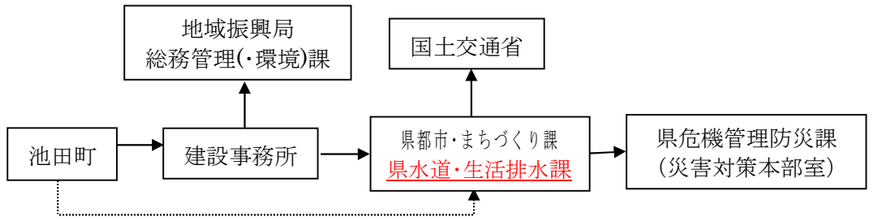

ク　水道施設被害状況報告（様式第９号）

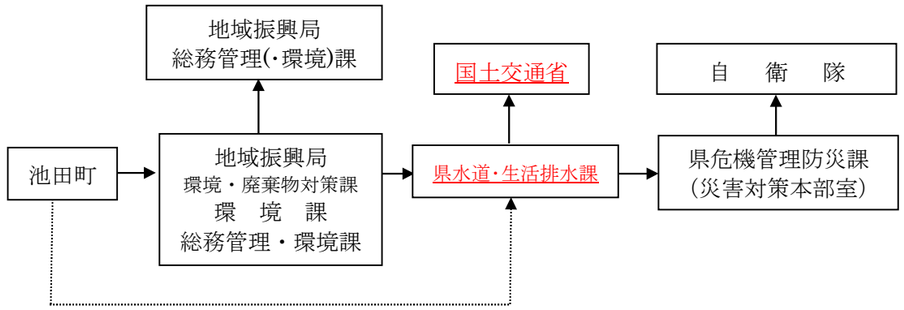

ケ　廃棄物処理施設被害状況報告（様式第 10 号）

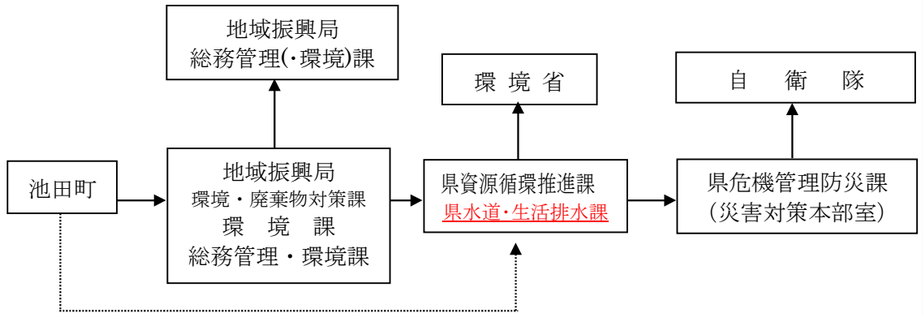

コ　感染症関係報告（様式第 11 号）

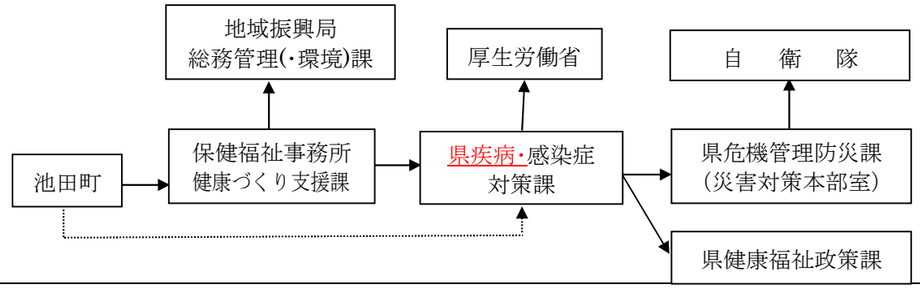

キ　都市施設被害状況報告（様式第８号）

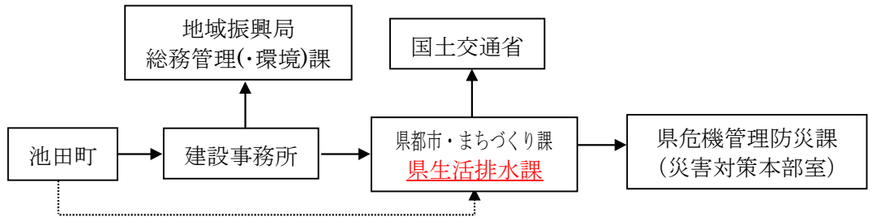

事務移管等による修正

ク　水道施設被害状況報告（様式第９号）

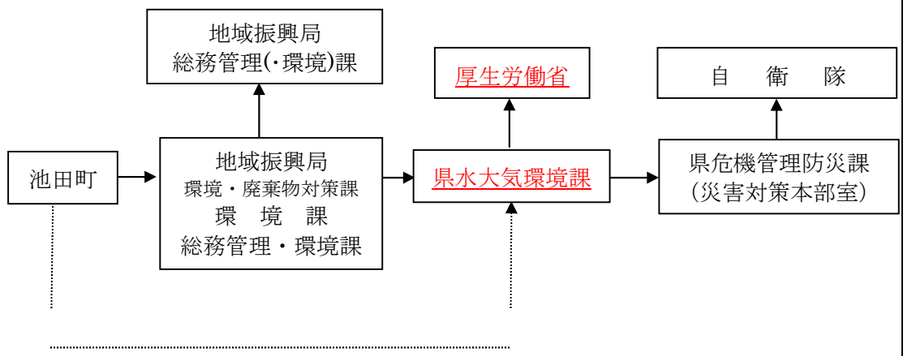

ケ　廃棄物処理施設被害状況報告（様式第 10 号）

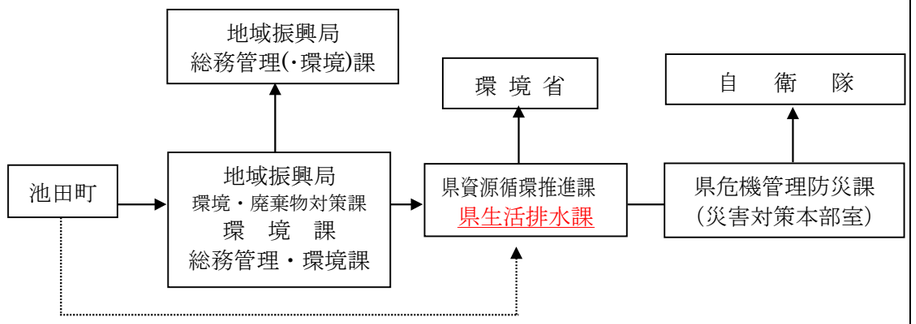

コ　感染症関係報告（様式第 11 号）

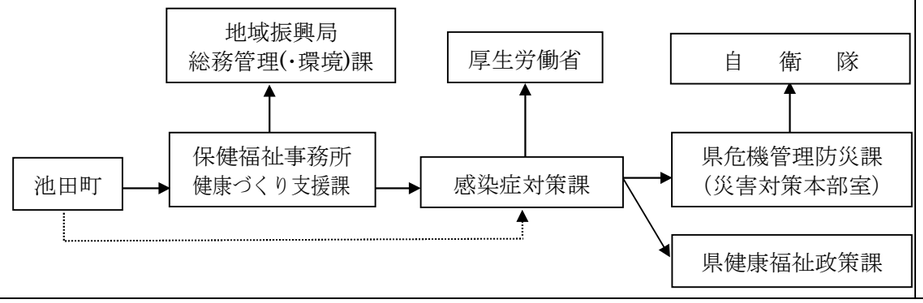

サ　医療施設関係被害状況報告（様式第 12 号）

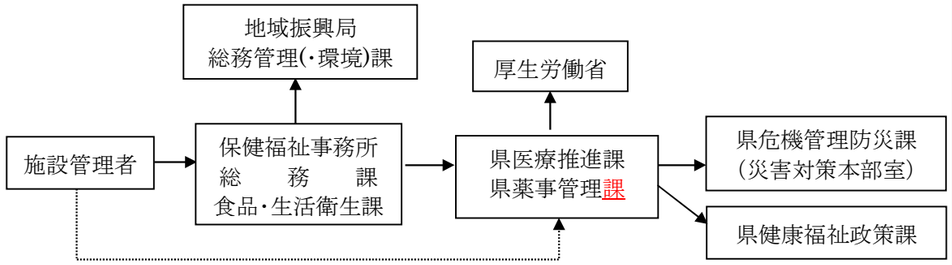

セ　教育関係被害状況報告（様式第 15 号）

（ウ）　私立施設

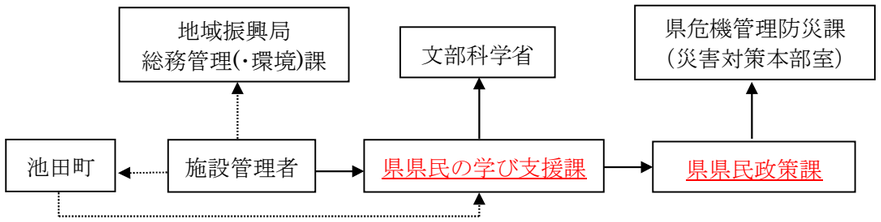

（エ）　文化財

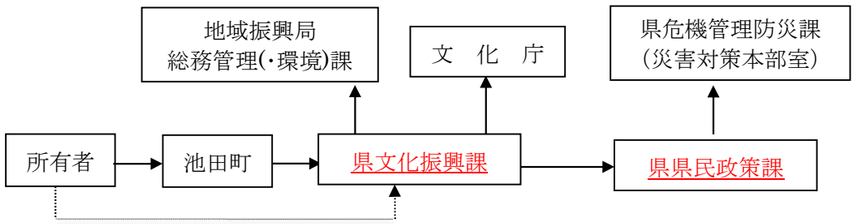

第３節　非常参集職員の活動

第３　活動の内容

２　活動体制

災害応急対策に対処するため、状況に応じ次の配備体制をとる。

サ　医療施設関係被害状況報告（様式第 12 号）

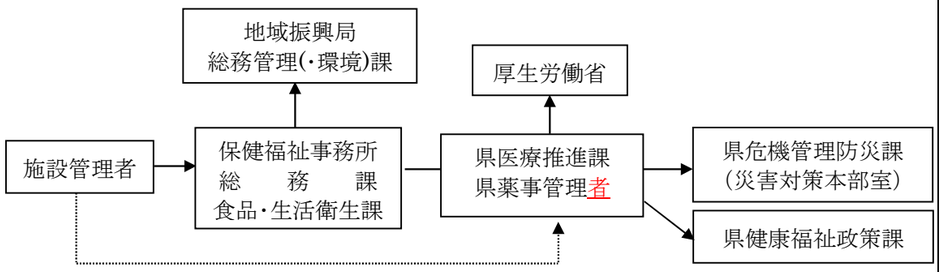

誤字の修正

セ　教育関係被害状況報告（様式第 15 号）

（ウ）　私立施設

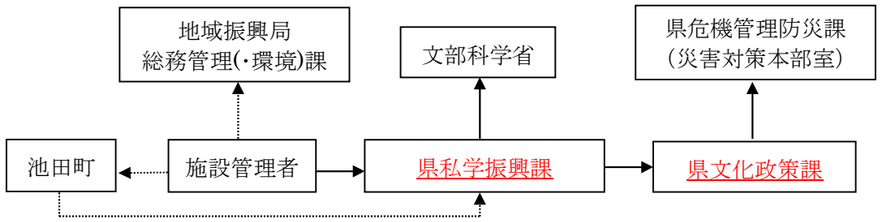

事務移管等による修正

（エ）　文化財

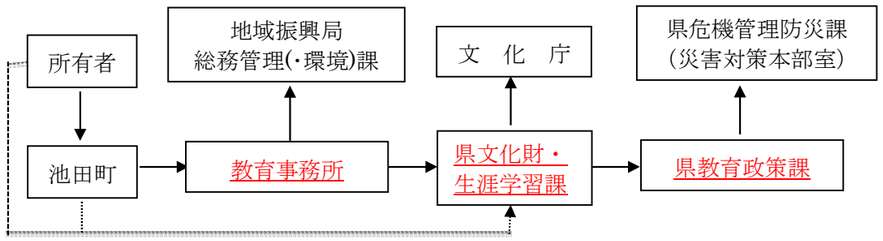

第３節　非常参集職員の活動

第３　活動の内容

２　活動体制

災害応急対策に対処するため、状況に応じ次の配備体制をとる。

配備状況 ＼ 時期内容		災害警戒	災害警戒本部	災害対策本部
		警戒配備	非常配備	緊急配備
		第１号配備	第２号配備	第３号配備
配備時期		（略）		
配備内容		（略）		
対応		（略）		
配備員名	役場関係	通常は危機管理対策室員が対応し、時間雨量20mm、高瀬川水位1.0m、長野県河川砂防情報ステーションサイトでスネークラインが土砂災害のおそれが高まる範囲の境界線を超えた場合及び被害の報告、消防団を含めた対応の要請等を参考に災害発生が予想される場合に参集する。 ・総務課長 ・建設水道課長 ・振興課長 ・総務課危機管理対策室	第２号配備に先立ち、第１号配備の職員が情報整理し、必要と認めた場合はメール又は電話により招集する。 ・町長 ・副町長 ・教育長 ・各課長（局長） ・総務係長 ・危機管理対策室	・全職員
	消防団関係	（略）		

◎第１号配備

通常は危機管理対策室員が対応し、時間雨量20mm、高瀬川水位0.8m、長野県河川砂防情報ステーションサイトでスネークラインが土砂災害のおそれが高まる範囲の境界線を超えたときのうち、１つでも該当する場合及び被害の報告、消防団を含めた対応の要請等を参考に災害発生が予想される場合に参集する。

・大雨警報または洪水警報が発表されたとき（災害発生が予想される場合）
・町長が必要と認めたとき

配備状況 ＼ 時期内容		災害警戒	災害警戒本部	災害対策本部
		警戒配備	非常配備	緊急配備
		第１号配備	第２号配備	第３号配備
配備時期		（略）		
配備内容		（略）		
対応		（略）		
配備員名	役場関係	通常は気象警報当番制とし、時間雨量20mm、高瀬川水位1.0m、長野県河川砂防情報ステーションサイトでスネークラインが土砂災害のおそれが高まる範囲の境界線を超えた場合及び被害の報告、消防団を含めた対応の要請等を参考に災害発生が予想される場合に参集する。 ・総務課長 ・建設水道課長 ・振興課長 ・総務課危機管理対策室	第２号配備に先立ち、第１号配備の職員が情報整理し、必要と認めた場合はメール又は電話により招集する。 ・町長 ・副町長 ・教育長 ・各課長（局長） ・総務係長 ・危機管理対策室	・全職員
	消防団関係	（略）		

◎第１号配備

通常は気象警報当番制とし、時間雨量20mm、高瀬川水位0.8m、長野県河川砂防情報ステーションサイトでスネークラインが土砂災害のおそれが高まる範囲の境界線を超えたときのうち、１つでも該当する場合及び被害の報告、消防団を含めた対応の要請等を参考に災害発生が予想される場合に参集する。

・大雨警報または洪水警報が発表されたとき（災害発生が予想される場合）
・町長が必要と認めたとき

最近の気象情報発表の状況を考慮して修正

総務課長、建設水道課長、振興課長、危機管理対策室員は役場に参集し、総務課長の指令により情報収集、関係機関との連絡調整、応急措置を行う。必要に応じ消防団長を招集し、消防団の招集を行う。 ４　職員の参集及び伝達 （４）　災害対策本部の設置 ②　災害対策本部組織図 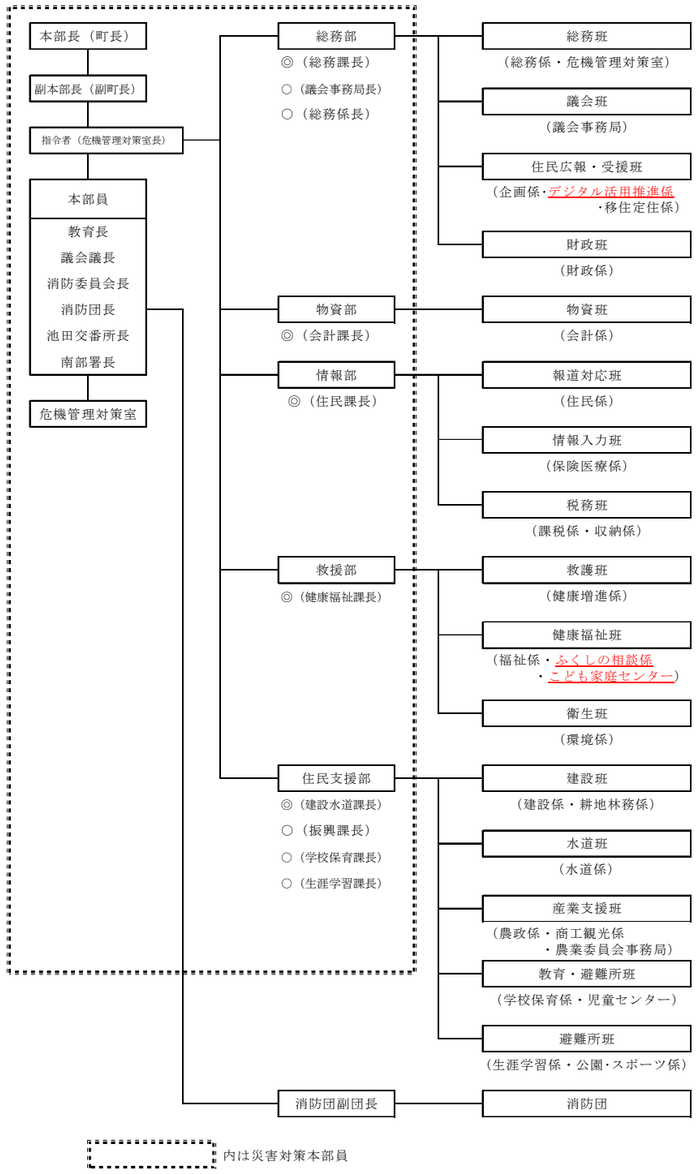 	総務課長、建設水道課長、振興課長、危機管理対策室員は役場に参集し、総務課長の指令により情報収集、関係機関との連絡調整、応急措置を行う。必要に応じ消防団長を招集し、消防団の招集を行う。 ４　職員の参集及び伝達 （４）　災害対策本部の設置 ②　災害対策本部組織図 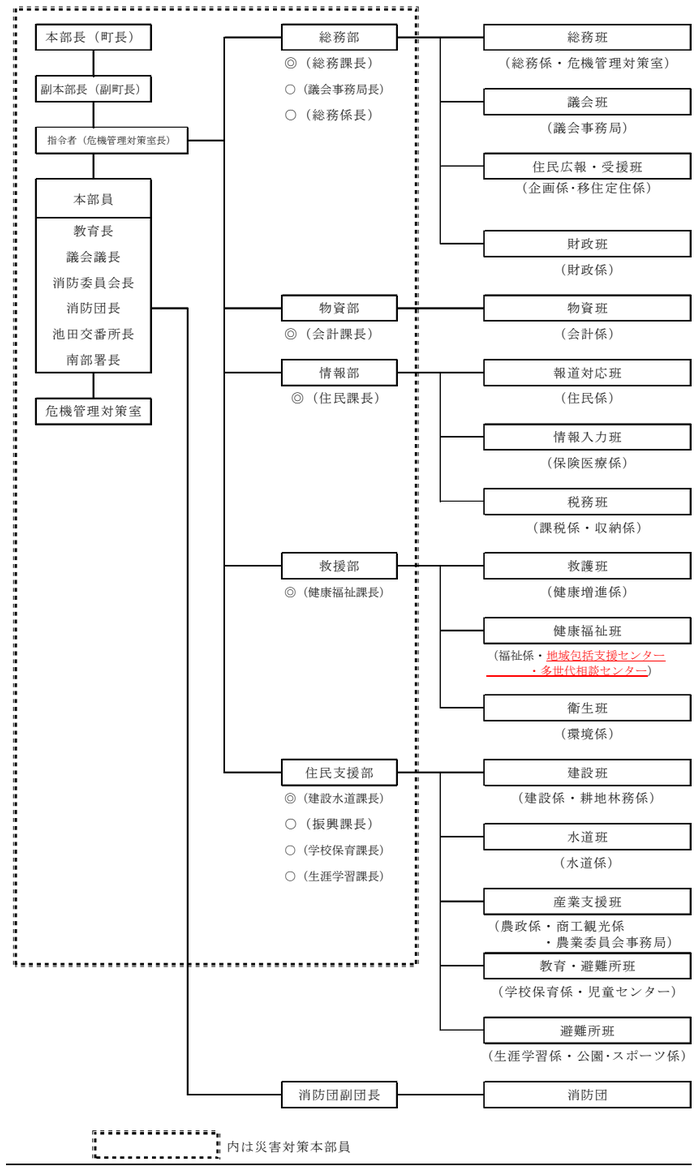 	組織改正の伴う修正

④災害対策本部の事務分掌

部	業務開始目標時間 事務分掌	担当
（略）		
≪総務部≫ 【部長】 総務課長 (指令者が危機管理対策室長のため兼務の場合は副部長が代行) 【副部長】 議会事務局長 総務係長	《住民広報・受援班》 **Ｓ（３時間以内）** ・防災情報システム(Lアラート)入力、発信 ・ホームページ、町登録制メール、Yahoo!防災速報及び公式Ｘ・LINEの緊急情報、災害状況の発信・職員参集安否確認メールの配信 ・協定団体、各種民間協力団体との状況確認、連絡調整 ・緊急情報、災害情報の受付（電話、駆け込み等） **Ａ（１日以内）** ・各種応援隊(行政職員、協定締結団体〈医療、建設関係団体除く〉)等からの人的支援要請及び連絡調整 **Ｂ（３日以内）** ・各種応援隊(行政職員)等からの人的支援受入 **Ｃ(２週間以内)** ・生活の再建に関する相談業務 **Ｅ（１か月以降）** ・緊急性の無い通常業務	企画係 デジタル活用推進係 移住定住係
（略）		
≪情報部≫ 【部長】 住民課長	《情報分析班》 **Ｓ（３時間以内）** ・来庁者、職員等の安全確保及び避難誘導 ・緊急情報、災害情報の受付（電話、駆け込み等） ・県、国及び各種機関との情報共有（被害情報、資源情報等） ・地震及び気象情報の収集 **Ｃ(２週間以内)** ・被災者、一般町民の消費者相談窓口 ・国民健康保険資格の取得、喪失、減免手続き ・後期高齢者医療保険（被保険者証等の発行） ・国民年金の適用、免除、相談等に関する事務 **Ｄ（１か月以内）** ・国民健康保険給付事業等 ・後期高齢者医療保険料の納付相談 ・福祉医療特別給付金の給付 **Ｅ（１か月以降）** ・緊急性の無い通常業務	保険医療係

④災害対策本部の事務分掌

部	業務開始目標時間 事務分掌	担当
（略）		
≪総務部≫ 【部長】 総務課長 (指令者が危機管理対策室長のため兼務の場合は副部長が代行) 【副部長】 議会事務局長 総務係長	《住民広報・受援班》 **Ｓ（３時間以内）** ・ホームページ、町登録制メール、Yahoo!防災速報及び公式Ｘの緊急情報、災害状況の発信・職員参集安否確認メールの配信 ・協定団体、各種民間協力団体との状況確認、連絡調整 ・緊急情報、災害情報の受付（電話、駆け込み等） **Ａ（１日以内）** ・各種応援隊(行政職員、協定締結団体〈医療、建設関係団体除く〉)等からの人的支援要請及び連絡調整 **Ｂ（３日以内）** ・各種応援隊(行政職員)等からの人的支援受入 **Ｃ(２週間以内)** ・生活の再建に関する相談業務 **Ｅ（１か月以降）** ・緊急性の無い通常業務	企画係 移住定住係
（略）		
≪情報部≫ 【部長】 住民課長	《情報入力班》 **Ｓ（３時間以内）** ・防災情報システム(Lアラート)入力、発信 ・県、国及び各種機関との情報共有（被害情報、資源情報等） ・地震及び気象情報の収集 **Ｃ(２週間以内)** ・被災者、一般町民の消費者相談窓口 ・国民健康保険資格の取得、喪失、減免手続き ・後期高齢者医療保険（被保険者証等の発行） ・国民年金の適用、免除、相談等に関する事務 **Ｄ（１か月以内）** ・国民健康保険給付事業等 ・後期高齢者医療保険料の納付相談 ・福祉医療特別給付金の給付 **Ｅ（１か月以降）** ・緊急性の無い通常業務	保険医療係

組織改正に伴う事務の移管による修正

（略）		
≪救援部≫ 【部長】 健康福祉課長	《健康福祉班》 **Ｓ（３時間以内）** ・要配慮者の状況把握、安否確認、対応 ・社会福祉施設の被害状況確認、対応 ・福祉関係施設入所者の安全確保、避難誘導 ・社会福祉協議会、介護支援センター等との連絡調整 **Ａ（１日以内）** ・福祉避難所の開設(福祉避難所マニュアルによる) ・町民の健康保持、保健活動、相談業務 ・妊産婦、乳幼児保健に関すること ・短期入所、生活管理指導短期宿泊に関すること ・日赤分区及び赤十字奉仕団の連絡調整 **Ｂ（３日以内）** ・要配慮者等の発災後の相談支援業務 ・養護老人ホーム等入所措置 ・子育て支援所管施設の運営体制確認・運営 **Ｃ(２週間以内)** ・重度障害者等に、日常生活のための用具を給付 ・障害者の補装具の交付や修理 ・子育て支援各種サービスの提供開始 **Ｄ（１か月以内）** ・被災地域での保健衛生活動の支援 **Ｅ（１か月以降）** ・緊急性の無い通常業務	福祉係 ふくしの相談係 こども家庭センター
（略）		

第４節　広域相互応援活動

第１　基本方針

災害発生時において、その規模及び被害の状況から、町単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、市町村相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。

なお、本町にあっては、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、町の職員だけで対応していくことが困難な状

（略）		
≪救援部≫ 【部長】 健康福祉課長	《健康福祉班》 **Ｓ（３時間以内）** ・要配慮者の状況把握、安否確認、対応 ・社会福祉施設の被害状況確認、対応 ・福祉関係施設入所者の安全確保、避難誘導 ・社会福祉協議会、介護支援センター等との連絡調整 **Ａ（１日以内）** ・福祉避難所の開設(福祉避難所マニュアルによる) ・町民の健康保持、保健活動、相談業務 ・妊産婦、乳幼児保健に関すること ・短期入所、生活管理指導短期宿泊に関すること ・日赤分区及び赤十字奉仕団の連絡調整 **Ｂ（３日以内）** ・要配慮者等の発災後の相談支援業務 ・養護老人ホーム等入所措置 ・子育て支援所管施設の運営体制確認・運営 **Ｃ(２週間以内)** ・重度障害者等に、日常生活のための用具を給付 ・障害者の補装具の交付や修理 ・子育て支援各種サービスの提供開始 **Ｄ（１か月以内）** ・被災地域での保健衛生活動の支援 **Ｅ（１か月以降）** ・緊急性の無い通常業務	福祉係 多世代相談センター 地域包括支援センター
（略）		

第４節　広域相互応援活動

第１　基本方針

災害発生時において、その規模及び被害の状況から、町単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、市町村相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。

なお、本町にあっては、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、町の職員だけで対応していくことが困難な状

組織改正に伴う修正

況になることから、応援要請に当たっては、受入れ体制に十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行うこと。 また、協定先の市町村等が被災した場合にあっては、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては応援要請ができないことが考えられるため、相互応援協定に基づき、必要に応じて先遣隊を派遣し、調査のうえ支援の必要性を判断することとする。 なお、派遣先において、感染症の発生及びまん延が 懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。	況になることから、応援要請に当たっては、受入れ体制に十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行うこと。 また、協定先の市町村等が被災した場合にあっては、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては応援要請ができないことが考えられるため、相互応援協定に基づき、必要に応じて先遣隊を派遣し、調査のうえ支援の必要性を判断することとする。 なお、派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が 懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。	県の地域防災計画に合わせて修正
第３　活動の内容 ２　受援体制の整備 （２）　実施計画 ア　円滑な受入れ体制の整備のため、あらかじめ応急対応業務に必要な物資、人員等について、地域防災計画、受援計画、避難所運営マニュアル、業務継続計画等に規定し、不足が見込まれる場合は、協定等による他からの応援により確保する方法を検討する。 イ　応援を受けた場合の配置、指揮命令系統等の応援活動に必要な基本的事項を検討のうえ整備する。 ウ　県及び町は応援職員が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空スペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。	**第３　活動の内容** ２　受援体制の整備 （２）　実施計画 円滑な受入れ体制の整備のため、あらかじめ応急対応業務に必要な物資、人員等について、地域防災計画、受援計画、避難所運営マニュアル、業務継続計画等に規定し、不足が見込まれる場合は、協定等による他からの応援により確保する方法を検討する。 また、応援を受けた場合の配置、指揮命令系統等の応援活動に必要な基本的事項を検討のうえ整備する。 （新設）	他県被災時の県の支援体制を鋭角化
３　応援体制の整備 （２）　実施計画 ア　情報収集及び応援体制の確立 （ア）　応援側は、災害時は、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、要請側から要請を受けた場合は、直ちに出動する。 （イ）　県及び町は、県外で大規模な火災が発生した場合は、一体となって的確な支援を行うものとする。	３　応援体制の整備 （２）　実施計画 ア　情報収集及び応援体制の確立 応援側は、災害時は、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、要請側から要請を受けた場合は、直ちに出動する。 （新設）	
第５節　ヘリコプターの運用計画	**第５節　ヘリコプターの運用計画**	
第３　活動の内容 １　活動内容に応じたヘリコプターの選定及び要請 （１）　基本方針 消防防災ヘリコプターがまず対応するが、災害の規模、活動の内容等により、必要に応じて次のヘリコプターを選定、要請する。	**第３　活動の内容** １　活動内容に応じたヘリコプターの選定及び要請 （１）　基本方針 消防防災ヘリコプターがまず対応するが、災害の規模、活動の内容等により、必要に応じて次のヘリコプターを選定、要請する。	

機　種	機　種	定員	救助ホイスト	消火装置	物資吊下	映像伝送
消防防災ヘリコプター	ベル 412EPI	１５	○	○	○	○
県警ヘリコプター	レオナルド AW139	１４	○			○
	レオナルド AW139	１４	○		○	○
広域航空消防応援等ヘリコプター	各　種	各種	○	○	○	○
自衛隊ヘリコプター	各　種	各種	○	○	○	
海上保安庁ヘリコプター	各　種	各種	○		○	
ドクターヘリ	各　種	6				

６　ドクターヘリ

重度救急患者の搬送が必要な場合は、危機管理部と健康福祉部が調整のうえ、信州大学医学部附属病院又は長野厚生連佐久総合病院佐久医療センターへドクターヘリの出動を要請する。

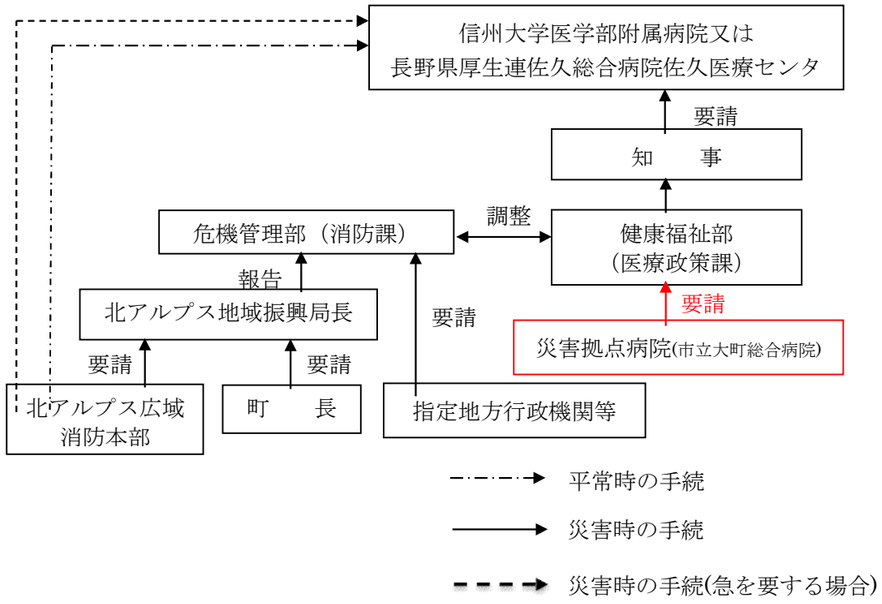

機　種	機　種	定員	救助ホイスト	消火装置	物資吊下	映像伝送
消防防災ヘリコプター	ベル 412EPI	１５	○	○	○	○
県警ヘリコプター	（新設）					
	アグスタ AW139	１７	○		○	○
広域航空消防応援等ヘリコプター	各　種	各種	○	○	○	○
自衛隊ヘリコプター	各　種	各種	○	○	○	
海上保安庁ヘリコプター	各　種	各種	○		○	
ドクターヘリ	各　種	6				

機種の追加、定員・物資吊下項目の変更

６　ドクターヘリ

重度救急患者の搬送が必要な場合は、危機管理部と健康福祉部が調整のうえ、信州大学医学部附属病院又は長野厚生連佐久総合病院へドクターヘリの出動を要請する。

医療機関名の修正

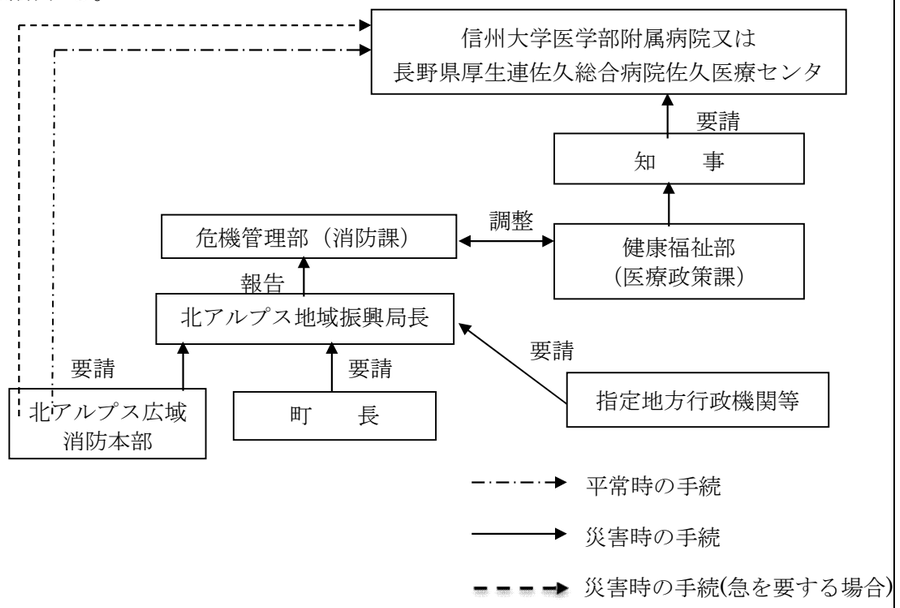

要請元機関の追加

第７節　救助・救急・医療活動 **第３　活動の内容** １　救助・救急活動 （１）　基本方針 消防機関、警察等関係機関が、それぞれの救助活動計画に従い、相互の連携を密にしながら、円滑で効率的な救助・救急活動を行う。 また、大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが想定されるため、相互応援活動及びヘリコプター等による広域緊急輸送活動を迅速かつ効果的に行う。 なお、災害現場で活動する消防機関、警察等関係機関の部隊は、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。	**第７節　救助・救急・医療活動** **第３　活動の内容** １　救助・救急活動 （１）　基本方針 消防機関、警察等関係機関が、それぞれの救助活動計画に従い、相互の連携を密にしながら、円滑で効率的な救助・救急活動を行う。 また、大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが想定されるため、相互応援活動及びヘリコプター等による広域緊急輸送活動を迅速かつ効果的に行う。 なお、災害現場で活動する消防機関、警察等関係機関の部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。	県の地域防災計画に合わせて修正
第９節　要配慮者に対する応急活動 **第３　活動の内容** １　避難受入れ活動 （２）　実施計画 ウ　避難所での生活環境整備 （ウ）　避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供 福祉避難所及び要配慮者が生活する避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置のうえ、要配慮者のニーズや生活状況を的確に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じ迅速に行うものとする。 なお、派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。	**第９節　要配慮者に対する応急活動** **第３　活動の内容** １　避難受入れ活動 （２）　実施計画 ウ　避難所での生活環境整備 （ウ）　避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供 福祉避難所及び要配慮者が生活する避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置のうえ、要配慮者のニーズや生活状況を的確に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じ迅速に行うものとする。 なお、派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。	
第１０節　緊急輸送活動 **第３　活動の内容** ３　緊急交通路確保のための道路啓開等 （１）　基本方針 警察が行う緊急交通路確保計画と整合しながら、第１次緊急輸送道路指定路線から順次道路啓開及び応急復旧を進める。指定路線の道路啓開及び応急復旧に日数がかかる場合は指定路線以外の道路を緊急交通路として確保するものとする。	**第１０節　緊急輸送活動** **第３　活動の内容** ３　緊急交通路確保のための応急復旧 （１）　基本方針 警察が行う緊急交通路確保計画と整合しながら、第１次確保路線から順次応急復旧を推進するものとし、第１次確保路線復旧が困難な場合は第２次確保路線、第２次確保路線が困難な場合は指定路線以外の道路を緊急交通路として確保する。	道路啓開（緊急車両等の通行のため、早急に最低限の瓦礫処理を行い、簡易な段差修正等により救援ルートを開

（２）　実施計画 ア　町管理道路の緊急交通路を確保するため、警察、消防、地元等と連携をとり、必要な交通規制を実施する。 イ　町は、道路啓開計画に基づき緊急交通路を確保するため、町管理道路の機能確保を図る。また、町管理道路以外の道路についても、各道路管理者の要請に基づき、可能な範囲で応援する。	（２）　実施計画 ア　町管理道路の緊急交通路を確保するため、警察、消防、地元等と連携をとり、必要な交通規制を実施する。 イ　町は、応急対策を実施するための緊急交通路を確保するため、町管理道路の機能確保を図る。また、町管理道路以外の道路についても、各道路管理者の要請に基づき、可能な範囲で応援する。	けること）計画の策定に伴う修正
６　輸送拠点の確保 （２）　実施計画 ア　地域内物資輸送拠点を速やかに開設し、指定避難所までの輸送体制を確保するとともに、その周知徹底を図る。 また、輸送拠点の効果的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。	６　輸送拠点の確保 （２）　実施計画 ア　輸送拠点の運営は、相互応援協定に基づいて行うこととし、運営にあたっては県と密接に連携する。	県の地域防災計画に合わせて修正
第１１節　障害物の処理活動	**第１１節　障害物の処理活動**	
第３　活動の内容 １　障害物除去処理 （２）　実施計画 ア　障害物の除去作業は、道路啓開計画に基づき周囲の状況等を考慮し、事後に支障が生じないよう配慮して行う。	**第３　活動の内容** １　障害物除去処理 （２）　実施計画 ア　障害物の除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後に支障が生じないよう配慮して行う。	路啓開計画の策定に伴う修正
第１２節　避難受入及び情報提供活動	**第１２節　避難受入及び情報提供活動**	
第３　計画の内容 ４　避難所等の開設、運営 （２）　実施計画 コ　指定避難所における生活環境について下記の事項に注意を払い、必要な措置をとることで、常に良好なものであるよう努めるものとする。 (ア)　トイレの設置状況等の把握に努め、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置への配慮 (イ)　食事供与の状況の把握に努め、栄養バランスの取れた適温の食事の提供 (ウ)　避難所開設当初からパーティションやエアベッド等の簡易ベッドの設置 (エ)　入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保	**第３　計画の内容** ４　避難所の開設、運営 （２）　実施計画 コ　指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。 また、避難の長期化等に応じて、プライバシーの確保状況、エアベッド等、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況などの避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置をとるよう努めるものとする。また、必要に応じ、指定避難所にお	県の地域防災計画に合わせて修正

(オ)　避難の長期化等に応じて、避難者の健康状態や指定避難所の環境状況の把握 a　パーティション等によるプライバシーの確保状況 b　エアベッド等の簡易ベッドの設置状況 c　入浴施設設置の有無及び利用頻度 d　洗濯等の頻度 e　医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度 f　暑さ・寒さ対策の必要性 g　食料の確保、配食等の状況 h　し尿及びごみの処理状況 (カ)　必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努めるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握	ける家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努めるものとする。	
サ　指定避難所における感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト、感染症を発症した避難者や疑いのある者の専用スペース又は個室の確保等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。 （中略） ソ　指定避難所への収容及び避難所の管理運営に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、町民やＮＰＯ・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図るものとする。 (ア)　スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器の供給等の整備を行うものとする。 (イ)　異性に介助される要介助者、性的マイノリティの方等が利用しやすいように、性別を問わず利用できるトイレ、更衣室等を設置するよう努めるものとする。 (ウ)　介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努めるものとする。 (エ)　災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努めるものとする。 a　介護職員等の派遣 b　入浴サービス等在宅福祉サービスの実施 c　病院や社会福祉施設等への受入れ (オ)　要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。	サ　指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト、感染症を発症した避難者や疑いのある者の専用スペース又は個室の確保等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。 （中略） ソ　指定避難所への収容及び避難所の管理運営に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、町民やＮＰＯ・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図るものとする。 (ア)　スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器の供給等の整備を行うものとする。 (新設) (イ)　介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努めるものとする。 (ウ)　災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努めるものとする。 a　介護職員等の派遣 b　入浴サービス等在宅福祉サービスの実施 c　病院や社会福祉施設等への受入れ (エ)　要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。	県の地域防災計画に合わせて修正 性的マイノリティの方への配慮を追記

(カ)　大画面のテレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保するものとする。 （中略） テ　やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。 ト　在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。 ナ　車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難者の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。 ニ　避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努めるものとする。 ヌ　指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。 ネ　必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 ノ　町民が実施する対策 避難所の管理運営については、町長の指示に従い、必要に応じて管理運営に協力するとともに、相互に助け合い良好な環境のもとで避難生活を送ることができるよう努める。 **第１６節　生活必需品の調達供給活動** **第１　基本方針** 災害発生後、町民の避難所等での状況等をいち早く把握し、備蓄品を供給するが、被害状況に応じて、町のみで対応できない場合は県等へ要請し、迅速な調達・供給を行う。 なお、被災地で必要とされる物資は時間の推移とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染	(オ)　大画面のテレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保するものとする。 （中略） テ　やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。 （新設） （新設） ト　避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努めるものとする。 ナ　指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。 ニ　必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 ヌ　町民が実施する対策 避難所の管理運営については、町長の指示に従い、必要に応じて管理運営に協力するとともに、相互に助け合い良好な環境のもとで避難生活を送ることができるよう努める。 **第１６節　生活必需品の調達供給活動** **第１　基本方針** 災害発生後、町民の避難所等での状況等をいち早く把握し、備蓄品を供給するが、被害状況に応じて、町のみで対応できない場合は県等へ要請し、迅速な調達・供給を行う。 なお、被災地で必要とされる物資は時間の推移とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染	県の地域防災計画に合わせて修正

症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼育に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含める等、被災地の状況を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、性別によるニーズの違いに配慮するものとする。 **第１７節　保健衛生、感染症予防活動** **第３　活動の内容** ２　感染症予防対策 （１）　基本方針 感染症予防対策用物品及び器具の整備及び訓練、資機材の確保に努めるとともに、感染症予防対策のための組織を明確化し、迅速な感染症予防を行う。 また、感染症の発生を未然に防止するため、関係機関と密接な情報交換を行い、感染症予防対策を行う。 なお、感染症が発生した場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく患者への医療提供、消毒の実施等の措置を迅速に行い、まん延防止を図る。 （２）　実施計画 イ　災害時に備え、感染症予防対策用物品及び器具の整備及び訓練（点検を含む。）を行い、資機材の確保を図るものとする。 カ　被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、まん延防止のため、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒や予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施する。 また、池田町避難所運営マニュアル等を参考に感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。 ケ　災害感染症対策活動終了後、災害に要した経費を他の感染症対策活動に要した経費とは明確に区分して把握する。 なお、災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律により、激甚災害及び当該災害に対して適用すべき措置の指定がなされた場合は、必要書類を災害防疫実施要綱に基づき作成し、大町保健福祉事務所を経由して県に提出する。 コ　避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請するものとする。 サ　町民が実施する対策 町が行う広報、衛生組織を通しての指導を参考にして、居住地域の衛生の確保に努めるものとする。 また、避難所においては、町の指導のもと施設管理者が中心となり、衛生に関する自治組織を編成して、感染症予防に努めるものとする。	症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含める等、被災地の状況を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。 **第１７節　保健衛生、感染症予防活動** **第３　活動の内容** ２　感染症予防対策 （１）　基本方針 感染症予防対策用器具の整備及び訓練、機材の確保に努めるとともに、感染症予防対策のための組織を明確化し、迅速な感染症予防を行う。 また、感染症の発生を未然に防止するため、関係機関と密接な情報交換を行い、感染症予防対策を行う。 なお、感染症が発生した場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく患者への医療提供、消毒の実施等の措置を迅速に行い、まん延防止を図る。 （２）　実施計画 イ　災害発生に備え、感染症予防対策用物品及び器具の整備及び訓練（点検を含む。）を行い、資機材の確保を図るものとする。 カ　被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症について患者又は無症状病原体保有者が発生した場合は、まん延防止のため、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒や予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施する。 また、池田町避難所運営マニュアル等を参考に感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。 ケ　災害感染症対策活動終了後、災害に要した経費を他の感染症対策活動に要した経費とは明確に区分して把握する。 なお、災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律により、激甚災害及び当該災害に対して適用すべき措置の指定がなされた場合は、必要書類を災害防疫実施要綱に基づき作成し、大町保健福祉事務所を経由して県に提出する。 （新設） コ　町民が実施する対策 町が行う広報、衛生組織を通しての指導を参考にして、居住地域の衛生の確保に努めるものとする。	県の地域防災計画に合わせて修正

第２４節　下水道施設等応急活動 **第３　活動の内容** １　情報の収集連絡、被害規模の把握 （２）　実施計画 下水道施設台帳等（管渠施設、処理場施設）を活用し、被害箇所及び被害状況を把握する。	また、避難所においては、町の指導のもと施設管理者が中心となり、衛生に関する自治組織を編成して、感染症予防に努めるものとする。 **第２４節　下水道施設等応急活動** **第３　活動の内容** １　情報の収集連絡、被害規模の把握 （２）　実施計画 ア　下水道施設台帳等（管渠施設、処理場施設）を活用し、被害箇所及び被害状況を把握する。 イ　情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、ＧＩＳの活用等による提供に努めるものとする。	実態に即して記載を削除
第２６節　災害広報活動 **第３　活動の内容** １　町民等への的確な情報の伝達 （２）　実施計画 ア　通常の災害広報等は、総務課または関係課が行い、災害対策本部設置時には、情報部広報班が関係課と緊密な連絡のもとに行う。 (ア)　広報資料の収集 広報資料の収集は、本章第２節「災害情報の収集・連絡活動」の責任機関からの情報提供によるが、必要に応じて被災現地へ取材員を派遣するなど直接広報資料の収集を行う。 なお、取材員の派遣先において、感染症の 発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。	**第２６節　災害広報活動** **第３　活動の内容** １　町民等への的確な情報の伝達 （２）　実施計画 ア　通常の災害広報等は、総務課または関係課が行い、災害対策本部設置時には、情報部広報班が関係課と緊密な連絡のもとに行う。 (ア)　広報資料の収集 広報資料の収集は、本章第２節「災害情報の収集・連絡活動」の責任機関からの情報提供によるが、必要に応じて被災現地へ取材員を派遣するなど直接広報資料の収集を行う。 なお、取材員の派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の 発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。	県の地域防災計画に合わせて修正
第２８節　建築物災害応急活動 **第３　活動の内容** ２　文化財 （２）　実施計画 イ　国・県・町指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県に報告するものとする。 ウ　所有者が実施する対策 （ウ）　災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、町教育委員会へ報告するとともに、被害の状況に応じ、被害の拡大の防	**第２８節　建築物災害応急活動** **第３　活動の内容** ２　文化財 （２）　実施計画 イ　国・県・町指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告するものとする。 ウ　所有者が実施する対策	組織改正による修正

止のための応急修理の措置を文化庁、県、町文化財所管部局の指導を受けて実施する。 (エ)　被災した建造物内の文化財について、県や町教育委員会等の関係機関と連携して応急措置をとるものとする。 **第２９節　道路及び橋梁応急活動** **第１　基本方針** 災害により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の措置をとるとともに、速やかな道路啓開及び応急復旧を行う。 **第２　主な活動** １　道路及び橋梁の被害状況を把握し、交通規制、道路啓開及び応急復旧を行うとともに、交通規制を行い、安全な道路機能を回復する。 **第３　活動の内容** １　道路及び橋梁応急対策 （１）　基本方針 災害により道路及び橋梁等に災害が発生した場合、早急にパトロール等を実施して被害状況等を把握し、必要に応じて迂回道路の選定を行うとともに、交通規制等が必要な箇所は、関係機関と調整を図り必要な措置を講ずる。 また、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルートを含めた交通機能確保のため、道路の啓開及び被災道路・橋梁の速やかな応急復旧を行う。 道路使用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報を一元化し提供を行う。 （２）　実施計画 ア　道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用によるパトロール等を実施するとともに、町民等からの被害状況を把握する。 イ　事前に定めた道路啓開計画に基づき、道路啓開を行う。 ウ　パトロール結果及び町民等からの情報を基に、必要に応じて迂回道路を選定し、交通規制が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な措置を講ずる。 なお、道路及び橋梁に災害が発生した場合は、道路管理者へ通報する。	(ウ)　災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、町教育委員会へ報告するとともに、被害の状況に応じ、被害の拡大の防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、町文化財所管部局の指導を受けて実施する。 (エ)　被災した建造物内の文化財について、県教育委員会や町教育委員会等の関係機関と連携して応急措置をとるものとする。 **第２９節　道路及び橋梁応急活動** **第１　基本方針** 災害により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の措置をとるとともに、速やかに路上の障害物の除去及び応急復旧工事を行う。 **第２　主な活動** １　道路及び橋梁の被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧を行うとともに、交通規制を行い、安全な道路機能を回復する。 **第３　活動の内容** １　道路及び橋梁応急対策 （１）　基本方針 災害により道路及び橋梁等に災害が発生した場合、早急にパトロール等を実施して被害状況等を把握し、必要に応じて迂回道路の選定を行うとともに、交通規制等が必要な箇所は、関係機関と調整を図り必要な措置を講ずる。 また、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルートを含めた交通機能確保のために、路上障害物の除去及び被災道路・橋梁の応急復旧計画を策定し、建設業組合と締結した業務協定に基づき、速やかに応急復旧工事を行う。 道路使用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報を一元化し提供を行う。 （２）　実施計画 ア　道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、パトロール等を実施するとともに、町民等からの情報収集を行う。 （新規）	道路啓開計画の策定に基づき修正

エ　災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報について、告知看板等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報を提供する。 オ　パトロール等による巡視の結果等を基に、被災道路の応急復旧計画を策定し、建設業組合等と結んだ業務協定に基づき、緊急交通路及び緊急輸送道路の機能確保を最優先に応急復旧を行う。 　また、応急復旧の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮して適切な方法を選択する。 カ　行政区域内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、関係機関と連携を図り交通規制、道路啓開及び応急復旧を行い交通の確保に努める。 **第３０節　河川施設等応急活動** **第３　計画の内容** ２　ダム施設応急対策 （２）　実施計画 　ダム管理者は、臨時点検の結果、漏水量、変形、揚圧力等に異常が認められ、かつ、急速に増大の傾向を示す場合は、臨機に止水措置、貯水制限、水位低下等の措置をとる。 　この場合、ダム管理事務所が行う関係機関及び一般町民への連絡及び警報等は、ダムの操作規則等の規定による。 　なお、大町ダムにおいては、ダム上流で大雨に対する警報が発表され洪水の発生が予想される場合は、洪水警戒体制を発令し、下流市町村を含む関係機関にメールにて連絡を行う。洪水以外の災害についても大町ダム下流域に影響を及ぼす恐れのある災害等の異常が発生した場合には、速やかに下流市町村を含む関係機関にメールにて連絡を行う。 **第３４節　飼養動物の保護対策** **第１　基本方針**	イ　パトロール結果及び町民等からの情報を基に、必要に応じて迂回道路を選定し、交通規制が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な措置を講ずる。 　なお、道路及び橋梁に災害が発生した場合は、道路管理者へ通報する。 ウ　災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報について、告知看板等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報を提供する。 エ　パトロール等による巡視の結果等を基に、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、建設業組合等と結んだ業務協定に基づき、緊急交通路交通規制対象予定道路及び緊急輸送道路の機能確保を最優先に応急復旧工事を行う。 　また、路上の障害物の除去及び応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期、施工量、資機材の有無等を考慮して適切な方法を選択する。 オ　行政区域内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、関係機関と連携を図り交通規制、応急復旧を行い交通の確保に努める。 **第３０節　河川施設等応急活動** **第３　計画の内容** ２　ダム施設応急対策 （２）　実施計画 　ダム管理者は、臨時点検の結果、漏水量、変形、揚圧力等に異常が認められ、かつ、急速に増大の傾向を示す場合は、臨機に止水措置、貯水制限、水位低下等の措置をとる。 　この場合、ダム管理事務所が行う関係機関及び一般町民への連絡及び警報等は、ダムの操作規則等の規定による。 　なお、大町ダムにおいては、ダム上流で大雨に対する警報が発表され洪水の発生が予想される場合は、洪水警戒体制を発令し、下流市町村を含む関係機関にファックスにて連絡を行う。洪水以外の災害についても大町ダム下流域に影響を及ぼす恐れのある災害等の異常が発生した場合には、速やかに下流市町村を含む関係機関にファックスにて連絡を行う。	道路啓開計画の策定に基づき修正 令和７年３月に正式導入された洪水予警報システム運用による修正

災害時においては、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護等の観点から、被災した動物の保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を獣医師会等と連携し実施する。 第３　活動の内容 １　基本方針 大規模災害に伴い、放浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動を行う。 また、飼い主が家庭動物と同行避難するため、適正な飼育環境を確保する。 ２　実施計画 ウ　家庭動物との同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努めるものとする。 エ　飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望へ対応するものとする。 オ　飼養動物の飼い主が実施する計画	**第３４節　飼養動物の保護対策** 第１　基本方針 災害時においては、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護等の観点から、被災した動物の保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。 第３　活動の内容 １　基本方針 大規模災害に伴い、放浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動を行う。 また、飼い主がペットと同行避難するための適正な飼育環境を確保し、適正飼養を行う。 ２　実施計画 ウ　ペットとの同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努めるものとする。 （新設） エ　飼養動物の飼い主が実施する計画	県の地域防災計画に合わせて修正 表現の統一及び文章の整理 県の地域防災計画に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
第１節　復旧・復興の基本方針の決定 **第３　活動の内容** ２　支援体制 （２）　実施計画 災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、県、他の市町村等に対し職員の派遣、その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討するものとする。	**第１節　復旧・復興の基本方針の決定** **第３　活動の内容** ２　支援体制 （２）　実施計画 災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、県、他の市町村等に対し職員の派遣、その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。	県の地域防災計画に合わせた修正
第２節　迅速な原状復旧の進め方 **第３　活動の内容** １　被災施設の復旧等 （２）　実施計画 オ　道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。 ３　職員派遣 （１）　基本方針 災害復旧には迅速な対応が求められるが、対応にあたり、人員の確保が困難となる場合には、県や他の市町村に対し、災害の規模に応じ、職員の派遣要請等の必要な措置をとるものとする。 なお、職員の派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。	**第２節　迅速な原状復旧の進め方** **第３　活動の内容** １　被災施設の復旧等 （２）　実施計画 オ　他の機関との連携により、複数の機関により分担して事業を実施することが適当と認められる場合には総合的な復旧事業の推進を図る。 ３　職員派遣 （１）　基本方針 災害復旧には迅速な対応が求められるが、対応にあたり、人員の確保が困難となる場合には、県や他の市町村に対し、災害の規模に応じ、職員の派遣要請等の必要な措置をとるものとする。 なお、職員の派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。	

池田町地域防災計画

震災対策編

（令和７年 10 月修正）

新旧対照表

新	旧	修正理由・備考
第２節　情報の収集・連絡体制計画 **第３　計画の内容** １　情報の収集・連絡体制の整備 （２）　実施計画 エ　「長野県防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努めるものとする。 オ　国関係機関、県及び公共機関等と情報の共有化を図るため、横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム（ＳＯＢＯ－ＷＥＢ）に集約できるよう努めるとともに、必要に応じて活用するものとする。 ３　通信手段の確保 （２）　実施計画 エ　通信が途絶している地域で、派遣職員等が活躍する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めるととに、震災時を想定した非常通信訓練を行う。 オ　衛星携帯電話、ＭＣＡ移動無線、公共安全モバイルシステム等の移動系の応急対策機器の整備を図る。	**第２節　情報の収集・連絡体制計画** **第３　計画の内容** １　情報の収集・連絡体制の整備 （２）　実施計画 エ　「防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努める。 （新設） ３　通信手段の確保 （２）　実施計画 エ　災害時を想定した非常通信訓練を行う。 オ　衛星携帯電話、ＭＣＡ移動無線、公共安全ＬＴＥ（ＰＳ－ＬＴＥ）等の移動系の応急対策機器の整備を図る。	文言の追記 県の地域防災計画に合せて修正

第１８節　下水道施設災害予防計画	第１８節　下水道施設災害予防計画	
第１　基本方針 下水道施設等は、水道、電気、ガス等と並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、地震災害発生時においてもその機能の確保を図る必要がある。 このため、地震による被害が予想される地域の施設、老巧化の進んだ施設等については補強・改築・耐震化を進めるとともに、今後建設する施設については、必要な耐震性能を有した施設とする。 また、地震により施設に被害が生じた場合は、応援協定等に基づく復旧体制の確立、応急対策により早期復旧を図る。 **第２　主な取組み** １　新耐震基準に基づき、施設の整備、補強、改築、耐震化を実施する。 ２　緊急連絡体制、被災時の応急及び復旧体制の確立を図る。 ３　緊急用、復旧用資機材の計画的な備蓄を図る。 ４　下水道施設台帳等の整備・充実を図る。 ５　管渠及び処理場施設等の、系統の多重化を図る。 **第３　計画の内容** １　新耐震基準に基づく施設整備 （１）　現状及び課題 下水道施設等の中には、軟弱地盤に建設されたものや、老朽化が進んだものがある。 このため、既存施設の耐震化を計画的に進める。 （２）　実施計画 重要な管渠及び処理場施設のうち、地盤が軟弱な地域に設置されているもの、老朽化の著しいものから重点的に調査を実施し、耐震化を計画的に進めるものとする。 ２　緊急連絡体制、被災時の復旧体制の確立 （１）　現状及び課題 災害発生時において、迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等を定めた災害対策要領等をあらかじめ策定する必要がある。 また、復旧体制については、県、市町村とも、被災時には関係職員、関係業者、手持ち資機材だけでは対応不十分となることが予想されるため、あらかじめ他の地方公共団体との間での広域応援協定や民間事業者等との災害時の支援協定を締結する必要がある	１　新耐震基準に基づく施設整備 （１）　重要な管渠及び処理場施設のうち、地盤が軟弱な地域に設置されているもの、老朽化の著しいものから重点的に調査を実施し、必要に応じて補強等の対策を講ずる。 （２）　新たに建設する管渠、処理場施設については、土質調査等を実施し、新耐震基準に適合した耐震対策を講ずる。	施設の耐震化について追記するため、県の地域防災計画に基づいて、新たに節を明示

（２）　実施計画 ア　災害時の対応を定めた業務継続計画や災害対策要領等を策定するものとする。 イ　業務継続計画や災害対策要領等に定められた対応が確実に機能するよう、訓練を実施していくものとする。 ウ　復旧体制について、他の地方公共団体との広域応援体制、関係団体等との協力体制を確立するものとする。なお、「長野県生活排水事業における災害時応援に関するルール」及び「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」により、他の地方公共団体に応援要請をすることができる。 ３　緊急用・復旧用資材の計画的な備蓄 （１）　現状及び課題 被災時には、被災の状況を的確に把握し、ライフラインとしての下水道の機能を確保するため、緊急用・復旧用資機材が必要となることから、これらの資機材について、平常時から計画的に購入、備蓄していく必要がある。 （２）　実施計画 発電機、ポンプ等の緊急用・復旧用資機材を計画的に購入、備蓄するものとする。 ４　下水道施設台帳、農業集落排水施設台帳、浄化槽台帳等の整備・拡充 （１）　現状及び課題 下水道施設台帳は、下水道の諸施設を適切に管理するため、下水道法においてその調製・保管が義務付けられている。 下水道施設等が地震により被災した場合、その被害状況を的確に把握するためには、下水道施設台帳等の整備が不可欠であり、また、確実かつ迅速に、データの調査、検索等ができるようにしておく必要がある。 （２）　実施計画 下水道施設台帳等を適切に調製・保管するものとする。 また、台帳のデータベース化を図り、確実かつ迅速なデータの調査、検索等が実施できる体制を整備するものとする。 ５　管渠及び処理場施設等の系統の多重化 （１）　現状及び課題 下水道施設等が被災した場合においても、ライフラインとしての機能を確保するため、管渠の２系統化、処理場施設のバックアップ体制の確保等、代替性の確保に努めることが必要である。 （２）　実施計画		

必要に応じて、系統の多重化、拠点の分散化、代替施設の整備等による代替性の確保に努めるものとする。 **第２９節　防災知識普及計画** **第３　計画の内容** １　町民等に対する防災知識の普及活動 （２）　実施計画 ア　町民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、町ホームページ、町民向け講座及び各種広報資料等に掲げる啓発活動を行う なお、啓発活動を行う際には、女性、子ども、性的マイノリティのほか、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の性別によるニーズの違い等に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。 （チ）　平常時から町民が実施し得る、家具の固定、消火器、ガスマイコンメーター及び感震ブレーカーの設置等の出火防止措置等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法	**第２９節　防災知識普及計画** **第３　計画の内容** １　町民等に対する防災知識の普及活動 （２）　実施計画 ア　町民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、町ホームページ、町民向け講座及び各種広報資料等に掲げる啓発活動を行う。 （チ）　平常時から町民が実施し得る、概ね３日分の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法	県の地域防災計画に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
第１節　災害情報の収集・連絡活動 **第２　活動の内容** ３　被害状況等の調査と調査責任機関 （３）　北アルプス地域振興局長は、被災地における被害の状況から情報の収集・連絡体制の強化が必要であると認められる場合は、県危機管理防災課（総括調整班）に情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求めるものとする。この場合、県危機管理防災課（総括調整班）は必要な職員を速やかに派遣するものとする。 なお、派遣先において、感染症の発生及びまん 延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。 ６　通信手段の確保 防災関係機関は、災害発生後、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を速やかに行うものとする。また、支障が生じた施設が復旧されるまでの間は、航空機、無人航空機、高所監視カメラ等による目視・撮影、衛星携帯電話、トランシーバー等の各種移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。 **第３節　広域相互応援活動** **第１　基本方針** 災害発生時において、その規模及び被害の状況から、被災市町村単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、市町村相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする。 なお、本町が被災した場合にあっては、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないよう努めるとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、当該市町村の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入れ体制に十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行うものとする。 また、協定先の市町村等が被災した場合にあっては、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断するものとする。	**第１節　災害情報の収集・連絡活動** **第２　活動の内容** ３　被害状況等の調査と調査責任機関 （３）　北アルプス地域振興局長は、被災地における被害の状況から情報の収集・連絡体制の強化が必要であると認められる場合は、県危機管理防災課（総括調整班）に情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求めるものとする。この場合、県危機管理防災課（総括調整班）は必要な職員を速やかに派遣するものとする。 なお、派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん 延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。 ６　通信手段の確保 防災関係機関は、災害発生後、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を速やかに行うものとする。また、支障が生じた施設が復旧されるまでの間は、航空機、無人航空機等による目視・撮影、衛星携帯電話、トランシーバー等の各種移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。 **第３節　広域相互応援活動** **第１　基本方針** 災害発生時において、その規模及び被害の状況から、被災市町村単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、市町村相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする。 なお、本町が被災した場合にあっては、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないよう努めるとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、当該市町村の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入れ体制に十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行うものとする。 また、協定先の市町村等が被災した場合にあっては、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断するものとする。	県の地域防災計画に合わせて修正

なお、派遣先において、感染症の発生及びまん延が 懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。	なお、派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が 懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。	県の地域防災計画に合わせて修正
第３　活動の内容 ２　受援体制の整備 （２）　実施計画 ア　円滑な受入れ体制の整備のため、あらかじめ応急対応業務に必要な物資、人員等について、地域防災計画、受援計画、避難所運営マニュアル、業務継続計画等に規定し、不足が見込まれる場合は、協定等による他からの応援により確保する方法を検討する。 イ　応援を受けた場合の配置、指揮命令系統等の応援活動に必要な基本的事項を検討のうえ整備する。 ウ　県及び町は、応援職員が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。	**第３　活動の内容** ２　受援体制の整備 （２）　実施計画 円滑な受入れ体制の整備のため、あらかじめ応急対応業務に必要な物資、人員等について、地域防災計画、受援計画、避難所運営マニュアル、業務継続計画等に規定し、不足が見込まれる場合は、協定等による他からの応援により確保する方法を検討する。 また、応援を受けた場合の配置、指揮命令系統等の応援活動に必要な基本的事項を検討のうえ整備する。 （新設）	他県被災時の県及び市町村の支援体制を明確化
３　応援体制の整備 （２）　実施計画 ア　情報収集及び応援体制の確立 (ア)　応援側は、災害時は、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、要請側から要請を受けた場合は、直ちに出動する。 (イ)　県及び町は、県外で大規模災害が発生した場合には、一体となって的確支援を行うものとする。	３　応援体制の整備 （２）　実施計画 ア　情報収集及び応援体制の確立 応援側は、災害時は、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、要請側から要請を受けた場合は、直ちに出動する。 （新設）	
第４　他の都道府県等への応援 １　長野県合同災害支援チームとして実施する対策 町及び県は、「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定」（資料編参照）に基づき支援を行うものとする。	**第４　他の都道府県等への応援** １　長野県合同災害支援チームとして実施する対策 町及び県は、長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定に基づき、長野県外で大規模な災害が発生した場合、被災した県外地方自治体に対し、一体となって的確な支援を行う。	
第１１節　避難受入れ及び情報提供活動 **第３　活動の内容** ４　避難所等の開設、運営 （２）　実施計画	**第１１節　避難受入れ及び情報提供活動** **第３　活動の内容** ４　避難所の開設、運営 （２）　実施計画	

コ　指定避難所における生活環境について下記の事項に注意を払い、必要な措置をとることで、常に良好なものであるよう努めるものとする。 (ア)　トイレの設置状況等の把握に努め、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置への配慮 (イ)　食事供与の状況の把握に努め、栄養バランスの取れた適温の食事の提供 (ウ)　避難所開設当初からパーティションやエアベッド等の簡易ベッドの設置 (エ)　入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保 (オ)　避難の長期化等に応じて、避難者の健康状態や指定避難所の環境状況の把握 ａ　パーティション等によるプライバシーの確保状況 ｂ　エアベッド等の簡易ベッドの設置状況 ｃ　入浴施設設置の有無及び利用頻度 ｄ　洗濯等の頻度 ｅ　医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度 ｆ　暑さ・寒さ対策の必要性 ｇ　食料の確保、配食等の状況 ｈ　し尿及びごみの処理状況 (カ)　必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努めるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握	コ　指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。 また、避難の長期化等に応じて、プライバシーの確保状況、エアベッド等、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置をとるよう努めるものとする。また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努めるものとする。	県の地域防災計画に合わせて修正及び記載方法の整理
サ　指定避難所における感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト、感染症を発症した避難者や疑いのある者の専用スペース又は個室の確保等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。	サ　指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト、感染症を発症した避難者や疑いのある者の専用スペース又は個室の確保等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。	
ソ　指定避難所への収容及び避難所の管理運営に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、町民やＮＰＯ・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図るものとする。 (ア)　スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器の供給等の整備を行うものとする。 (イ)　異性に介助される要介助者、性的マイノリティの方等が利用しやすいように、性別を問わず利用できるトイレ、更衣室等を設置するよう努めるものとする。 (ウ)　介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努めるものとする。	ソ　指定避難所への収容及び避難所の管理運営に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、町民やＮＰＯ・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図るものとする。 (ア)　スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器の供給等の整備を行うものとする。 （新設） (イ)　介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努めるものとする。	性的マイノリティの方への配慮を追記

(エ)　災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努めるものとする。 a　介護職員等の派遣 b　入浴サービス等在宅福祉サービスの実施 c　病院や社会福祉施設等への受入れ (オ)　要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。 (カ)　大画面のテレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保するものとする。 テ　やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。 ト　在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。 ナ　車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難者の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。 ニ　避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努めるものとする。 ヌ　指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。 ネ　必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 ノ　町民が実施する対策 避難所の管理運営については、町長の指示に従い、必要に応じて管理運営に協力するとともに、相互に助け合い良好な環境のもとで避難生活を送ることができるよう努める。	(ウ)　災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努めるものとする。 a　介護職員等の派遣 b　入浴サービス等在宅福祉サービスの実施 c　病院や社会福祉施設等への受入れ (エ)　要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。 (オ)　大画面のテレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保するものとする。 テ　やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。 （新規） （新規） ト　避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努めるものとする。 ナ　指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。 ニ　必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 ヌ　町民が実施する対策 避難所の管理運営については、町長の指示に従い、必要に応じて管理運営に協力するとともに、相互に助け合い良好な環境のもとで避難生活を送ることができるよう努める。	県の地域防災計画に合わせて修正

第２７節　建築物災害応急活動 **第３　活動の内容** ２　文化財 （２）　実施計画 イ　国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県に報告するものとする。 ウ　被災した建造物内の文化財について、所有者や県等の関係機関と連携して応急措置をとるものとする。 エ　所有者が実施する対策 （イ）　文化財の火災による焼失を防ぐための措置をとるものとする。 （ウ）　災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、町文化財所管部局へ報告するとともに、被害の状況に応じ、被害の拡大の防止のための応急修理の措置を文化庁、県、町文化財所管部局の指導を受けて実施する。 （エ）　被災した建造物内の文化財について、県や町文化財所管部局等の関係機関と連携して応急措置をとるものとする。	第２７節　建築物災害応急活動 **第３　活動の内容** ２　文化財 （２）　実施計画 イ　国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告するものとする。 ウ　被災した建造物内の文化財について、所有者や県教育委員会等の関係機関と連携して応急措置をとるものとする。 エ　所有者が実施する対策 （イ）　文化財の火災による焼失を防ぐための措置をとるものとする。 （ウ）　災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、町文化財所管部局へ報告するとともに、被害の状況に応じ、被害の拡大の防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、町文化財所管部局の指導を受けて実施する。 （エ）　被災した建造物内の文化財について、県教育委員会や町文化財所管部局等の関係機関と連携して応急措置をとるものとする。	県の組織改正による修正

池田町地域防災計画

道路災害対策編

（令和７年 10 月修正）

新旧対照表

新	旧	修正理由・備考
第２章　災害応急対策計画 第３節　災害応急対策の実施 第３　活動の内容 １　道路管理者、指定行政機関、地方公共団体、公共機関等の応急活動の実施 （２）　実施計画 イ　道路パトロール等の点検結果や、発見者の通報等をもとに、道路啓開計画に基づき速やかに路上の障害物の除去等の応急活動を実施するとともに、二次災害を防ぐための交通規制、迂回路の設定等の応急活動を実施する。	第２章　災害応急対策計画 第３節　災害応急対策の実施 第３　活動の内容 １　道路管理者、指定行政機関、地方公共団体、公共機関等の応急活動の実施 （２）　実施計画 イ　道路パトロール等の点検結果や、発見者の通報等をもとに、速やかに路上の障害物の除去等の応急活動を実施するとともに、二次災害を防ぐための交通規制、迂回路の設定等の応急活動を実施する。	道路啓開計画の策定に伴う修正

池田町地域防災計画

大規模な火事災害対策編

（令和７年 10 月修正）

新旧対照表

新	旧	修正理由・備考
第１章　災害予防計画 第２節　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え 第３　計画の内容 ３　消火活動の計画 （２）　実施計画 「市町村消防計画の基準」に基づいて消防計画を作成し、大規模な火災災害が発生した場合において、消防機関が災害に、迅速かつ効果的に対処できるよう、組織及び施設の整備拡充を図るとともに防災活動に万全を期する。その際、次に掲げる事項に、重点的に取り組む。 ア　消防力の強化 「消防力の整備指針」に適合するよう、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、近代化を促進する。 特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員が減少傾向にあるので、消防団総合整備事業等を活用した消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両、資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層をはじめとした団員の入団促進を図るものとする。また、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。さらに、消防・水防団活性化の推進を図るとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を消防・水防協力団体として指定することで、消防・水防活動の担い手を確保し、その育成強化を図るものとする。 また、消防の広域化及び連携協力等による、広域消防体制の推進を図るものとする。 イ　消防水利の多様化及び適正化 「消防水利の基準」に適合するよう、消防水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努める。その際、大規模な火災に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽を整備するとともに、河川等自然水利の活用及び水泳プール、ため池等を指定消防水利として活用することにより、消防水利の多様化を図る。	第１章　災害予防計画 第２節　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え 第３　計画の内容 ３　消火活動の計画 （２）　実施計画 「市町村消防計画の基準」に基づいて消防計画を作成し、大規模な火災災害が発生した場合において、消防機関が災害に、迅速かつ効果的に対処できるよう、組織及び施設の整備拡充を図るとともに防災活動に万全を期する。その際、次に掲げる事項に、重点的に取り組む。 ア　消防力の強化 「消防力の整備指針」に適合するよう、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、近代化を促進する。 特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員が減少傾向にあるので、消防団活性化総合整備事業等を活用した消防団の施設、設備の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層の加入促進を図り、消防団の活性化と育成強化を図る。 イ　消防水利の多様化及び適正化 「消防水利の基準」に適合するよう、消防水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努める。その際、大規模な火災に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽を整備するとともに、河川・農業用排水路等自然水利の活用及び水泳プール、ため池等を指定消防水利として活用することにより、消防水利の多様化を図る。	県の地域防災計画に合わせた修正及び風水害対策編と記載の統一 町内には指定された農業用排水路はないため要望により削除

池田町地域防災計画

火山災害対策編

（令和７年 10 月修正）

新旧対照表

新	旧	修正理由・備考
第１章　災害予防計画 **第３節　情報の収集・連絡体制** **第３　計画の内容** １　情報の収集・連絡体制の整備 （２）　実施計画 カ「長野県防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努める。 キ　国関係機関、市町村及び公共機関等と情報の共有化を図るため、横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム（SOBO－WEB）に集約できるよう努めるとともに、必要に応じて活用するものとする。 ク　情報収集手段としてパソコンネットワーク等の活用を推進する。 ケ　意見聴取・連絡調整のため、災害対策本等に関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。 ３　通信手段の確保 （２）　実施計画 オ　衛星携帯電話、ＭＣＡ移動無線、公共安全モバイルシステム等の移動系の応急対策機器の整備を図る。	**第１章　災害予防計画** **第３節　情報の収集・連絡体制** **第３　計画の内容** １　情報の収集・連絡体制の整備 （２）　実施計画 カ「防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努める。 （新規） キ　情報収集手段としてパソコンネットワーク等の活用を推進する。 ク　意見聴取・連絡調整のため、災害対策本等に関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。 ３　通信手段の確保 （２）　実施計画 オ　衛星携帯電話、ＭＣＡ移動無線、公共安全ＬＴＥ（ＰＳ－ＬＴＥ）等の移動系の応急対策機器の整備を図る。	風水害対策編と記載の統一 県の地域防災計画に合わせて修正
第２章　継続災害への対応方針 **第１節　避難対策** **第３　取組みの内容** １　情報伝達体制の整備及び避難誘導体制の強化 （２）　実施計画 イ　町は、高齢者等避難・避難指示の基準の設定、町民への通報体制の整備、避難誘導体制の整備、警戒区域の設定等を行う。	**第２章　継続災害への対応方針** **第１節　避難対策** **第３　取組みの内容** １　情報伝達体制の整備及び避難誘導体制の強化 （２）　実施計画 イ　町は、避難勧告・避難指示(緊急)の基準の設定、町民への通報体制の整備、避難誘導体制の整備、警戒区域の設定等を行う。	字句の修正

池田町地域防災計画

資料編

（令和７年 10 月修正）

新旧対照表

０１　防災面からみた池田町の概要

３　地震被害年表

番号	西　暦 和　暦	震　央 東　経 北　緯	M	災害程度	主な被害地域	備　　考
＊1	1918.11.11 大正７年 ２時 58 分	北緯 36 度 45 分 東経 137 度 88 分	6.1 6.5	C～B	長野県大町付近	大町地震 2 回の地震があった。高瀬川沿いの地域で居宅全潰 6、半潰 305、破損 2,547 件、土蔵等全潰 16、半潰 2,273 件、建物の破損 290 ほか石垣破損 334 箇所等の被害。
＊2	1986.12.30 昭和 61 年 ９時 38 分	北緯 36 度 37.9 分 東経 137 度 56 分	5.9	C	長野県北部	信州新町を中心に住家に一部破損 243、水道 3 箇所、その他 27 箇所の被害、池田町でも建物一部被害
3	2014.11.22 平成 26 年 22 時８分	北緯 36 度 41.5 分 東経 137 度	6.7		長野県北部	長野県神城断層地震。 県内最大震度６弱、 池田町最大震度４
4	2017.12.6 平成 29 年 ０時 13 分	北緯 36 度 22.6 分 東経 137 度 58.3 分	5.3	C	長野県中部	県内最大震度４、 池田町最大震度４ 住家一部破損３、 非住家破損３
5	2025.4.18 令和７年 20 時 42 分	北緯 36 度 5 分 東経 137 度 9 分	5.0	C	長野県北部	県内最大震度５弱、 池田町最大震度４ 住家被害７、非住家被害５、墓石転倒１箇所

０２　災害直前対策

資料　02-1　気象観測所及び雨量・水位観測所

３　県関係の観測所

（２）　水位観測所

観測所名	河川名	位　　置	種　別
高 瀬 上 橋	高瀬川	大町市常盤松原	テレメーター
十 日 市 場	高瀬川	安曇野市穂高北穂高(高瀬下橋傍受)	テレメーター
高　瀬　橋	高瀬川	北安曇郡池田町会染	危機管理型水位計 （超音波式）

０１　防災面からみた池田町の概要

３　地震被害年表

番号	西　暦 和　暦	震　央 東　経 北　緯	M	災害程度	主な被害地域	備　　考
＊1	1918.11.11 大正７年 ２時 58 分	北緯 36 度 45 分 東経 137 度 88 分	6.1 6.5	C～B	長野県大町付近	大町地震 2 回の地震があった。高瀬川沿いの地域で居宅全潰 6、半潰 305、破損 2,547 件、土蔵等全潰 16、半潰 2,273 件、建物の破損 290 ほか石垣破損 334 箇所等の被害。
＊2	1986.12.30 昭和 61 年 ９時 38 分	北緯 36 度 37.9 分 東経 137 度 56 分	5.9	C	長野県北部	信州新町を中心に住家に一部破損 243、水道 3 箇所、その他 27 箇所の被害、池田町でも建物一部被害
3	2014.11.22 平成 26 年 22 時８分	北緯 36 度 41.5 分 東経 137 度	6.7		長野県北部	長野県神城断層地震。 県内最大震度６弱、 池田町最大震度４
4	2017.12.6 平成 29 年 ０時 13 分	北緯 36 度 22.6 分 東経 137 度 58.3 分	5.3	C	長野県中部	県内最大震度４、 池田町最大震度４ 住家一部破損３、 非住家破損３

新たに発生した災害を追加

０２　災害直前対策

資料　02-1　気象観測所及び雨量・水位観測所

３　県関係の観測所

（２）　水位観測所

観測所名	河川名	位　　置	種　別
高 瀬 上 橋	高瀬川	大町市常盤松原	テレメーター
十 日 市 場	高瀬川	安曇野市穂高北穂高(高瀬下橋傍受)	テレメーター

県の地域防災計画資料に合わせた修正

０３　災害情報の収集・連絡関係

資料03-5　防災相互通信用無線局設置機関一覧表

（令和７年４月現在）

免許人名	局数（158.35MHz）				局数（466.775MHz）			
	基地局	陸上移動局	携帯基地局	携帯局	基地局	陸上移動局	携帯基地局	携帯局
長野県		10		14				
警察庁		16						
総務省		1				1		
長野市	1	16				682		
松本市						408		
上田市		1				1		
岡谷市						27		
飯田市		12			1	98		
諏訪市						88		
須坂市	1	2						
伊那市		11			1	70		
駒ケ根市					1	43		
中野市		2						
大町市	3	54						
飯山市						1		
茅野市		1				2		
北相木村		2						
青木村						2		
下諏訪町						58		
富士見町						30		
原村						3		
辰野町						2		
松川町		1						
阿智村					2			
平谷村						3		
根羽村		35						
大鹿村		2						
上松町		2						
南木曽町		1						
山形村					1	23		
小谷村					1	50		

０３　災害情報の収集・連絡関係

資料03-5　防災相互通信用無線局設置機関一覧表

（令和６年４月現在）

免許人名	局数（158.35MHz）				局数（466.775MHz）			
	基地局	陸上移動局	携帯基地局	携帯局	基地局	陸上移動局	携帯基地局	携帯局
長野県		10		14				
警察庁		16						
総務省		1				1		
長野市	1	16				654		
松本市						408		
上田市		1				1		
岡谷市						27		
飯田市		12			1	98		
諏訪市						88		
須坂市	1	2						
伊那市		11			1	70		
駒ケ根市					1	43		
中野市		4						
大町市	3	54						
飯山市						1		
茅野市		1				2		
北相木村		2						
青木村						2		
下諏訪町						58		
富士見町						30		
原村						3		
辰野町						2		
松川町		2						
阿智村					2			
平谷村						3		
根羽村		35						
大鹿村		2						
上松町		2						
南木曽町		2						
山形村					1	23		

時点修正

佐久広域連合		1						
上田地域広域連合	1	56						
諏訪広域連合		81				139		
上伊那広域連合	1							
南信州広域連合	1	129						
松本広域連合	1	9				140		
木曽広域連合		18						
北アルプス広域連合		3						
千曲坂城消防組合		3						
岳南広域消防組合		3						
岳北広域行政組合		3						
日本赤十字社		67		30				
中部電力ﾊﾟﾜｰｸﾞﾘｯﾄﾞ㈱		8						
東京電力ﾊﾟﾜｰｸﾞﾘｯﾄﾞ㈱		39		3				
東京電力ﾘﾆｭｰｱﾌﾞﾙﾊﾟﾜｰ㈱		34						
関西電力㈱		25						
関西電力送配電㈱		10						
長野都市ガス㈱		4						
東海旅客鉄道㈱		1		1				
信越放送㈱	1							
合　計	10	663	0	48	7	1,871	0	0

小谷村					1	50		
佐久広域連合		1						
上田地域広域連合	1	56						
諏訪広域連合		81				139		
上伊那広域連合	1							
南信州広域連合	1	129						
松本広域連合	1	10				176		
木曽広域連合		18						
北アルプス広域連合		3						
千曲坂城消防組合		3						
岳南広域消防組合		3						
岳北広域行政組合		3						
日本赤十字社		67		30				
中部電力ﾊﾟﾜｰｸﾞﾘｯﾄﾞ㈱		8						
東京電力ﾊﾟﾜｰｸﾞﾘｯﾄﾞ㈱		50		3				
東京電力ﾘﾆｭｰｱﾌﾞﾙﾊﾟﾜｰ㈱		47						
関西電力㈱		25						
関西電力送配電㈱		10						
長野都市ガス㈱		4						
東海旅客鉄道㈱		2		2				
信越放送㈱	1							
合　計	10	693	0	49	7	1,879	0	0

０４　活動体制関係

資料 04-3　災害対策本部の事務分掌及び非常時優先業務

部	業務開始目標時間 事務分掌	担当
≪総務部≫ 【部長】 総務課長 (指令者が危機管理対策室長のため兼務の場合は副部長が代行) 【副部長】 議会事務局長 総務係長	《住民広報・受援班》 **Ｓ（３時間以内）** ・災害情報システム（Lアラート）入力、発信 ・ホームページ、町登録制メール、yahoo!防災速報及び公式X・LINEの緊急情報、災害状況の発信・職員参集安否確認メールの配信 ・協定団体、各種民間協力団体との状況確認、連絡調整 ・緊急情報、災害情報の受付（電話、駆け込み等） **Ａ（１日以内）** ・各種応援隊(行政職員、協定締結団体〈医療、建設関係団体除く〉)等からの人的支援要請及び連絡調整 **Ｂ（３日以内）** ・各種応援隊(行政職員)等からの人的支援受入 **Ｃ(２週間以内)** ・生活の再建に関する相談業務 **Ｅ（１か月以降）** ・緊急性の無い通常業務	企画係 デジタル活用推進係 移住定住係
≪情報部≫ 【部長】 住民課長	《情報分析班》 **Ｓ（３時間以内）** ・来庁者、職員等の安全確保及び避難誘導 ・被害報告、災害報告の収集とりまとめ ・県、国及び各種機関との情報共有（被害情報、資源情報等） ・地震及び気象情報の収集 **Ｃ(２週間以内)** ・被災者、一般町民の消費者相談窓口 ・国民健康保険資格の取得、喪失、減免手続き ・後期高齢者医療保険（被保険者証等の発行） ・国民年金の適用、免除、相談等に関する事務 **Ｄ（１か月以内）** ・国民健康保険給付事業等 ・後期高齢者医療保険料の納付相談 ・福祉医療特別給付金の給付 **Ｅ（１か月以降）** ・緊急性の無い通常業務	保険医療係

０４　活動体制関係

資料 04-3　災害対策本部の事務分掌及び非常時優先業務

部	業務開始目標時間 事務分掌	担当
≪総務部≫ 【部長】 総務課長 (指令者が危機管理対策室長のため兼務の場合は副部長が代行) 【副部長】 議会事務局長 総務係長	《住民広報・受援班》 **Ｓ（３時間以内）** ・ホームページ、町登録制メール、yahoo!防災速報及び公式ツイッターの緊急情報、災害状況の発信・職員参集安否確認メールの配信 ・協定団体、各種民間協力団体との状況確認、連絡調整 ・緊急情報、災害情報の受付（電話、駆け込み等） **Ａ（１日以内）** ・各種応援隊(行政職員、協定締結団体〈医療、建設関係団体除く〉)等からの人的支援要請及び連絡調整 **Ｂ（３日以内）** ・各種応援隊(行政職員)等からの人的支援受入 **Ｃ(２週間以内)** ・生活の再建に関する相談業務 **Ｅ（１か月以降）** ・緊急性の無い通常業務	企画係 移住定住係
≪情報部≫ 【部長】 住民課長	《情報入力班》 **Ｓ（３時間以内）** ・災害情報システム（Lアラート）入力、発信 ・県、国及び各種機関との情報共有（被害情報、資源情報等） ・地震及び気象情報の収集 **Ｃ(２週間以内)** ・被災者、一般町民の消費者相談窓口 ・国民健康保険資格の取得、喪失、減免手続き ・後期高齢者医療保険（被保険者証等の発行） ・国民年金の適用、免除、相談等に関する事務 **Ｄ（１か月以内）** ・国民健康保険給付事業等 ・後期高齢者医療保険料の納付相談 ・福祉医療特別給付金の給付 **Ｅ（１か月以降）** ・緊急性の無い通常業務	保険医療係

新規アプリ立ち上げに伴う修正

組織改正に伴う修正

組織改正に伴い担当を修正

	≪救援部≫ 【部長】 健康福祉課長	《健康福祉班》 **S（３時間以内）** ・要配慮者の状況把握、安否確認、対応 ・社会福祉施設の被害状況確認、対応 ・福祉関係施設入所者の安全確保、避難誘導 ・社会福祉協議会、介護支援センター等との連絡調整 **A（１日以内）** ・福祉避難所の開設(福祉避難所マニュアルによる) ・町民の健康保持、保健活動、相談業務 ・妊産婦、乳幼児保健に関すること ・短期入所、生活管理指導短期宿泊に関すること ・日赤分区及び赤十字奉仕団の連絡調整 **B（３日以内）** ・要配慮者等の発災後の相談支援業務 ・養護老人ホーム等入所措置 ・子育て支援所管施設の運営体制確認・運営 **C(２週間以内)** ・重度障害者等に、日常生活のための用具を給付 ・障害者の補装具の交付や修理 ・子育て支援各種サービスの提供開始 **D（１か月以内）** ・被災地域での保健衛生活動の支援 **E（１か月以降）** ・緊急性の無い通常業務	福祉係 ふくしの相談係 こども家庭センター		≪救援部≫ 【部長】 健康福祉課長	《健康福祉班》 **S（３時間以内）** ・要配慮者の状況把握、安否確認、対応 ・社会福祉施設の被害状況確認、対応 ・福祉関係施設入所者の安全確保、避難誘導 ・社会福祉協議会、介護支援センター等との連絡調整 **A（１日以内）** ・福祉避難所の開設(福祉避難所マニュアルによる) ・町民の健康保持、保健活動、相談業務 ・妊産婦、乳幼児保健に関すること ・短期入所、生活管理指導短期宿泊に関すること ・日赤分区及び赤十字奉仕団の連絡調整 **B（３日以内）** ・要配慮者等の発災後の相談支援業務 ・養護老人ホーム等入所措置 ・子育て支援所管施設の運営体制確認・運営 **C(２週間以内)** ・重度障害者等に、日常生活のための用具を給付 ・障害者の補装具の交付や修理 ・子育て支援各種サービスの提供開始 **D（１か月以内）** ・被災地域での保健衛生活動の支援 **E（１か月以降）** ・緊急性の無い通常業務	福祉係 ふくしの相談係 こども家庭センター	組織改正に伴う修正

０６　救助・救急・医療関係

資料 06-1　町内及び近隣医療機関

２　病院

名　　称	所　在　地	診　療　科　目	病 床 数
市立大町総合病院	大町市大字大町3130	内科、総合診療科、呼吸器･アレルギー内科、循環器内科、腎臓内科、血液内科、糖尿病･内分泌内科、漢方･リウマチ科、神経内科、感染症内科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、形成外科、特殊歯科口腔外科	147(一般) 4(感染) 48(療養)
穂高病院	穂高町大字穂高4634	内科、整形外科、産婦人科、眼科、外科(乳腺･甲状腺)科、小児科、形成外科、専門外来	79(一般) 48(療養)
北アルプス医療センター　あづみ病院	池田町大字池田3207-1	内科、脳神経内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、腎臓内科、総合内科、精神科、血液内科、リウマチ･膠原病内科、小児科、外科･消化器外科、呼吸器外科、形成外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、麻酔科、リハビリテーション科、歯科口腔外科、在宅支援科病理診断科、緩和医療外来	204(一般) 120(精神)

０６　救助・救急・医療関係

資料 06-1　町内及び近隣医療機関

２　病院

名　　称	所　在　地	診　療　科　目	病 床 数
市立大町総合病院	大町市大字大町3130	内科(総合診療科)、呼吸器･アレルギー内科、循環器内科、消化器内科、腎臓内科、血液内科、糖尿病･内分泌内科、漢方･リウマチ内科、神経内科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、歯科口腔外科	147(一般) 4(感染) 48(療養)
穂高病院	穂高町大字穂高4634	内科、整形外科、産婦人科、小児科、眼科、外科、乳腺･甲状腺科、形成外科	79(一般) 48(療養)
北アルプス医療センター　あづみ病院	池田町大字池田3207-1	内科、脳神経内科、精神科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、腎臓内科、血液内科、リウマチ･膠原病内科、小児科、外科、消化器外科、整形外科、形成外科、呼吸器外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、歯科口腔外科、病理診断科	204(一般) 120(精神)

時点修正

資料 06-8

災害時における遺体安置所施設の使用等に関する協定書

池田町（以下「甲」という。）と宗教法人浄念寺（以下「乙」という。）は、乙が所有する施設を遺体安置所として使用することに関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震、風水害、その他の災害が発生した場合（以下「災害」という。）に、甲が乙の所有する施設を遺体の検視・検案及び安置、遺留品の保管、遺体の遺族への引き渡し等を行うための施設（以下「遺体安置所」という。）として使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象施設）

第２条　甲が遺体安置所として使用できる施設は、次のとおりとする。

（順不同）

施設名称	所在地	収容体数
金勝山 長福寺	池田町大字会染 3011 番地	29 体
聖向山 浄念寺	池田町大字池田 4311 番地	25 体
来鳳山 成就院	池田町大字広津 543 番地	20 体

※本堂のうち、内陣以外の部屋毎を６㎡で除して算出

（協力要請）

第３条　甲は、乙の施設に遺体安置所を開設する必要が生じた場合は、乙に対し、遺体安置所の開設、運営等への協力を要請することができるものとする。

（要請手続き）

第４条　甲の乙に対する協力要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により行い、その後、速やかに文書を提出するものとする。

２　乙は、甲からの要請を受けたときは、施設の遺体安置所としての使用、遺体安置のために必要な照明・冷房の使用等について、施設運営に支障のない範囲において協力するものとする。

（遺体安置所の管理運営）

第５条　遺体安置所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

（開設期間）

第６条 遺体安置所の開設期間は、災害発生日から１０日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議のうえ、開設期間の延長を行うことができるものとする。

（遺体安置所の閉鎖）

第７条　甲は、乙が早期に本来の活動等を再開できるよう配慮するとともに、当該遺体安置所の早期解消に努めるものとする。

（新規）

新たに締結した協定に伴う修正

２　甲は、遺体安置所を閉鎖する場合は、文書を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（費用負担）

第８条　遺体安置所の管理運営に係る費用は、甲が負担するものとし、その金額については甲乙協議のうえ決定するものとする。ただし、災害救助法（昭和２２年１０月１８日法律第１１８号）が適用された場合については、その定めに従うものとする。

２　遺体安置所の開設期間中に、当該使用に関して施設等に損害が生じた場合は、甲がその修繕を行うとともに、その費用を負担するものとする。

（連絡責任者）

第９条　甲及び乙は、遺体安置所に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者を別途定めるものとする。ただし、内容の変更が生じた場合は速やかに相手先に報告するものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度末の３月３１日までとする。ただし、この期間満了の一ヶ月前までに、甲乙いずれからも協定解除又は変更の申し出がないときは、さらに１年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議事項）

第１１条　この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に関し必要な事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

令和　7年　5月　26 日

甲　長野県北安曇郡池田町大字池田３２０３―６
池　田　町　長　　矢口　稔

乙　長野県北安曇郡池田町大字会染３０１１
宗教法人長福寺　　竹村信彦

長野県北安曇郡池田町大字池田４３１１―１
宗教法人浄念寺　　後藤博志

長野県北安曇郡池田町大字広津５４３―ロ
宗教法人成就院　　夏目俊洋

０７　消防・水防関係

資料 07-1　町の現有消防力
１　池田町消防団の組織概要

令和７年度　池田町消防団の組織概要

令和７年４月 11 日状況

団員数	条例定数	230 人
	実員数	209 人
性別	男性	208 人
	女性	1 人
就業形態	被雇用者	人
	自営業者	人
	家族従業者	人
	学生	人
（内訳）	大学生	人
	専門学校生	人
	その他	人
階級別	団長	1 人
	副団長	2 人
	分団長	9 人
	副分団長	6 人
	部長	11 人
	班長	30 人
	団員	150 人
ポンプ	ポンプ自動車	5 台
	小型動力ポンプ付積載車	12 台
	小型動力ポンプ	21 台
	手引動力ポンプ	0 台
無線機	車載用無線機	18 台
	携帯用無線機	27 台
	簡易無線機	0 台
	トランシーバー	2 台
	無線受令機	1 台

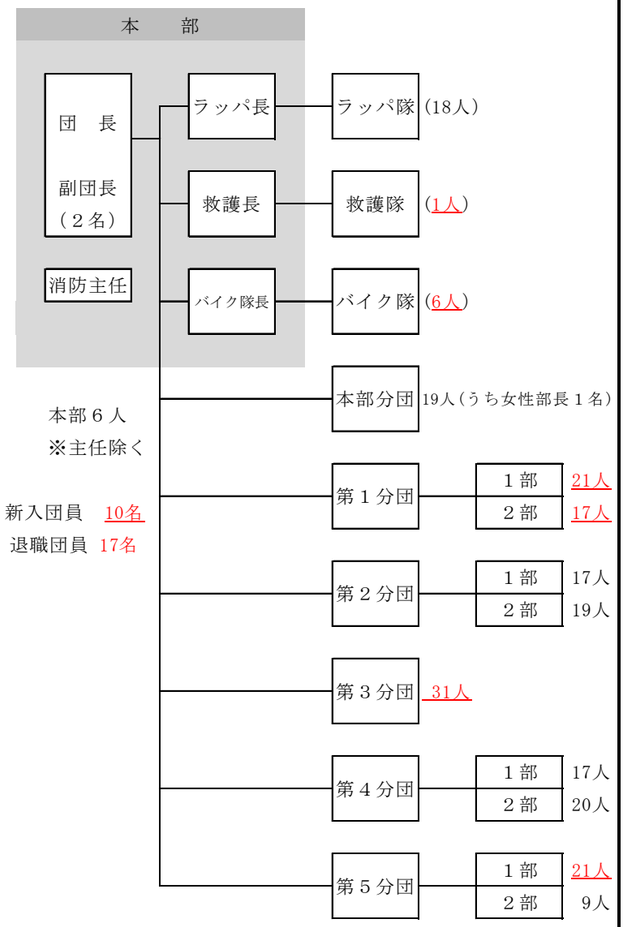

０７　消防・水防関係

資料 07-1　町の現有消防力
１　池田町消防団の組織概要

令和６年度　池田町消防団の組織概要

令和６年４月 11 日状況

団員数	条例定数	230 人
	実員数	202 人
性別	男性	199 人
	女性	3 人
就業形態	被雇用者	人
	自営業者	人
	家族従業者	人
	学生	人
（内訳）	大学生	人
	専門学校生	人
	その他	人
階級別	団長	1 人
	副団長	2 人
	分団長	9 人
	副分団長	6 人
	部長	16 人
	班長	32 人
	団員	138 人
ポンプ	ポンプ自動車	5 台
	小型動力ポンプ付積載車	12 台
	小型動力ポンプ	21 台
	手引動力ポンプ	0 台
無線機	車載用無線機	18 台
	携帯用無線機	27 台
	簡易無線機	0 台
	トランシーバー	2 台
	無線受令機	1 台

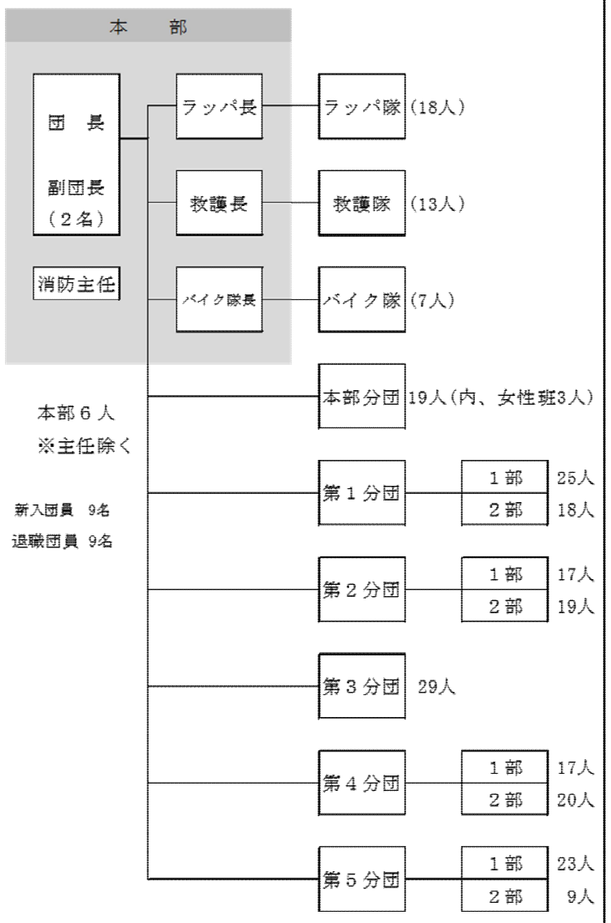

時点修正

5　現有消防水利状況

（令和７年４月１日現在）

消　火　栓	公　　設		４６２
	私　　設		５
	計		４６７
防 火 水 槽	公　　設	２０㎥未満	３４
		２０㎥～４０㎥	３６
		４０㎥以上	３６
	私　　設	２０㎥未満	０
		２０㎥～４０㎥	０
		４０㎥以上	２
	計		１０８
そ　の　他	河　　川		１
	プ　ー　ル		４
	採　水　口		０
	計		５

０８　緊急輸送関係

資料08-3　町有車両一覧表

令和７年４月１日現在

担当係	自動車登録番号	車　名	車　種	取得年月（西暦）	緊急通行車両登録の有無
総務	松本　330 に　3203	ﾚｸｻｽ HS250H	普通乗用	2010.2	○
	松本　300 て　1366	ﾊｲｴｰｽ	普通乗用	2003.6	○
	松本　480 ち　5152	ｽﾊﾞﾙｻﾝﾊﾞｰ	四輪貨物	2012.10	○
	松本　301 す　8153	ﾄﾖﾀﾊｲｴｰｽ GL ｽﾃｰｼｮﾝﾜｺﾞﾝ	普通乗用	2019.3	○
	松本　531 せ　3131	ｲﾝｻｲﾄ	小型乗用	2009.10	○
	松本　530 て　3127	ｲﾝｻｲﾄ	小型乗用	2009.10	○
	松本　200 さ　1489	ﾄﾖﾀ ｺｰｽﾀｰ	自家用乗合	2012.12	○
	池田町 000 た　3	ｼｮﾍﾞﾙﾛｰﾀﾞ	ブル・ドーザー	1995.1	
	松本　480 す　5507	ｽｽﾞｷ ｷｬﾘｨ	四輪貨物	2016.3	○
	池田町　た　6	ﾎｲﾙﾛｰﾀﾞ	その他小型特殊	2003.12	
	松本　480 た　2943	ﾀﾞｲﾊﾂﾊｲｾﾞｯﾄ	四輪貨物	2019.6	
	松本　480 こ　1793	ｽｽﾞｷ ｷｬﾘｨ	四輪貨物	2013.7	○

5　現有消防水利状況

（令和６年４月１日現在）

時点修正

消　火　栓	公　　設		４５９
	私　　設		５
	計		４６４
防 火 水 槽	公　　設	２０㎥未満	３５
		２０㎥～４０㎥	３６
		４０㎥以上	３６
	私　　設	２０㎥未満	０
		２０㎥～４０㎥	０
		４０㎥以上	２
	計		１０９
そ　の　他	河　　川		１
	プ　ー　ル		４
	採　水　口		０
	計		５

０８　緊急輸送関係

資料08-3　町有車両一覧表

令和６年４月１日現在

時点修正

所管課	車名	緊急	自動車登録番号等		用途	取得年月（西暦）
総務課	ﾚｸｻｽ HS250H	○	松本 330	に 3203	普通乗用	2010. 2
	ﾊｲｴｰｽ	○	松本 300	て 1366	普通乗用	2003. 6
	ｽﾊﾞﾙｻﾝﾊﾞｰ	○	松本 480	ち 5152	四輪貨物	2012.10
	ﾄﾖﾀﾊｲｴｰｽGLﾜｺﾞﾝ	○	松本 301	す 8153	普通乗用	2019. 3
	ｲﾝｻｲﾄ	○	松本 531	せ 3131	小型乗用	2009.10
	ｲﾝｻｲﾄ	○	松本 530	て 3127	小型乗用	2009.10
	ﾄﾖﾀ ｺｰｽﾀｰ	○	松本 200	さ 1489	自家用乗合	2012.12
	ｼｮﾍﾞﾙﾛｰﾀﾞ		池田町000	た　3	ブル・ドーザー	1995. 1
	ｽｽﾞｷ ｷｬﾘｨ	○	松本 480	す 5507	四輪貨物	2016. 3
	ﾎｲﾙﾛｰﾀﾞ		池田町	た　6	その他小型特殊	2003.12
	ﾀﾞｲﾊﾂ　ﾊｲｾﾞｯﾄ		松本 480	た 2943	四輪貨物	2019. 6
	ｽｽﾞｷ ｷｬﾘｨ	○	松本 480	こ 1793	四輪貨物	2013. 7

	松本 480 せ 1529	ﾄﾖﾀ ﾋﾟｸｼｽ	四輪貨物	2016.12	○
福祉	松本 580 ほ 7146	ｽｽﾞｷ ﾜｺﾞﾝR	四輪乗用	2016.2	○
	松本 880 あ 1222	ﾀﾞｲﾊﾂ ﾊｲｾﾞｯﾄｽﾛｰﾊﾟｰ	特殊用途	2016.3	
	松本 50 に 7310	ﾊﾞﾓｽ	四輪乗用	2000.1	
	池田町 た 50	ﾎﾝﾀﾞﾃﾞｨｵ	原付	2001.5	
	松本 500 ぬ 3202	ﾆｯｻﾝ ｾﾚﾅ	小型乗用	2002.10	
	松本 501 せ 8586	ﾌｨｯﾄ	小型乗用	2009.7	○
	松本 580 た 7323	ｽｽﾞｷ ｴﾌﾞﾘｰﾜｺﾞﾝ	四輪乗用	2010.7	
	松本 501 つ 3451	ﾆｯｻﾝ ﾊﾞﾈｯﾄ	小型乗用	2011.9	○
	松本 580 め 2023	ｽｽﾞｷ ﾜｺﾞﾝR２	四輪乗用	2017.9	○
消防	松本 830 つ 11	ﾋﾉ ﾃﾞｭﾄﾛ	消防	2012.12	
	松本 831 ゆ 119	ﾄﾖﾀ ｳｨｯｼｭ	消防	2008.2	
	松本 830 て 6	ﾋﾉ6	消防	2009.12	
	松本 830 せ 12	ﾋﾉ12	消防	2009.12	
	松本 830 な 21	ﾄﾖﾀ ﾀﾞｲﾅ	消防	2015.3	
	松本 800 さ 3707	ﾀﾞｲﾅ4-1	消防	2001.12	
	松本 830 さ 43	ｱﾄﾗｽ43	消防	2009.11	
	松本 830 さ 53	ﾀﾞｲﾅ53	消防	2009.11	
	松本 800 さ 3708	ﾗﾝﾄﾞｸﾙｰｻﾞｰ5-2	消防	2001.12	
	松本 830 せ 25	ﾄﾖﾀ ﾀﾞｲﾅ	消防	2015.3	
	松本 830 す 51	ﾄﾖﾀ ﾀﾞｲﾅ	消防	2015.3	
	松本 830 さ 42	ﾄﾖﾀ ﾀﾞｲﾅ	消防	2015.3	
	松本 1 く 4105	ﾎﾝﾀﾞ	軽二輪	2007.9	
	松本 1 く 4106	ﾎﾝﾀﾞ	軽二輪	2007.9	
	松本 830 せ 22	ｱﾄﾗｽ22	消防	2009.11	
消防	松本 830 そ 31	ﾀﾞｲﾅ31	消防	2009.11	
	松本 1 く 7415	ﾎﾝﾀﾞ	軽二輪	2009.12	
	松本 1 く 7412	ﾎﾝﾀﾞ	軽二輪	2009.12	
	松本 1 く 7413	ﾎﾝﾀﾞ	軽二輪	2009.12	
	松本 1 く 7414	ﾎﾝﾀﾞ	軽二輪	2009.12	
	松本 830 つ 24	ﾄﾖﾀ ﾀﾞｲﾅ ﾊﾝｻﾞｲｹ	消防	2015.3	
	松本 830 と 33	ﾄﾖﾀ ﾀﾞｲﾅ ｹﾐ	消防	2015.3	
	松本 883 あ 32	ﾀﾞｲﾊﾂ	消防	2016.3	
	松本 883 あ 23	ｽｽﾞｷ	消防	2016.5	

	ﾄﾖﾀ ﾋﾟｸｼｽ	○	松本 480	せ 1529	四輪貨物	2016.12
住民課	ｽｽﾞｷ ｽｲﾌﾄ		松本 501	ふ 8810	小型乗用	2019. 1
	ﾐﾆｷｬﾌﾞ	○	松本 41	す 6330	四輪貨物	2003.11
健康福祉課	ｽｽﾞｷ ﾜｺﾞﾝR	○	松本 580	ほ 7146	四輪乗用	2016. 2
	ﾀﾞｲﾊﾂ ﾊｲｾﾞｯﾄｽﾛｰﾊﾟｰ		松本 880	あ 1222	特殊用途	2016. 3
	ﾊﾞﾓｽ		松本 50	に 7310	四輪乗用	2000. 1
	ﾀｳﾝﾎﾞｯｸｽ		松本 80	あ 1343	その他特種	2001. 3
	ﾎﾝﾀﾞﾃﾞｨｵ		池田町	た 50	原付	2001. 5
	ﾆｯｻﾝ ｾﾚﾅ		松本 500	ぬ 3202	小型乗用	2002.10
	ﾌｨｯﾄ	○	松本 501	せ 8586	小型乗用	2009. 7
	ｽｽﾞｷ ｴﾌﾞﾘｰﾜｺﾞﾝ		松本 580	た 7323	四輪乗用	2010. 7
	ﾆｯｻﾝ ﾊﾞﾈｯﾄ	○	松本 501	つ 3451	小型乗用	2011. 9
	ｽｽﾞｷ ﾜｺﾞﾝR２	○	松本 580	め 2023	四輪乗用	2017. 9
企業センター	ﾄﾖﾀ ﾗｲﾄｴｰｽ	○	松本 100	す 3004	普通貨物	2011. 7
	ｲｽｽﾞ	○	松本 100	す 4741	普通貨物	2014. 2
	ﾀﾞｲﾊﾂ	○	松本 480	す 8923	小型貨物	2016. 8
建設水道課	ｽﾊﾞﾙ ﾚｶﾞｼｰ	○	松本 300	む 8281	普通乗用	2013. 3
	ｴｸｽﾄﾚｲﾙ	○	松本 330	た 3130	普通乗用	2009.10
	ｷｬﾀﾋﾟﾗｰ(ｼｮﾍﾞﾙﾛｰﾀﾞ)	○	松本 000	る 598	その他大型特殊	2014.10
	ﾀﾞｲﾊﾂ ﾊｲｾﾞｯﾄ	○	松本 480	た 3669	四輪貨物	2019. 7
	ｽｽﾞｷ ｴﾌﾞﾘ	○	松本 480	そ 5177	四輪貨物	2018. 7
	ﾀﾞｲﾊﾂ ﾋﾟｯｸｱｯﾌﾟ	●	松本 480	て 6548	四輪貨物	2023. 9
振興課	ﾀﾞｲﾊﾂ ﾊｲｾﾞｯﾄ	○	松本 480	さ 3517	四輪貨物	2014.10
	ﾀﾞｲﾊﾂ ﾊｲｾﾞｯﾄ	○	松本 480	つ 9764	四輪貨物	2022.10
教育会館	ｲﾝｻｲﾄ	○	松本 530	た 1430	小型乗用	2009.10
	ﾄﾖﾀ ｳﾞｨｯﾂ	○	松本 501	て 7284	小型乗用	2012. 8
保育園	ﾀﾞｲﾊﾂ ﾑｰﾌﾞ		松本 50	の 8425	四輪乗用	2001. 4
	ﾄﾖﾀ ﾊﾟｯｿ	○	松本 501	ま 3230	四輪乗用	2020. 6
	ﾋﾉ		松本 200	は 216	自家用乗合	2014. 1
児童クラブ	ｽｽﾞｷ MRﾜｺﾞﾝ		松本 581	か 3906	四輪乗用	2022. 1
クラフトパーク	ﾀﾞｲﾊﾂ ﾀﾞﾝﾌﾟ	○	松本 480	え 1725	小型貨物	2007.10
	ｽﾎﾟｰﾂﾄﾗｸﾀｰ		池田	た 5	その他小型特殊	1998. 4
公民館	ﾄﾖﾀ ﾎﾟﾙﾃ	○	松本 501	す 2786	小型乗用	2008. 7
総体	ｽﾊﾞﾙ ｷｬﾌﾞｵｰﾊﾞ	○	松本 480	い 1887	四輪貨物	2012.10

保育園	松本　50　の　8425	ﾀﾞｲﾊﾂﾑｰｳﾞ	四輪乗用	2001.4	
	松本　501 ま　3230	ﾄﾖﾀ　ﾊﾟｯｿ	四輪乗用	2020.6	○
	松本　200 は　216	ﾋﾉ	自家用乗合	2014.1	
児童ｸﾗﾌﾞ	松本　581 か　3906	ｽｽﾞｷ MR ﾜｺﾞﾝ	四輪乗用	2022.1	
企業 C	松本　100 す　3004	ﾄﾖﾀ ﾗｲﾄｴｰｽ	普通貨物	2011.7	○
	松本　100 す　4741	ｲｽｽﾞ	普通貨物	2014.2	○
	松本　480 す　8923	ﾀﾞｲﾊﾂ	小型貨物	2016.8	○
建設	松本　300 む　8281	ｽﾊﾞﾙ ﾚｶﾞｼｰ	普通乗用	2013.3	○
	松本　330 た　3130	ｴｸｽﾄﾚｲﾙ	普通乗用	2009.10	○
	松本　000 る　598	ｷｬﾀﾋﾟﾗｰ(ｼｮﾍﾞﾙﾛｰﾀﾞ)	その他大型特殊	2014.10	○
	松本　480 た　3669	ﾀﾞｲﾊﾂﾊｲｾﾞｯﾄ	四輪貨物	2019.7	○
	松本　480 そ　5177	ｽｽﾞｷｴﾌﾞﾘ	四輪貨物	2018.7	○
	松本　480 て　6548	ﾀﾞｲﾊﾂﾋﾟｯｸｱｯﾌﾟ	四輪貨物	2023.9	●
振興	松本　480 さ　3517	ﾀﾞｲﾊﾂ ﾊｲｾﾞｯﾄ	四輪貨物	2014.10	○
	松本　480 つ　9764	ﾀﾞｲﾊﾂ ﾊｲｾﾞｯﾄ	四輪貨物	2022.10	○
	松本　480 と　1983	ﾀﾞｲﾊﾂ ﾊｲｾﾞｯﾄ	四輪貨物	2024.6	●
	松本　480 と　6775	ﾀﾞｲﾊﾂ ﾊｲｾﾞｯﾄｶｰｺﾞ	四輪貨物	2025.2	●
振興	松本　480 と　7383	ﾏﾂﾀﾞ　ｽｸﾗﾑﾄﾗｯｸ	四輪貨物	2025.3	●
	松本　480 と 7384	ﾏﾂﾀﾞ　ｽｸﾗﾑﾄﾗｯｸ	四輪貨物	2025.3	●
	松本　480 と 7385	ﾏﾂﾀﾞ　ｽｸﾗﾑﾄﾗｯｸ	四輪貨物	2025.3	●
教育会館	松本　530 た　1430	ｲﾝｻｲﾄ	小型乗用	2009.10	○
	松本　501 て　7284	ﾄﾖﾀ ｳﾞｨｯﾂ	小型乗用	2012.8	○
住民	松本　501 ふ　8810	ｽｽﾞｷｽｲﾌﾄ	小型乗用	2019.1	
	松本　41　す　6330	ﾐﾆｷｬﾌﾞ	四輪貨物	2003.11	○
クラフトパーク	松本　480 え　1725	ﾀﾞｲﾊﾂ ﾀﾞﾝﾌﾟ	小型貨物	2007.10	○
	池田　　た　5	ｽﾎﾟｰﾂﾄﾗｸﾀｰ	その他小型特殊	1998.4	
公民館	松本　501 す　2786	ﾄﾖﾀ ﾎﾟﾙﾃ	小型乗用	2008.7	○
総体	松本　480 い　1887	ｽﾊﾞﾙ ｷｬﾌﾞｵｰﾊﾞ	四輪貨物	2012.10	○
	10012	ｼﾊﾞｳﾗｶﾞｰﾃﾞﾝﾄﾗｸﾀ	その他小型特殊	2012.5	
	松本　480 さ　2596	ﾀﾞｲﾊﾂ ﾊｲｾﾞｯﾄ	四輪貨物	2014.9	

※ ※○は緊急通行車両の事前届出車両、●は緊急通行車両の確認済み車両

	ｼﾊﾞｳﾗｶﾞｰﾃﾞﾝﾄﾗｸﾀ			10012	その他小型特殊	2012. 5
	ﾀﾞｲﾊﾂ ﾊｲｾﾞｯﾄ		松本 480	さ 2596	四輪貨物	2014. 9
消防	ﾋﾉ ﾃﾞｭﾄﾛ		松本 830	つ 11	消防	2012.12
	ﾄﾖﾀ ｳｨｯｼｭ		松本 831	ゆ 119	消防	2008. 2
	ﾋﾉ6		松本 830	て 6	消防	2009.12
	ﾋﾉ12		松本 830	せ 12	消防	2009.12
	ﾄﾖﾀ ﾀﾞｲﾅ		松本 830	な 21	消防	2015. 3
	ﾀﾞｲﾅ4-1		松本 800	さ 3707	消防	2001.12
	ｱﾄﾗｽ43		松本 830	さ 43	消防	2009.11
	ﾀﾞｲﾅ53		松本 830	さ 53	消防	2009.11
	ﾗﾝﾄﾞｸﾙｰｻﾞｰ5-2		松本 800	さ 3708	消防	2001.12
	ﾄﾖﾀ ﾀﾞｲﾅ		松本 830	せ 25	消防	2015. 3
	ﾄﾖﾀ ﾀﾞｲﾅ		松本 830	す 51	消防	2015. 3
	ﾄﾖﾀ ﾀﾞｲﾅ		松本 830	さ 42	消防	2015. 3
	ﾎﾝﾀﾞ		松本 1	く 4105	軽二輪	2007. 9
	ﾎﾝﾀﾞ		松本 1	く 4106	軽二輪	2007. 9
	ｱﾄﾗｽ22		松本 830	せ 22	消防	2009.11
	ﾀﾞｲﾅ31		松本 830	そ 31	消防	2009.11
	ﾎﾝﾀﾞ		松本 1	く 7415	軽二輪	2009.12
	ﾎﾝﾀﾞ		松本 1	く 7412	軽二輪	2009.12
	ﾎﾝﾀﾞ		松本 1	く 7413	軽二輪	2009.12
	ﾎﾝﾀﾞ		松本 1	く 7414	軽二輪	2009.12
	ﾄﾖﾀ ﾀﾞｲﾅ ﾊﾝｻﾞｲｹ		松本 830	つ 24	消防	2015. 3
	ﾄﾖﾀ ﾀﾞｲﾅ ｹﾐ		松本 830	と 33	消防	2015. 3
	ﾀﾞｲﾊﾂ		松本 883	あ 32	消防	2016. 3
	ｽｽﾞｷ		松本 883	あ 23	消防	2016. 5

※ ○は緊急通行車両の事前届出車両、●は緊急通行車両の確認済み車両

１０　食料品・生活必需品等の調達供給関係

資料 10-1
備蓄品一覧表

令和７年４月１日現在

防災倉庫

品名		型式等	個数	計
トイレ用品	災害用マンホールトイレ	ＶＥ100Ｌｲｰｽﾄｱｲ	10 台	10 台
	ポータブルジョンⅡ	折りたたみ便座	２台	２台
	トイレ用テント		10 張	11 張
	ワンパーソンズテントⅡ	（トイレ用テント）	１張	
	スケットイレ用便座	5 台/箱	１箱+4 台	９台
	スケットイレ排便用収納袋	25 回×4 箱/梱包	９箱	900 回分
	ｲﾝｽﾀﾝﾄｲﾚﾏｲﾊﾞｯｸ小処理ｾｯﾄ	20 回分/ﾊﾟｯｸ	20 ﾊﾟｯｸ	400 回分
	ラップポン	50 回/ﾊﾟｯｸ	65 個	3,250 回分
	ラップポン便座本体		３台	３台
	スチレット hario 寄贈	組み立て式トイレ	１台	１台
	ポイレット(hario)	30 枚入×６p/箱	31 箱	5,580 回分
	組立式トイレ「ドント・コイ」	本体+テント(県備品)	３基	３基
	トイレットペーパー	48 入/箱	10 箱	480 本
		18 ﾛｰﾙ袋×6P/箱	７箱	756 本
発電機バッテリー	ホンダ　ガソリン式発電機	EU24ｉ	７台	７台
	ホンダ　カセットガス式発電機	EU9ｉGB	３台	３台
	カセットボンベ	300mL	18 本	18 本
		250mL(ﾄｰﾎｰ)	３本ｾｯﾄ×12	36 本
	ホンダ LP ガス発電機+調整器	EU15ｉGP	各２台	各２台
	非常用携帯電源		１台	１台
	ポータブル電源 powerdome plex	出力 400ｗ	１基	１基
	モバイルバッテリー（ソーラー）	出力 100ｗｿｰﾗｰ 40w)	７基	７基
	ポータブル蓄電池セット	出力 2000ｗ	10 基	10 基

１０　食料品・生活必需品等の調達供給関係

資料 10-1
備蓄品一覧表

令和６年４月１日現在

防災倉庫

品名		型式等	個数	計
トイレ用品	災害用マンホールトイレ	ＶＥ100Ｌｲｰｽﾄｱｲ	10 台	10 台
	ポータブルジョンⅡ	折りたたみ便座	２台	２台
	トイレ用テント		10 張	11 張
	ワンパーソンズテントⅡ	（トイレ用テント）	１張	
	スケットイレ用便座	5 台/箱	１箱+4 台	９台
	スケットイレ排便用収納袋	25 回×4 箱/梱包	９箱	900 回分
	ｲﾝｽﾀﾝﾄｲﾚﾏｲﾊﾞｯｸ小処理ｾｯﾄ	20 回分/ﾊﾟｯｸ	20 ﾊﾟｯｸ	400 回分
	ラップポン	50 回/ﾊﾟｯｸ	65 個	3,250 回分
	ラップポン便座本体		３台	３台
	スチレット hario 寄贈	組み立て式トイレ	１台	１台
	ポイレット(hario)	30 枚入×６p/箱	31 箱	5,580 回分
	（新規）			
	トイレットペーパー	48 入/箱	10 箱	480 本
		18 ﾛｰﾙ袋×6P/箱	７箱	756 本
発電機バッテリー	ホンダ　ガソリン式発電機	EU24ｉ	７台	７台
	ホンダ　カセットガス式発電機	EU9ｉGB	３台	３台
	カセットボンベ	300mL	18 本	18 本
		250mL(ﾄｰﾎｰ)	３本ｾｯﾄ×12	36 本
	ホンダ LP ガス発電機+調整器	EU15ｉGP	各２台	各２台
	非常用携帯電源		１台	１台
	ポータブル電源 powerdome plex	出力 400ｗ	２基	２基
	モバイルバッテリー（ソーラー）	出力 100ｗｿｰﾗｰ 40w)	７基	７基
	ポータブル蓄電池セット	出力 2000ｗ LED100ｗ	10 基	10 基

時点修正

		LED100w		
	乾電池	単３（40×6）	100	100 本
			240	240 本
	コードリール GE-30K	29m	５基	５基
食器類	調理用具セット	25 種類入り	1 ｾｯﾄ	1 ｾｯﾄ
	サランラップ	30 ㎝×50m	60 本	60 本
	紙皿プレート　直径 18 ㎝	18 枚入り×30	540 枚	540 枚
	紙皿ボール　直径 18 ㎝	18 枚入り×30	540 枚	540 枚
	発砲どんぶり(大)660mℓ	10 個入り×160	1,600 個	1,600 個
	割りばし	50 膳×80	4,000 膳	4,000 膳
	紙コップ 205mℓ	50 個入×40	4,000 個	4,000 個
	プラスプーン	10 本入×150	1,500 本	1,500 本
	プラフォーク	10 本入×150	1,500 本	1,500 本
	おでかけ用ほ乳ボトル(チューボ)	96 本/箱	96 本	96 本
その他	テント自主防災会協議会	2×3 間	1 張	1 張
	イージーアップテント	3m×6m	５張	５張
	テント用加重		12 個	12 個
	ブルーシート	3.6×5.4m	40 枚	40 枚
	移動かまど		1 台	1 台
	ガス釜（５升）		1 台	1 台
	大型炊き出し器　まかないくん　大型鍋(平釜)付	ガス式	1 台	1 台
	浄水装置		1 台	1 台
	浄水装置カートリッジ	４本入/箱	３箱	12 本
	カセットガスコンロ	イワタニ CB-SS-50	11 台	11 台
	ハンドソープ(本体)	300ml	36 本/箱	36 本
	ハンドソープ(詰替用)	１ℓ	５本	５本
	シューズカバー	100 枚入り	８袋	400 足分
	ビブス	イエロー	50	170 枚
		オレンジ	50	
		ブルー	70	
	ペダル開閉式ごみ箱	ﾍﾟﾀﾞﾙﾍﾟｰﾙ 45ℓ	36 台	36 台
		ﾍﾟﾀﾞﾙﾍﾟｰﾙ 45ℓ	36 台	36 台
	踏み台(脚立)		２台	２台
	台車		２台	２台
	備蓄燃料モミガライト		20 缶	20 缶
	バケツ 8ℓ	喫煙所用等	５個	５個

	乾電池	単３（40×6）	100	100 本
			240	240 本
	コードリール GE-30K	29m	５基	５基
食器類	調理用具セット	25 種類入り	1 ｾｯﾄ	1 ｾｯﾄ
	サランラップ	30 ㎝×50m	60 本	60 本
	紙皿プレート　直径 18 ㎝	18 枚入り×30	540 枚	540 枚
	紙皿ボール　直径 18 ㎝	18 枚入り×30	540 枚	540 枚
	発砲どんぶり(大)660mℓ	10 個入り×160	1,600 個	1,600 個
	割りばし	50 膳×80	4,000 膳	4,000 膳
	紙コップ 205mℓ	50 個入×40	4,000 個	4,000 個
	プラスプーン	10 本入×150	1,500 本	1,500 本
	プラフォーク	10 本入×150	1,500 本	1,500 本
	（新規）			
その他	テント自主防災会協議会	2×3 間	1 張	1 張
	イージーアップテント	3m×6m	５張	５張
	テント用加重		12 個	12 個
	ブルーシート	3.6×5.4m	29 枚	29 枚
	移動かまど		1 台	1 台
	ガス釜（５升）		1 台	1 台
	大型炊き出し器　まかないくん　大型鍋(平釜)付	ガス式	1 台	1 台
	浄水装置		1 台	1 台
	浄水装置カートリッジ	４本入/箱	３箱	12 本
	カセットガスコンロ	イワタニ CB-SS-50	11 台	11 台
	ハンドソープ(本体)	300ml	36 本/箱	36 本
	ハンドソープ(詰替用)	１ℓ	５本	５本
	（新規）			
	ビブス	イエロー	50	170 枚
		オレンジ	50	
		ブルー	70	
	ペダル開閉式ごみ箱	ﾍﾟﾀﾞﾙﾍﾟｰﾙ 45ℓ	36 台	36 台
		ﾍﾟﾀﾞﾙﾍﾟｰﾙ 45ℓ	36 台	36 台
	踏み台(脚立)		２台	２台
	台車		２台	２台
	備蓄燃料モミガライト		20 缶	20 缶
	バケツ 8ℓ	喫煙所用等	５個	５個

豊盛公民館

品名		型式等	個数	計
トイレ用品	スケットイレ用便座		1台	1台
	スケットイレ排便用収納袋	25回/箱	1箱	25回分
	ｲﾝｽﾀﾝﾄｲﾚﾏｲﾊﾞｯｸ小処理ｾｯﾄ	20回分/ﾊﾟｯｸ	1ﾊﾟｯｸ	20回分
寝具	災害用救助毛布ビニール袋入	10枚/箱	1箱	10枚
	レスキュー簡易寝袋 1m×2m		10枚	10枚
バッテリー	ポータブル電源 powerdome plex	出力400w	1基	1基
救助救急資機材	レスキューシート 41×39.5×35.5cm		10枚	10枚

やすらぎの郷

品名		型式等	個数	計
寝具	エアーベット(ｼﾝｸﾞﾙｻｲｽﾞ)H46	電動ポンプ内蔵	2台/箱×45	90台
	ﾜﾝﾀｯﾁﾊﾟｰﾃｰｼｮﾝ WT-140（ニード）	2.1×2.1m×H1.4	60張	60部屋
トイレ用品	ポイレット（hario）	30枚入×6ｐ/箱	5箱	900回分

食品・飲料

令和７年４月１日現在

防災倉庫

品　名		形状	数量
食料	アルファ米（ドライカレー）	50袋入/箱	900食
	アルファ米（きのこごはん）		350食
	貝柱のおかゆ	30袋入/箱	2,940食
	缶入りソフトパン	24缶入/箱	1,872食
	レトルトパン	50袋入/箱	3,000食
乳幼児用食料	アレルギー対応粉ミルク	800g/缶	8缶
	ライスクッキー(いちご<ココナッツ)	24箱×2ｐ/箱	384食
	パワーブーストようかん	6本×2ｐ/箱	480食
	災害食品ハイハイン	24個/箱	96食
長期保存可能な飲料	飲む温泉	1.5ℓ(８本入)	720本
		500㎖(24本入	8,057本
	カムイワッカ麗水15年保存水	500㎖(24本入	4,032本
	いろはす（水）	2ℓ(6本入)	60本

豊盛公民館

品名		型式等	個数	計
トイレ用品	スケットイレ用便座		1台	1台
	スケットイレ排便用収納袋	25回/箱	1箱	25回分
	ｲﾝｽﾀﾝﾄｲﾚﾏｲﾊﾞｯｸ小処理ｾｯﾄ	20回分/ﾊﾟｯｸ	1ﾊﾟｯｸ	20回分
寝具	災害用救助毛布ビニール袋入	10枚/箱	1箱	10枚
	レスキュー簡易寝袋 1m×2m		10枚	10枚
（新規）				
救助救急資機材	レスキューシート 41×39.5×35.5cm		10枚	10枚

やすらぎの郷

品名		型式等	個数	計
寝具	エアーベット(ｼﾝｸﾞﾙｻｲｽﾞ)H46	電動ポンプ内蔵	2台/箱×45	90台
	ﾜﾝﾀｯﾁﾊﾟｰﾃｰｼｮﾝ WT-140（ニード）	2.1×2.1m×H1.4	60張	60部屋
（新設）				

食品・飲料

令和６年４月１日現在

防災倉庫

品　名		形状	数量
長期保存可能な食品	アルファ米 五目ごはん 50袋入/1箱 (食物ｱﾚﾙｷﾞｰ28品目不使用)	50袋入/箱	800食
	アルファ米 ドライカレー50袋入/1箱 (食物ｱﾚﾙｷﾞｰ28品目不使用)		900食
	アルファ米 きのこごはん 50袋入/1箱 (食物ｱﾚﾙｷﾞｰ28品目不使用)		350食
	貝柱のおかゆ	30袋入/箱	1,740食
	缶入りソフトパン	24缶入/箱	2,832食
	レトルトパン	50袋入り	2,000食
（新規）			
長期保存可能な飲料	飲む温泉	1.5ℓ8本入	720本
		500㎖24本入	8,057本
	カムイワッカ麗水15年保存水	500㎖24本入	3,384本
	いろはす（水）	2ℓ（6本入）	60本

時点修正

多目的研修センター

品　名		形状	数量
長期保存可能な食品・飲料	貝柱のおかゆ	30 袋入/箱	60 食
	飲む温泉	500 ㎖(24 本入)	24 本

資料 10-12

災害発生時における飲料水提供に関する協定書

池田町（以下「甲」という。）とＡＷ・ウォーター株式会社（以下「乙」という。）は、災害発生時における飲料水の提供に関して、次のとおり協定を締結する。

（要請の内容）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害が発生又は発生するおそれがある時において、避難所の設営等において必要な飲料水の調達に関し、必要な事項を定める。

（協力の要請及び受諾）

第２条　甲は、災害時に飲料水の調達が必要となった場合は、要請書（様式第１号）により、乙に協力を要請できるものとする。ただし、緊急を要する時は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

２　乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。但し、物流ラインの断絶等により飲料水の供給に支障がある場合、乙は、要請を承諾しないこと、または甲の要請と異なる日時や個数による納品とすることがある。

３　運搬は、甲若しくは乙又は両者のいずれかが指定する者が行う。

（飲料水の種類）

第３条　前条の飲料水は、容器入り飲料水とし、使用にあたり別途設備を必要としないものとする。

（手続等）

第４条　乙は、甲の指定する場所に飲料水を搬送し納品するものとする。その際に、甲は職員をもってこれを確認させ、受け取るものとする。

（費用の負担）

第５条　甲は、乙に対し、第２条及び第４条の規定により納品された飲料水の費用及び飲料水の運搬に要する費用について負担するものとする。

２　前項に掲げる費用の価格は、災害時の直近の価格を基準とし、甲、乙が協議のうえ定めるものとする。

（費用の支払）

多目的研修センター

品　名		形状	数量
長期保存可能な食品・飲料	アルファ米 五目ごはん	50 袋入/箱	50 食
	飲む温泉	500 ㎖ 24 本入	24 本

（新規）

新たに締結した協定に伴う修正

第６条　費用は、乙が甲に請求するものとし、甲は請求書を受け取った日から起算し、３０日以内にこれを支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

（連絡窓口）

第７条　甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

（情報の共有等）

第８条　甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、情報を共有するとともに、必要な連絡及び調整を図るものとする。

（有効期間）

第９条　この協定書の有効期間は、この協定書の締結日から１年間とする。

　ただし、期間満了の日の３０日前までに、甲、乙のいずれかから他の当事者に対し文書による終了の意思表示が無い場合は、更に１年間継続するものとし、以後この例による。

（疑義の解決）

第１０条　この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関して疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議のうえ、定めるものとする。

　この協定の成立を証するため、この協定書を２通作成し、甲、乙双方記名押印 のうえ、各自その１通を所持する。

令和 ７年 ６月 ６日

（甲）長野県北安曇群池田町大字池田３２０３―６
池田町長　　矢 口　　稔

（乙）長野県大町市大町３５００番地１
ＡＷ・ウォーター株式会社
代表取締役社長　　永 井　毅 之

１２　上水道施設関係

資料 12-3　　池田町上水道給水装置指定工事事業者名簿

令和７年５月現在

池田町役場　建設水道課　水道係

事業者名	所在地	連絡先	
		平日	休日等緊急時
(有)勝野設備工業所	池田町大字会染6103-6	0261-62-4070	0261-62-4070(転送あり)
(有)設備工業	池田町大字会染7845-7	0261-62-5129	0261-62-5129(転送あり)
(株)中部水工 池田営業所	池田町大字会染6821	0261-62-8364	0261-62-8364(転送あり)
(有)サン設備工業	池田町大字会染5094-1	0261-62-0162	0261-62-2448
(有)水錬	池田町大字会染6766-7	0261-62-6721	0261-62-6721
信光実業(株)大町支店	大町市常盤3630-22	0261-22-2848	090-3143-4321
日特工業(株)	大町市大町1861-1	0261-22-5266	0261-22-5266
(株)ハイテム	安曇野市穂高1853-3	0263-82-0271	0263-82-0271
(株)水建	松本市笹賀7085	0263-86-3381	0263-86-3381(転送あり)
(株)サンエス設備	安曇野市豊科南穂高82-2	0263-73-2008	0263-73-2008
(有)イシダ設備	安曇野市穂高有明10041-3	0263-83-4360	0263-83-4360(転送あり)
(株)長澤設備工業	大町市平8000-362	0261-22-1466	070-2643-3473
(有)岡村設備工業	大町市大町5511-2	0261-85-2807	090-4823-0763
(株)GCI	大町市平8040-106	0261-22-3145	0261-22-3145
(有)コーヨー住宅設備	松川村1124-2	0261-62-3529	0261-62-3529(転送あり)
ルピナ中部工業(株)	松本市宮渕2丁目3-31	0263-32-5568	070-6510-7288
(有)エヌ･ケイ設備工業	安曇野市穂高有明7174-1	0263-83-2252	0263-83-2252
水野建設(株)	池田町大字陸郷7454-6	0261-62-5313	090-4602-2028
(有)下里組	池田町大字会染8362-1	0261-62-9367	0261-62-9367
(株)信濃熱学	安曇野市穂高柏原4171-1	0261-62-4028	0263-88-5706(転送あり)
佐藤設備	松川村5651-238	0261-62-5320	0261-62-5320
安曇さく泉工業(株)	安曇野市豊科4328	0263-72-4512	0263-72-4512
(有)一本木建設	大町市常盤4726-2	0261-22-8498	0261-22-8498(転送あり)
(株)ピュアハウス	大町市八坂997-1	0261-85-0970	0261-85-0970(転送あり)
(有)テクノ安曇野	池田町大字池田2312-2	0261-62-7005	0261-62-7005(転送あり)
稲洋水道(株)	松本市筑摩1丁目13-16	0263-26-4079	090-1200-9731
(株)クサダ	松本市島内3849-1	0263-48-5200	0263-48-3119(24h受付)
(有)信州保温	安曇野市豊科5847	0263-72-2566	090-4615-3299
(有)東設備	白馬村北城2937-197	0261-72-5897	090-3083-3770
(有)みやび設備	安曇野市穂高8410-7	0263-82-6979	090-1869-3352
(株)エムケーシステム	安曇野市穂高1815-1	0263-82-4987	090-4464-8147
(株)巧誠	安曇野市三郷明盛3013	0263-88-5311	0263-88-5311(転送あり)
スザワ設備	池田町大字会染6101-76	0261-85-0833	0261-85-0833(転送あり)
(有)ニキ設備工事	安曇野市豊科5231-4	0263-72-8420	090-1432-5595
KOBAYASHI設備	安曇野市穂高有明10481-20	0263-83-6340	090-1409-3268
光住設	大町市大町5577-3	090-4952-9089	090-4952-9089
(株)ニイタカ	松本市里山辺3434-2	0263-34-2943	080-6934-2167
遠藤建設(株)	池田町大字池田2379	0261-62-2346	090-3083-1078
(株)敬陽設備	安曇野市穂高有明271-1	0263-88-3547	0263-88-3547
共進住設(株)	長野市徳間633-1	026-213-4681	026-213-4681
(株)アクア住設	茅野市宮川1388-3	0266-75-1237	0266-75-1237
ALTEC(株)	安曇野市穂高有明457-9	0263-88-5415	0263-88-5415
進栄設備工業(株)	松本市島内3250	0263-48-0005	0263-48-0005

１２　上水道施設関係

資料 12-3　　池田町上水道給水装置指定工事事業者名簿

令和６年４月現在

池田町役場　建設水道課　水道係

事業者名	所在地	連絡先	
		平日	休日等緊急時
(有)勝野設備工業所	池田町大字会染6103-6	0261-62-4070	0261-62-4070(転送あり)
(有)設備工業	池田町大字会染7845-7	0261-62-5129	0261-62-5129
(株)中部水工 池田営業所	池田町大字会染6821	0261-62-8364	0261-62-8364(転送あり)
(有)サン設備工業	池田町大字会染5094-1	0261-62-0162	0261-62-2448
(有)水錬	池田町大字会染6766-7	0261-62-6721	0261-62-6721
信光実業(株)大町支店	大町市常盤3630-22	0261-22-2848	090-3143-4321
日特工業(株)	大町市大町1861-1	0261-22-5266	0261-22-5266
(株)ハイテム	安曇野市穂高1853-3	0261-82-0271	0263-82-0271
(株)水建	松本市笹賀7085	0263-86-3381	0263-86-3381(転送あり)
(株)サンエス設備	安曇野市豊科南穂高82-2	0263-73-2008	0263-73-2008
(有)イシダ設備	安曇野市穂高有明10041-3	0263-83-4360	0263-83-4360
(株)長澤設備工業	大町市平8000-362	0261-22-1466	070-2643-3473
(有)岡村設備工業	大町市大町5511-2	0261-22-4885	0261-22-4885
(株)GCI	大町市平8040-106	0261-22-3145	0261-22-3145
(有)コーヨー住宅設備	松川村1124-2	0261-62-3529	0261-62-3529(転送あり)
ルピナ中部工業(株)	松本市宮渕2丁目3-31	0263-32-5568	070-6510-7288(24h受付)
(有)エヌ･ケイ設備工業	安曇野市穂高有明7174-1	0263-83-2252	0263-83-2252
水野建設(株)	池田町大字陸郷7454-6	0261-62-5313	090-4602-2028
(有)下里組	池田町大字会染8362-1	0261-62-9367	0261-62-9367
(株)信濃熱学	安曇野市穂高柏原4171-1	0261-62-4028	0263-88-5706(転送あり)
佐藤設備	松川村5651-238	0261-62-5320	0261-62-5320
朝日企画(株)	松川村783	0261-62-8614	0261-62-5607
安曇さく泉工業(株)	安曇野市豊科4328	0263-72-4512	0263-72-4512
(有)環境クリーンサービス	池田町大字会染8420	0261-62-0554	090-8773-4088
(有)一本木建設	大町市常盤4726-2	0261-22-8498	0261-22-8498
(株)千村設備工業	松本市笹賀3042-5	0263-58-2310	0263-58-2310
(株)ピュアハウス	大町市八坂997-1	0261-85-0970	0261-85-0970
(有)テクノ安曇野	池田町大字池田2312-2	0261-62-7005	0261-62-7005(転送あり)
稲洋水道(株)	松本市筑摩1丁目13-16	0263-26-4079	090-1200-9731
(株)クサダ	松本市島内3849-1	0263-48-5200	0263-48-3119(24h受付)
(有)信州保温	安曇野市豊科5847	0263-72-2566	090-4615-3299
(有)東設備	白馬村北城2937-197	0261-72-5897	090-3083-3770
小林設備	大町市平690-3	0261-23-5734	090-7213-7218
(有)みやび設備	安曇野市穂高8410-7	0263-82-6979	090-1869-3352
(有)三和テクノ	松本市寿豊丘276-1	0263-58-6033	090-1613-9425
(株)エムケーシステム	安曇野市穂高1815-1	0263-82-4987	090-4464-8147
(株)巧誠	安曇野市三郷明盛3013	0263-88-5311	0263-88-5311(転送あり)
スザワ設備	池田町大字会染6101-76	0261-85-0833	0261-85-0833(転送あり)
北アルプス総合設備(株)	大町市常盤4956-65	0261-85-2063	0261-85-2063(転送あり)
(有)ニキ設備工事	安曇野市豊科5231-4	0263-72-8420	090-1432-5595
KOBAYASHI設備	安曇野市穂高有明10481-20	0263-83-6340	090-1409-3268
光住設	大町市大町5577-3	090-4952-9089	090-4952-9089
(株)ニイタカ	松本市里山辺3434-2	0263-34-2943	080-6934-2167
遠藤建設(株)	池田町大字池田2379	0261-62-2346	090-3083-1078
(株)敬陽設備	安曇野市穂高有明271-1	0263-88-3547	0263-88-3547
共進住設(株)	長野市徳間633-1	026-213-4681	026-213-4681
(株)アクア住設	諏訪郡富士見町落合3060-34	0266-65-3388	0266-65-3388
ALTEC(株)	安曇野市穂高有明457-9	0263-88-5415	0263-88-5415

時点修正

１３　下水道施設関係

資料 13-2　　池田町下水道排水設備指定工事店一覧

令和７年５月現在

池田町役場　建設水道課　水道係

	工事店名	所在地	電話番号	給水指定工事店
池田町	(有)サン設備工業	池田町大字会染5094-1	0261-62-0162	○
	スザワ設備	池田町大字会染6101-76	0261-85-0833	○
	(有)勝野設備工業所	池田町大字会染6103-6	0261-62-4070	○
	(有)水錬	池田町大字会染6766-7	0261-62-6721	○
	(株)中部水工 池田営業所	池田町大字会染6821	0261-62-8364	○
	(有)設備工業	池田町大字会染7845-7	0261-62-5129	○
	(有)下里組	池田町大字会染8362-1	0261-62-9367	○
	(有)テクノ安曇野	池田町大字池田2312-2	0261-62-7005	○
	水野建設(株)	池田町大字陸郷7454-6	0261-62-5313	○
松川村	(有)コーヨー住宅設備	松川村1124-2	0261-62-3529	○
	(株)平林工業	松川村4488	0261-62-7427	
	佐藤設備	松川村5651-238	0261-62-5320	○
大町市	信光実業(株)大町支店	大町市常盤3630-22	0261-22-2848	○
	(有)一本木建設	大町市常盤4726-2	0261-22-8498	○
	北アルプス総合設備(株)	大町市常盤4956-65	0261-85-2063	
	日特工業(株)	大町市大町1861-1	0261-22-5266	○
	(株)相模組	大町市大町3052	0261-22-1800	
	(有)岡村設備工業	大町市大町5511-2	0261-85-2807	○
	光住設	大町市大町5577-3	090-4952-9089	○
	(株)ピュアハウス	大町市八坂997-1	0261-85-0970	○
	(株)傳刀組	大町市平7840	0261-22-0312	
	(株)長澤設備工業	大町市平8000-362	0261-22-1466	○
	(株)GCI	大町市平8040-106	0261-22-3145	○
白馬村	(株)大北設備	白馬村神城11490	0261-75-2735	
	(有)東設備	白馬村北城2937-197	0261-72-5897	○
松本市	ルピナ中部工業(株)	松本市宮渕2丁目3-31	0263-32-5568	○
	(株)水建	松本市笹賀7085	0263-86-3381	○
	稲洋水道(株)	松本市筑摩1丁目13-16	0263-26-4079	○
	進栄設備工業(株)	松本市島内3250	0263-48-0005	○
	(株)クサダ	松本市島内3849-1	0263-48-5200	○
	(株)ニイタカ	松本市里山辺3434-2	0263-34-2943	○
安曇野市	(株)巧誠	安曇野市三郷明盛3013	0263-88-5311	○
	(株)エムケーシステム	安曇野市穂高1815-1	0263-82-4987	○
	(株)ハイテム	安曇野市穂高1853-3	0263-82-0271	○
	(有)丸山設備	安曇野市穂高6739-1	0263-81-0288	
	(有)みやび設備	安曇野市穂高8410-7	0263-82-6979	○
	(株)信濃熱学	安曇野市穂高柏原4171-1	0261-62-4028	○
	(有)アルテ長野	安曇野市穂高牧727	0263-83-6565	
	(有)イシダ設備	安曇野市穂高有明10041-3	0263-83-4360	○
	KOBAYASHI設備	安曇野市穂高有明10481-20	0263-83-6340	○
	(株)シナノ	安曇野市穂高有明1702-9	0263-83-7553	
	(株)敬陽設備	安曇野市穂高有明271-1	0263-88-3547	○
	ALTEC(株)	安曇野市穂高有明457-9	0263-88-5415	○
	(有)エヌ・ケイ設備工業	安曇野市穂高有明7174-1	0263-83-2252	○
	安曇さく泉工業(株)	安曇野市豊科4328	0263-72-4512	○
	(有)ニキ設備工事	安曇野市豊科5231-4	0263-72-8420	○
	(有)信州保温	安曇野市豊科5847	0263-72-2566	○
	(株)サンエス設備	安曇野市豊科南穂高82-2	0263-73-2008	○
北信	共進住設(株)	長野市徳間633-1	026-213-4681	○
南信	(株)アクア住設	茅野市宮川1388-3	0266-75-1237	○

１３　下水道施設関係

資料 13-2　　池田町下水道排水設備指定工事店一覧

令和６年５月現在

池田町役場　建設水道課　水道係

	工事店名	所在地	電話番号	給水指定工事店
池田町	(有)サン設備工業	池田町大字会染5094-1	0261-62-0162	○
	(有)水錬	池田町大字会染6766-7	0261-62-6721	○
	(株)中部水工 池田営業所	池田町大字会染6821	0261-62-8364	○
	(有)勝野設備工業所	池田町大字会染6103-6	0261-62-4070	○
	(有)設備工業	池田町大字会染7845-7	0261-62-5129	○
	(有)下里組	池田町大字会染8362-1	0261-62-9367	○
	水野建設(株)	池田町大字陸郷7454-6	0261-62-5313	○
	(有)環境クリーンサービス	池田町大字会染8420	0261-62-0554	○
	(有)テクノ安曇野	池田町大字池田2312-2	0261-62-7005	○
	スザワ設備	池田町大字会染6101-76	0261-85-0833	○
松川村	(有)コーヨー住宅設備	松川村1124-2	0261-62-3529	○
	佐藤設備	松川村5651-235	0261-62-5320	○
	朝日企画(株)	松川村753	0261-62-3614	○
	(株)平林工業	松川村4488	0261-62-7427	
大町市	(株)GCI	大町市平8040-106	0261-22-3145	○
	日特工業(株)	大町市大町1861-1	0261-22-5266	○
	(株)長澤設備工業	大町市平8000-362	0261-22-1466	○
	(株)大八木建設	大町市大町5395-1	0261-22-1509	
	(株)相模組	大町市大町3052	0261-22-1800	
	信光実業(株)大町支店	大町市常盤3630-22	0261-22-2848	○
	(株)傳刀組	大町市平7840	0261-22-0312	
	(有)岡村設備工業	大町市大町5511-2	0261-22-4955	○
	(有)一本木建設	大町市常盤4726-2	0261-22-5498	○
	(株)ピュアハウス	大町市八坂997-1	0261-85-0970	○
	小林設備	大町市平890-3	0261-23-5734	○
	北アルプス総合設備(株)	大町市常盤4956-65	0261-85-2063	○
	光住設	大町市大町5577-3	090-4952-9089	○
白馬村	(株)大北設備	白馬村神城11490	0261-75-2735	
	(有)東設備	白馬村北城2937-197	0261-72-5897	○
松本市	ルピナ中部工業(株)	松本市宮渕2丁目3-31	0263-32-5568	○
	稲洋水道(株)	松本市筑摩1丁目13-16	0263-26-4079	○
	(株)水建	松本市笹賀7085	0263-86-3381	○
	(株)千村設備工業	松本市笹賀3042-8	0263-88-2310	○
	(株)クサダ	松本市島内3849-1	0263-48-5200	○
	(株)ニイタカ	松本市里山辺3434-2	0263-34-2943	○
安曇野市	(有)エヌ・ケイ設備工業	安曇野市穂高有明7174-1	0263-83-2252	○
	(株)ハイテム	安曇野市穂高1853-3	0261-82-0271	○
	(有)丸山設備	安曇野市穂高6739-1	0263-81-0288	
	(有)イシダ設備	安曇野市穂高有明10041-3	0263-83-4360	○
	(株)サンエス設備	安曇野市豊科南穂高82-2	0263-73-2008	○
	(株)シナノ	安曇野市穂高有明1702-9	0263-83-7553	
	(有)アルテ長野	安曇野市穂高牧727	0263-83-6565	
	安曇さく泉工業(株)	安曇野市豊科4328	0263-72-4512	○
	(有)信州保温	安曇野市豊科5847	0263-72-2566	○
	(有)みやび設備	安曇野市穂高8410-7	0263-82-6979	○
	(株)エムケーシステム	安曇野市穂高1815-1	0263-82-4987	○
	(株)巧誠	安曇野市三郷明盛3013	0263-88-5311	○
	(株)信濃熱学	安曇野市穂高柏原4171-1	0261-62-4028	○
	(有)ニキ設備工事	安曇野市豊科5231-4	0263-72-8420	○
	KOBAYASHI設備	安曇野市穂高有明10481-20	0263-83-6340	○
	(株)敬陽設備	安曇野市穂高有明271-1	0263-88-3547	○
	ALTEC(株)	安曇野市穂高有明457-9	0263-88-5415	○
北信	共進住設(株)	長野市徳間633-1	026-213-4681	○
南信	(株)アクア住設	諏訪郡富士見町落合3060-24	0266-65-3355	○

時点修正

１６　建築物被害・防災都市計画関係 （削除）	１６　建築物被害・防災都市計画関係 資料 16-6 北安曇郡池田町と中部電力株式会社安曇野営業所大町サービスステーションの災害時における相互協力に関する協定書 （目的） 第１条　本協定は、北安曇郡池田町（以下、甲という。）および中部電力株式会社安曇野営業所大町サービスステーション（以下、乙という。）が、甲の管轄する区域（以下、池田町区域という。）で地震、洪水等の自然現象およびその他の理由による災害が発生した場合または発生する恐れがある場合（以下、災害時という。）に円滑な相互連携・協力を図ることを目的とする。 （災害発生時の連絡態勢の確立） 第２条　甲および乙は、池田町区域における災害時には連絡態勢を確立し、相互に協力して被害情報等必要な情報の共有に努めることとする。 ２　前項に基づき確立する連絡態勢の具体的な内容は、甲および乙の両者間で協議の上で決定することとする。 （災害発生時の相互協力） 第３条　甲および乙は、相互に協力を要すると判断した場合には、次の各号に定める相互協力について、自ら行う業務に支障のない範囲においてこれに応じるものとする。 （１）　乙による甲の救援活動に必要となる活動拠点への電源供給および停電情報等の提供 （２）　甲による乙の災害復旧に必要となる道路通行のための、倒木処理、道路除雪等の道路啓開処置 （３）　その他被災地域の復旧や救護活動に必要と認められる事項 ２　甲は、前項第１号の活動拠点について、あらかじめ定めておくものとし乙に対して周知連絡するとともに、必要により、意見交換等の場を通じて、その優先順位について、乙と協議を行う。 （電力供給施設に関する保安伐採） 第４条　乙は災害時に支障となり得る樹木の事前伐採（以下、保安伐採という。）について、その位置や範囲を甲に周知連絡するとともに、保安伐採の実施に対する協議を行うものとする。 ２　甲は、前項により連絡を受けた保安伐採の具体的な実施にあたり、乙との協議内容に基づき、甲の行う業務の範囲において、これに協力するものとする。 （災害発生時における敷地および施設の提供）	公共機関としての公平性確保のための協定解除の申出により削除

	第５条　乙は、災害時の復旧活動に必要となる物資ならびに機材類の集積所（以下、前進基地という。）として、甲が管理する公園等の敷地および甲が所有する施設について、提供を受けることができるものとする。 （定期的な情報交換の実施） 第６条　甲および乙は、本協定に定められた内容を災害時に円滑に実施するため、定期的な情報交換を実施することとする。 （情報管理の徹底） 第７条　甲および乙は、本協定に基づいて知り得た情報については、公知の情報を除き、情報の管理を徹底するものとする。ただし、事前に両者が当該情報の開示について合意した場合はこの限りではない。 （安全管理） 第８条　本協定の実施にあたっては、甲および乙は相互に協力し、安全の確保には万全を期して行うものとする。 （損害賠償） 第９条　損害賠償は次の各号による。 なお、各号に該当しない補償は、甲と乙が協議の上で解決にあたる。 （１）　甲（乙）が故意または過失により乙（甲）の物品を損傷した場合、甲（乙）は乙（甲）に対し損害賠償を行う。 （２）　第三者に危害、損傷等を与えた場合、甲（乙）に故意または過失がある場合は甲（乙）が賠償を行う。 （協定の有効期間） 第 10 条　本協定の有効期間は、協定の締結から１年間とする。 なお、期間満了３か月までに甲乙いずれからもそれぞれの相手方に対して文書による変更または廃止の申し出がない場合は、本協定期間満了の日の翌日から更に１年間継続するものとし、以降も同様とする。 （対応窓口） 第 11 条　本協定の運営に関わる事項についての対応窓口は、次に定めるとおりとする。 甲　：　北安曇郡池田町　総務課消防防災係 乙　：　中部電力株式会社　電力ネットワークカンパニー 長野支社　安曇野営業所　大町サービスステーション （疑義等の解決） 第 12 条　本協定に定めのない事項および本協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上で必要な事項について定めるものとする。 （その他） 第 13 条　本協定は２通作成し、甲および乙それぞれ記名押印の上、各１通を保管するものとする。	

１８　自主防災組織関係 資料 18-1 池田町自主防災組織補助金等交付要 平成 15 年３月１日告示第６号 （趣旨） 第1条　この要綱は、町民の防災意識の高揚と自主防災組織の強化を図るため、防災物資を購入及び防災士資格を取得しようとする自主防災組織に対し、予算の範囲内において防災物資購入及び防災士資格取得費補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。 （定義） 第2条　この要綱において、「自主防災組織」とは、自治会単位に組織され地域の防災活動を行っている団体をいう。 （交付対象） 第3条　防災物資購入及び防災士資格取得補助金の交付対象は、自主防災組織する。 （補助の対象） 第4条　補助金の対象は、防災物資及び防災士資格取得費用とし、防災物資は別表に掲げる物資で、防災活動において専ら避難誘導又は負傷者等の救護並びに避難所において応急のために使用するものとする。また、防災士資格取得費用は特定非営利活動法人日本防災士機構（以下「日本防災士機構」という。）の認証登録を受けたものとする。 （補助金額） 第5条　補助金額は、防災物資購入費の2分の１以内の額（千円未満切捨て）とし、5万円を限度とする。なお、複数年専任による自主防災会長と認められる組織にあっては、購入費の3分の2以内の額（千円未満切捨て）とし、7万円を限度とする。 ただし、補助金の交付期間は1組織5年間とする。 ２　防災士については、日本防災士機構が認証した研修機関にいる研修の受講料又は、日本防災士機構が実施する防災士資格取得試験の受講料並びに日本防災士機構への防災士認証登録の申請料とし、費用の2分の１以内の額（千円未満切捨て）とし、3万円を限度とする。ただし、交付人数は1組織1名とし年5人までとする。 （補助金の申請）	平成３０年１１月７日 甲　池田町長　　甕　　聖章 乙　中部電力株式会社　電力ネットワークカンパニー 長野支社　安曇野営業所　大町サービスステーション 所長　　泉澤　昭平 １８　自主防災組織関係 資料 18-1 池田町自主防災組織補助金等交付要綱 平成 15 年３月１日告示第６号 （趣旨） 第１条　この要綱は、町民の防災意識の高揚と自主防災組織の強化を図るため、組織の立ち上げ及び防災資機材を購入する自主防災組織に対し、予算の範囲内において組織化費用交付金及び防災資機材購入費補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。 （定義） 第２条　この要綱において、「自主防災組織」とは、自治会単位に組織され地域の防災活動を行っている団体をいう。 （交付対象） 第３条　組織化費用交付金の交付対象は、自主防災組織を立ち上げた自治会とする。 （交付金の金額） 第４条　各自治会に交付する組織化費用の金額は 10 万円とする。 （交付金の申請） 第５条　交付金を受けようとする自治会は、自主防災組織の規約及び組織表を町長に提出しなければならない。 （補助の対象） 第６条　補助金の対象は、防災資機材（以下「防災資機材」という。）及び防災士取得費用とし、防災資機材は別表に掲げる資機材で、防災活動において専ら避難誘導又は負傷者等の救護並びに避難所において応急のために使用するものとする。また、防災士取得費用は特定非営利活動法人日本防災士機構（以下「日本防災士機構」という。）の認証登録を受けたものとする。 （補助金額）	要件及び補助金額の修正等の一部改正に伴う修正

第6条　補助金を受けようとする自主防災組織の代表者は、補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。 （1）事業計画書（様式第2号） （2）収支予算書 （3）見積書 （4）防災物資保管場所 （5）その他町長が必要と認める書類 2　町長は補助金交付の申請があったときは、申請に係る書類の審査及び現地調査等により補助金を交付すべきと認めたときは、池田町自主防災組織補助金交付決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。 （実績報告書） 第7条　防災物資の購入又は防災士資格を取得したときは、速やかに補助事業実績報告書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。 （1）収支計算書 （2）領収書 （3）購入した防災物資の写真 （4）資格取得した防災士認証状又は防災士証（カード） （5）その他町長が必要と認める書類 第8条　町長は前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金交付決定条件に適合すると認めたときは、補助金の交付額を確定し池田町自主防災組織補助金確定通知書（様式第5号）により速やかに補助対象者に通知するものとする。 （補則） 第9条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。 附　則 この要綱は、公布の日から施行する。ただし、第6条から第 10 条の規定は平成 15 年4月1日から適用する。 附　則（令和2年3月 10 日告示第 31 号） この要綱は、公布の日から施行し、平成 31 年4月1日から適用する。 附　則（令和7年3月 28 日告示第 47 号） この要綱は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。	第７条　補助金額は、防災資機材購入費の２分の１以内の額（千円未満切捨て）とし、万円を限度とする。ただし、補助金の交付期間は１組織５年間とする。 （補助金の申請） 第８条　補助金を受けようとする自主防災組織の代表者は、補助金交付申請書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。 （１）　事業計画書（様式第２号） （２）　収支予算書 （３）　見積書 （４）　防災資機材保管場所 （５）　その他町長が必要と認める書類 ２　町長は補助金交付の申請があったときは、申請に係る書類の審査及び現地調査等により補助金を交付すべきと認めたときは、池田町自主防災組織補助金交付決定通知書（様式第３号）により当該申請者に通知するものとする。 （実績報告書） 第９条　防災資機材を購入したときは、速やかに補助事業実績報告書（様式第４号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。 （１）　収支計算書 （２）　領収書 （３）　購入した防災資機材の写真 （４）　その他町長が必要と認める書類 第 10 条　町長は第９条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金交付決定条件に適合すると認めたときは、補助金の交付額を確定し池田町自主防災組織補助金確定通知書（様式第５号）により速やかに補助対象者に通知するものとする。 （補則） 第 11 条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。 附　則 この要綱は、公布の日から施行する。ただし、第６条から第 10 条の規定は平成 15 年４月１日から適用する。 附　則（令和２年３月 10 日告示第 31 号） この要綱は、公布の日から施行し、平成 31 年４月１日から適用する。	

別表（第4条関係）

対象防災物資

物資名		
電池メガホン	ビニールシート	ヘルメット
リヤカー	砂袋	防災服
一輪車	ロープ	防災靴
携行缶	バケツ	標旗・腕章
消火器	ナベ	懐中電灯
折りたたみはしご	釜	トランジスターラジオ
浄水機	のこぎり	トランシーバー
担架	鍬	ガスコンロ
発電機	おの	ガスボンベ
灯光機	ナタ	備蓄食料・飲料
コードリール	つるはし	
テント	ペンチ	
簡易ベッド	鉄線ばさみ	
ゴザ	ハンマー	
救急セット	バール	
毛布	スコップ	
その他町長が必要と認めたもの		

別表

対象防災資機材

資機材名		
電池メガホン	ビニールシート	ヘルメット
リヤカー	砂袋	防災服
一輪車	ロープ	防災靴
携行缶	バケツ	標旗・腕章
消火器	ナベ	懐中電灯
折りたたみはしご	釜	トランジスターラジオ
浄水機	のこぎり	トランシーバー
担架	鍬	ガスコンロ
発電機	おの	ガスボンベ
投光機	ナタ	
コードリール	つるはし	
テント	ペンチ	
簡易ベッド	鉄線はさみ	
ゴザ	ハンマー	
救急セット	バール	
毛布	スコップ	
その他町長が必要と認めたもの		